

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んで来たか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
											短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
I ともに支え合う地域づくり	1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (1)地域で支え合う仕組みづくり 民生委員・児童委員活動事業費	<p>◆人口減少と高齢化</p> <p>(国勢調査7年～17年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口816千人→796千人(▲20千人) 高齢化率20.6%→25.9%(+5.3%) <p>(H22.1住基人口：高齢化率28.1%、うち村部36.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落の減少 2,418→2,380(▲58) <p>(H17では50世帯未満の集落の割合58%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢単身世帯の増加 28,946→40,918世帯(+11,972世帯) <p>※定員 2,458人→実人員(H21.3) 2,428人(▲30)</p> <p>県▲10(芸西村▲1、大豊町▲8、仁淀川町▲1)、高知市▲20</p> <p>※全国一の民生委員定数(18人口10万人当たり)</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童10万人当たりの小学校・中学校は全国1位 長期欠席児童数(小学校児童千人当たり)5位(10.11人) 長期欠席生徒数(中学校生徒千人当たり)3位(44.21人) 生活保護被保護実人員(月平均・人口千人当たり)3位(21.82) 民生委員数(人口10万人当たり)1位(310.5人) 出典：県政の主要指標(平成21年度版) 	<p>◆民生委員・児童委員の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 活動費の助成 民間事業者との地域見守り協定の締結(6協定) <p>H19 (4協定) 高知新聞社・高新会(株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株)</p> <p>H20 (1協定) 四国電力(株)</p> <p>H21 (1協定) 県下16JA・中央会</p> <p>【H22 1～四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ジャンパーの作成 民生委員大会の開催 <p>◆地域見守り協定ロゴマークの作成と活用</p>	<p>誰もが安全で安心して暮らせる地域コミュニティの再生・強化</p> <p>○民生委員・児童委員活動の住民への周知</p> <p>○民生委員の活動の温度差</p> <p>○後継者不足</p>	<p>◆民生委員・児童委員活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動しやすい環境づくり ○地域での見守り活動の充実 ○民生委員活動のPR <p>○知識・技術の習得(レベルアップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 体系的研修の実施 定期的な情報交換会の実施等行政関係機関との連携強化 日常活動の支援ハンドブックの作成 <p>○今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動ハンドブックの作成(7月予定) 2年目、3年目研修(7月、8月予定) 一斉改選(12月1日)に向けた準備 定数報告(8月末) 推薦名簿提出(9月末) <p>○一斉改選</p> <ul style="list-style-type: none"> 22.12.1一斉改選での人員確保 	民生委員・児童委員	<p>◆活動費助成の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村への助成費調査中 <p>◆ジャンパー作成(5月)</p> <p>◆活動支援ハンドブック作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成中 B5版で40～50ページ 関係課とも調整中 <p>◆広報番組でのPR(9月)</p> <p>◆市町村の情報提供の実態調査(8月)と改善の検討</p> <p>県域協定に基づき、地域地域での見守りネットワークが充実</p> <p>◆新任研修の充実(2・3年目研修の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年目研修(8/3) 3年目研修(7/23) <p>◆ブロック別研修会(7ヶ所) 7月～8月</p> <p>◆6月末 市町村からの定数協議</p> <p>◆8月末 国への定数報告</p> <p>◆9月17日予定(民生委員専門分科会)</p> <p>◆9月末日 国へ推薦名簿提出</p> <p>◆一斉改選(12月)</p> <p>◆11月6日予定 委員定数告示</p> <p>◆12月1日 委嘱状伝達式(知事)</p>	<p>○高知型福祉の実現に向けて県や市町村と一体となった活動が活発化</p> <p>○県・市町村と一体となった活動が活発となり、2,500人のメンバーが地域で十分に発揮されている</p>				
		支え合いの地域づくり事業費 (支え合いの地域づくり推進事業費、地域支え合い活動促進事業費、地域福祉計画等推進費)	<p>◆地域活動の基盤となる地域福祉計画の策定が遅れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村地域福祉計画 策定率17.6%(6市町) ○市町村社協地域福祉活動計画 策定率20.6%(7社協) ○県地域福祉支援計画 本県は未策定(策定済：37/47都道府県) <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未策定(10) 東京、石川、長野、奈良、広島、徳島、愛媛、高知、鹿児島、沖縄 	<p>◆支え合いの地域づくり(地域福祉計画等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村での支え合いの仕組みづくりの支援 ◆地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定支援 ◆支え合いの仕組みづくりの支援(H18～20) モデル5地区(室戸市、仁淀川町、梶原町、黒潮町、四万十市西土佐) <p>○計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定済市町村 6市町(室戸市、須崎市、土佐清水市、四万十市、佐川町、梶原町) 策定済市町村社協 7社協(須崎市、土佐清水市、本山町、土佐町、佐川町、日高村、しまんと町) <p>【H22 1～四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉専門分科会(5月31日) 市町村(市町村社協)地域福祉計画作成担当者会議(6月1日) ※参加者 29市町村 38名 28社協 42名 計70名 参加 	<p>○モデルに終わり、県下全域での地域福祉向上の基盤づくり(官民連携した支え合いの意図的な再構築)に至っていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆計画策定に対する理解不足、体制の不備等 ◆官民協働の理解、連携不足 	<p>◆県地域福祉支援計画の策定と実践活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県地域福祉支援計画の策定 ○市町村アクションプランの策定(市町村等) <p>【市町村計画策定支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後の取り組み 部長等による各市町村長への取り組み依頼 市町村(市町村社協)地域福祉計画策定担当者会議(10月予定) <p>【県支援計画策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後の取り組み 第2回専門分科会(8月) 県下6ブロック意見交換会(9月～10月) 第3回専門分科会(10月) 社会福祉審議会(11月) パブコメ(12月～1月) 専門分科会(2月) 社会福祉審議会(3月) 	県民 市町村	<p>◆策定のための審議会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会2回、検討会2回、意見交換会6回 <p>◆5月31日 地域福祉専門分科会開催</p> <p>◆6月21日 委託業務プロボ審査</p> <p>◆ジャパンインターナショナル総合研究所</p> <p>◆地域福祉支援計画の策定</p> <p>◆8月30日 地域福祉専門分科会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月～10月 ブロック別意見交換会予定 10月 専門分科会予定 11月 社会福祉審議会予定 12月～1月 パブコメ実施 2月 専門分科会 2月 社会福祉審議会(答申) <p>◆市町村地域福祉計画等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村地域福祉計画と社協地域福祉活動計画の一体的な策定支援(22・23年度を目標) 研修会の実施(6月、10月) 6月1日 市町村・市町村社協研修 <p>◆地域アクションプランの実行支援</p>	<p>○県地域福祉支援計画の策定</p> <p>○全市町村で市町村地域福祉計画、市町村社協地域福祉活動計画の一体的な策定作業が進み、実践活動が始まっている</p> <p>○地域アクションプランのもと地域で住民も参加した話し合い、ネットワークの形成が図られ地域の支え合い活動が活発化</p> <p>○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組みができています</p>			

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者					
						区分	年齢				
(1) あったかふれあいセンター事業費	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年→17年) ・人口816千人→796千人(▲20千人) ・高齢化率20.6%→25.9%(+5.3%) ◆地域での支え合いの力が弱まっている ・H21県民世論調査では55.8%の人が感じている ◆中山間地域では全国一律の縦割りの福祉サービス基準では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービス利用者が少ないためサービスが提供されにくい状況となっている	◆あつたかふれあいセンターの整備促進(H21～) ・H21 22市町村28箇所(新規雇用76人) ・H21～23の全体計画 34市町村44箇所予定(新規雇用126人) [H22 1～四半期実績] ・平成21年度事業実績報告 22市町村 28ヶ所 新規雇用者 76人 ・平成22年度事業交付決定 29市町村 38ヶ所 新規雇用者 109人 ・事業分析に当たってのデモ版を5ヶ所で実施(宿毛、西土佐、北川、馬路、中土佐(つどい))	○子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域に必要なサービスを受け、安心して暮らせる仕組みづくりが遅れている	◆あつたかふれあいセンターの整備促進 ○あつたかふれあいセンターの取り組みの拡大 ○情報共有・ネットワーク化 ○事業継続の取り組み ○制度化の検討 [課題] ○あつたかふれあいセンター推進協議会の開催 ○ニーズ、生活課題、これから持つべき機能など実態把握と今後の継続に向けた姿の共有 ・事業分析 ・全事業所での利用者調査を実施予定 ・市町村ごとの地域資源の把握予定等 ・他県でのフレキシブル支援センターの取り組みを照会中	市町村 県民						
								◆社会福祉協議会を通じた基盤づくり ○社会福祉協議会の活動支援 <県社協> ・運営活動費の助成 ・ふくし交流プラザ管理運営委託(H20～22) ・プラザ駐車場の確保(H21) <市町村社協> ・活動ステップアップ実践研修の実施(H20～21 9市町村)	○県社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉推進の拠点としてのプラザの利用拡大 ○市町村社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉の推進役となるためのステップアップ(地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の意識、体制の弱さに加え職員にも現業務での手一杯感)	◆社会福祉協議会の活動の活性化支援 ○県社協 ・人事交流等組織機能強化支援 ・プラザの指定管理のあり方検討 ○市町村社協 ・組織機能強化支援 ・指導監査による体制と事業内容の協議等 ・意欲的な社協の集中支援 ・地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の策定支援等 ○目標を持った計画的な育成・確保策の実施 ○取り組みのPR方法、実施方法含む改善と関係機関との連携活動強化	県社協・市町村社協
								◆福祉人材・ボランティアの育成・確保支援 ○ボランティアセンターの活動支援 ○ボランティアコーディネーターの支援 ○福祉教育、ボランティア学習推進 H21香南市、北川村 ○災害ボランティアセンター等体制づくりの支援 H19:3市町村(安芸市、須崎市、四万十市) H20:5市町村(高知市、南国市、香南市、中土佐町、黒潮町) H21:7市町村(土佐市、土佐清水市、東洋町、大豊町、四万十町、大月町、三原村) [H22 1～四半期実績] ・災害ボランティアセンター体制づくり検討会の開催(4月～5月)にかけ情報交換会を開催(22社協参加)	○目標を持った計画的な育成・確保ができていない ○制度や仕組み、ボランティア活動のPR、関係機関との連携、参加者の増の取り組みが弱い	○地域のボランティアコーディネーターの育成・支援 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○災害ボランティアセンターの全市町村での体制づくり [今後の取り組み] ・平成22年度立ち上げ予定の8社協への支援(中芸5ヶ町村、香南市、佐川町、津野町) ・災害ボランティアセンター運営模擬訓練の実施 ○パッチャルボランティアセンター運営充実(訪問者と登録団体の増) ○介護福祉士の養成	市町村社協・県民・学生

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
立ち上げ支援 (実施) 22市町村 28箇所 雇用 76人	(実施予定) 29市町村 38箇所(H22～開始7市町村11箇所) ※協議中 5市町村 雇用 126人			○住民参画のもと福祉サービスが必要とする人が、身近な地域で支援を受けることができる ○国への政策提言による新たな制度化の実現(基金終了後の事業継続のしくみ)	○県下全域であつたかふれあいセンターを拠点とした新たな官民協働の支え合い活動が継続的に行われる ○地域コミュニティの再生強化が図られる
国への制度化の提言	あつたかふれあいセンター推進協議会の開催 1月 7月、10月	推進協議会の継続	新たな制度化での展開		
事業評価/制度化検討(日本福祉大学との連携)	実態把握と協議	政策提言			
指定管理のあり方の検討	新たな指定管理			○社会福祉協議会の体制が充実し活動が活発化	○社会福祉協議会を中心とした地域の社会福祉活動が活発になり住民主体のまちづくりの基盤ができる
駐車場の拡張整備 71台	12月議会提案				
指導監査のマニュアルづくり	指導監査				
県社協と連携した指導	16市町村 16市町村				
	8月～11月 16市町村 監査予定				
地域のボランティア活動をつなぐボランティアコーディネーターを支援				○福祉人材が育ち県内で活躍が活発化	○人材ネットワークが形成され県内全域で地域福祉活動が活発化
1ヶ所、受講者約30名	1ヶ所、約30名	1ヶ所、約30名			
地域連携による福祉教育、ボランティア学習の実践とコーディネート機能の強化 実践事業と講座の開催					
2校/2か年事業、受講者約30名	2校/2か年、約30名	2校/2か年、約30名			
災害ボランティアセンター体制づくり			H24 全市町村終了予定		
7市町村	8市町村	6市町村	5市町村		
災害ボランティアセンター体制づくり検討会の設置	中芸5ヶ町村、香南市、佐川町、津野町				
訪問者と登録団体					
16500/月、500団体	545団体、成果指標検討	590団体			
介護福祉士の養成 21人	29人	26人			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

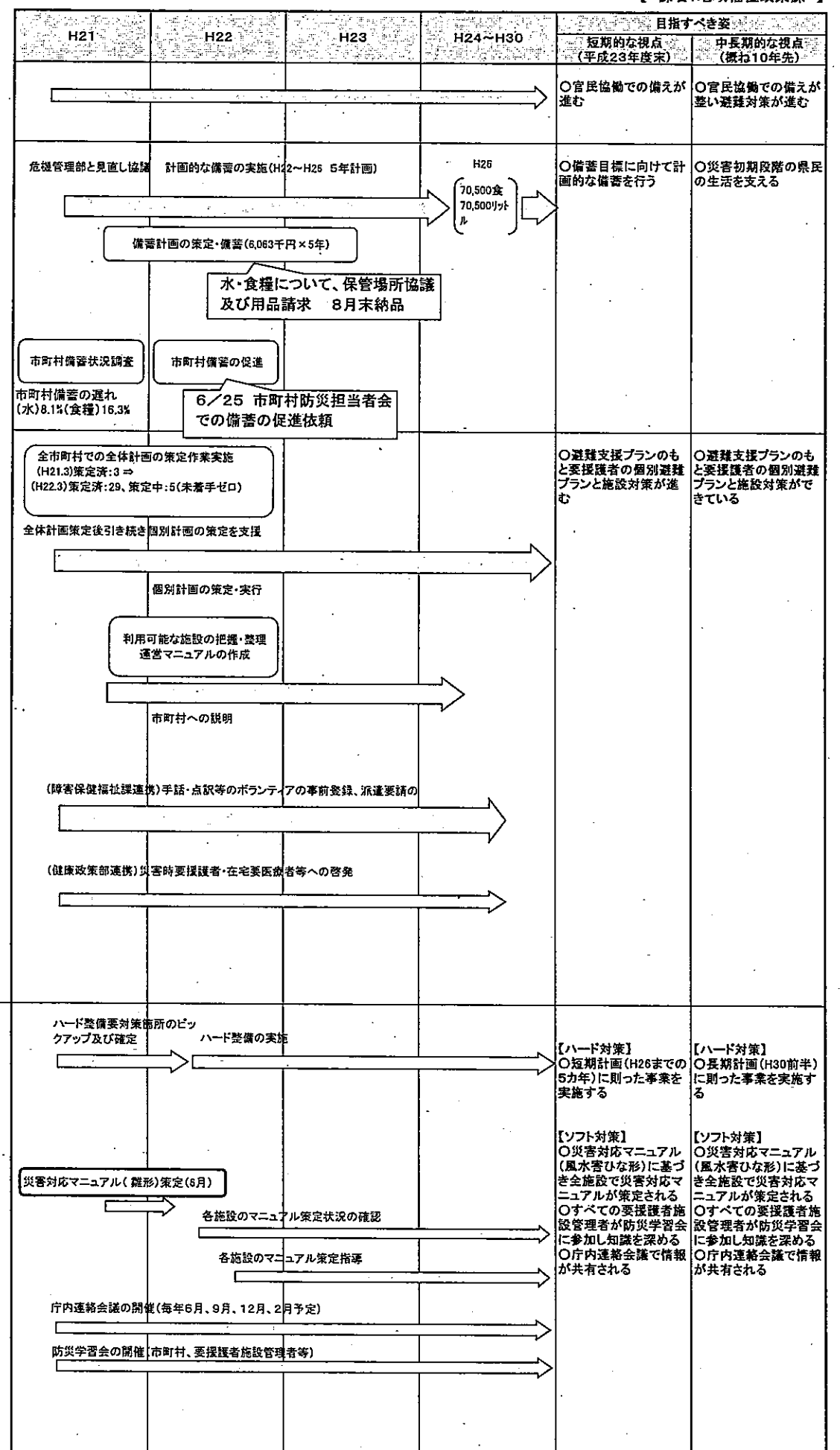
【 課名：地域福祉政策課 】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者		
					区分	年齢	
(4) 遠家族等の援護対策 帰国者等援護対策事業費	<p>○中国残留邦人 71人 中国からの帰国時において年齢が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。 居住地：高知市57人、室戸市1人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町2人、四万十町1人 (参考)支援の対象となる国費同伴帰国した親族約90名</p> <p>◆収入や資産形成が不十分</p> <p>◆社会への適応が不十分</p> <p>①日本語が不自由</p> <p>②市町村役場のサポートが不十分</p> <p>③就労問題、生活上の問題発生</p>	<p>◆中国帰国者援護対策国の援護対策を基本にした支援</p> <p>・高齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4)</p> <p>・日本語教室の開催 潮江南教室 3コース 入門、初級、中上級 北竹島教室 中上級 横浜教室 初級 計3教室 5コース (H21～国10/10)</p> <p>・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10)</p> <p>市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10)</p> <p>就労生活相談室の設置 場所：県保健衛生総合庁舎2階 週4日 10時～16時 相談員2名</p> <p>支援・相談員の派遣 3名(高知市以外を担当) (H20～)(国10/10)</p>	<p>帰国者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要</p> <p>市町村職員の理解の程度が十分と言えない</p>	<p>○生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保健所において支給</p> <p>○個人ごとの習熟の程度に応じたきめ細かい教育体制の整備</p> <p>○取組の充実 県から市町村への業務移管により、身近な所で支援を実施する。支援の必要な帰国者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の実施、拡充を進める。</p> <p>○相談事業の継続</p>		中国残留邦人 (高齢者)	61～94
戦傷病者・戦没者遺族等援護費	<p>◆高齢化と会員の減少 団体としての活動も難しくなりつつある。 ・(財)高知県遺族会 正会員(妻) 1,016人 準会員(子等) 5,593人</p> <p>・(財)高知県傷痍軍人連合会 会員 190人 (H22法人解散予定)</p> <p>・高知軍恩連盟 会員 1,990人</p>	<p>◆戦傷病者、戦没者遺族等援護 ・全国戦没者追悼式へ参列 8/15 参列者80名</p> <p>・高知県戦没者追悼式の実施 11/1 参列者800名</p> <p>・沖縄「土佐之塔」慰霊祭へ参列 11/13 参列者60名</p> <p>・団体等慰霊祭へ参列 護国神社慰霊祭 (4/2、11/2) 2回 海洋会等団体主催10回 市町村等主催 42回</p> <p>・左の3団体へ事業費助成 (参考)団 相談員の配置 戦傷病者相談員 16名 戦没者遺族相談員23名 ・特別弔慰金、特別給付金等の支給</p>	<p>関係者の高齢化に伴う対象者及び行事等参加者の減少</p> <p>シベリア抑留者特措法成立に対する円滑な対応</p>	<p>○援護事業の継続</p> <p>○特別給付金の支給を行う平和祈念事業特別基金の業務への協力 (抑留期間に応じて25万～150万円支給)</p>			

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
生活支援給付金の支給 4世帯5人 7,858千円				帰国者の不安の解消と生活の安定	帰国者の不安の解消と生活の安定
きめ細かな教育の実施 ・潮江南教室 13名 ・北竹島教室 26名 ・横浜教室 18名 H21受講生計57名	日本語教室の拡充(習熟度別) 5コース → 6コース 北竹島教室に初級コース新設				
通訳の派遣 35回					
市町村職員研修の実施 1回/年	高知市における地域生活支援事業の開始。 ・歌による日本語習得教室 2回/月 ・家庭料理、屋外行事参加など交流事業 4回/年		高知市における地域生活支援事業の拡充、内容の充実		
就労生活相談室、支援・相談員による相談事業の実施 (相談実績) 就労生活相談室 596件 支援・相談員 4件					
援護事業の継続				県を挙げての追悼と県民の平和を祈念する意識の向上	県を挙げての追悼と県民の平和を祈念する意識の向上
	シベリア特措法施行 (H22.6.16)への対応				

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿				
					区分	年齢					短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)			
3 セーフティネット施策の充実・強化 (1)低所得者等の生活支援の充実・強化 地域福祉事業費(生活福祉資金貸付事業費、福祉サービス利用支援事業費) 支え合いの地域づくり事業費(福祉サービス推進事業費)		<p>◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援)</p> <p>○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯) H20貸付決定 67件 80,312千円</p> <p>【H22 1～四半期 実績】 1.高知県生活福祉・就労支援協議会(5月31日)</p> <p>【H22 1～四半期 実績】 1.生活福祉資金窓口の各市社協に相談員12名を配置(高知市2名)</p> <p>※H21.10制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・適帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ</p> <p>○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等) 生活支援員8名 H20契約 94人</p>	<p>○制度の周知 制度が十分知られているとは言えない ○必要な援助となるまでに時間を要する</p>	<p>◆セーフティネット施策の利用促進 ・国等と連携した円滑な利用促進</p> <p>○生活福祉資金貸付制度の周知と利用促進 ・市町村社協の相談支援体制の強化</p> <p>○今後の取り組み ・相談員追加配置を検討</p> <p>○積極的な広報と体制の強化充実</p> <p>○体制の充実</p> <p>○矯正施設退所者への対応 (地域生活定着支援事業の実施検討)</p>	県社協・市町村社協		<p>制度の周知と関係機関との連携 10月</p>	<p>高知県生活福祉・就労支援協議会の開催(5/31)</p>	<p>11市の社協に窓口対応の相談員12名を配置(高知市2名)追加配置も検討中</p>	<p>相談支援体制の強化(市町村社協の相談員の拡充)</p>	<p>須崎管内の生活相談員を増員</p>	<p>生活相談員1名増員</p>	<p>◆地域生活定着支援事業の実施検討</p>	<p>○制度が知られるとともに円滑で迅速な対応が図られる</p>	<p>○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる</p>

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
4 災害援護対策の推進 (1) 災害救助対策						
災害救助費【特別会計】	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害救助基金(H21.4.1) ○残高 255,875千円 ・現金 234,201千円 ・物資 21,674千円 ○近年大きな災害なし ○備蓄物資が少なく食糧備蓄は3千人分のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金運営と流通備蓄の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の整備が遅れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村と役割分担した計画的な備蓄 ・県としての一定量の備蓄の確保(5年計画) ・市町村備蓄の促進要請 	県民	
災害救助対策費	<ul style="list-style-type: none"> ◆県との供給協定の締結 ・飲料水:6事業者 ・物資供給:15事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の策定 ・国策定目標年次(21年度中) ・現策定率8.8% (策定済3町村のみ) (宗平町、馬路村、佐川町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の意識不足と庁内の連携不足 ・県としての実態確認と支援の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村での全体計画の策定を支援するとともに個別計画に順次移行・実行 ・個別避難計画の策定支援 	市町村等	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害危険箇所内の要援護者施設への対応 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設数 633施設(H22.3) ・対策工施工済施設数148施設(H22.3) 危険箇所内の要援護者施設及び対策工施工済施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害等への対応要請(地域福祉政策課) 7/28 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設の調査 8/4 (地域福祉政策課・防災砂防課) ・庁内連絡会議の開催(メンバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害等に対する備えが不十分 ・対策工施工済施設が少ない。施工済みは約23%(148/633) 	<ul style="list-style-type: none"> 【ハード対策】(防災砂防課、農業基盤課、治山林道課) ・ハード対策が必要な箇所の確定 ・今後の事業実施方針の策定 【ソフト対策】 ・危険箇所内の災害時要援護者施設の情報共有(庁内連絡会メンバー) ・風水害に対する災害対応マニュアルの策定(地域福祉部4課:福祉、高齢、障害、児童) ・各施設での災害対応マニュアルの策定支援(地域福祉部3課:高齢、障害、児童) ・施設監査等での策定状況の確認と策定指導(地域福祉部4課:福祉、高齢、障害、児童) ・連絡会議での情報共有と今後の対策協議 ・防災学習会の実施(地域福祉部関係課、防災砂防課) 	社会福祉施設等の要援護者施設・市町村	



予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		
						区分	年齢	
4 災害援護対策の推進 (部全体概要)	◆耐震化施設整備(再掲) 【高齢者福祉課】 ○介護・特養・ケアハウス・老健施設の耐震化率93% 107/114施設(H22.4.1現在)	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改修を進めてきたが、20年度末においてなお、特養の7施設が未対応となっている。また、21年度1施設、22年度1施設の改修が予定され、23年度には5施設が未整備となる予定。	◆施設整備には、施設側の多大な財政負担を伴うため、改修が進まない状況。	◆耐震化の予定のない5施設に、改修を助言する。		介護保険施設		
	○障害保健福祉課 ○入所型施設の耐震化率86.7% 26/30施設(H22.4.1現在)	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改修を進めてきた ◆国の交付金を財源に社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置(H21.10) 3,277,860千円	◆施設整備には、施設側の多大な財政負担を伴うため、改修が進まない状況	◆基金を活用した耐震化整備の実施 H22,23年度に7施設の耐震化整備を実施(S56以降の建築でも、老朽化している施設は整備していく)			障害福祉施設	
	【児童家庭課】 ○養護施設の耐震化率54.5% 6/11施設(H22.4.1現在)	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改修を進めてきた ※H15博愛園、H20愛仁園・若草園	◆施設整備には、施設側の多大な財政負担を伴うため、改修が進まない状況	◆既存の補助制度より有利な「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」を活用し、H22、23年度で、耐震化されていない4つの児童養護施設を改修			児童福祉施設	
	◆スプリンクラーの設置 【高齢者福祉課】 ○特養・老健・短期・小規模多機能・GHのSP設置74% 143/194(H22.4.1現在) ・市町村先進的事業の実施	◆H19年6月消防法施行令の改正に伴い、SPの設置が義務付けられた施設等に市町村交付金や基金事業を活用し、整備を進めている。	◆平成19年の消防法施行令改正により義務化された施設は、平成24年3月までの猶予期間がある ◆設置義務(床面積275㎡以上)のない施設が多い。(約40施設)	◆H21経済危機対策による事業であり、3年間で順次進めている。 ◆現在SPの設置義務のないGHは、国が支援する旨の方針を示したことから、国の方針に沿って設置義務のないGHへの整備を進める。			介護保険施設等	
	【障害保健福祉課】 ○入所型施設の耐震化率74% 143/194(H22.4.1現在) ・市町村先進的事業の実施	◆社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用し1施設は整備済み H21 くすのき園	◆平成19年の消防法施行令改正により義務化された施設は、平成24年3月までの猶予期間がある	◆基金を活用したSP整備の実施 ・1施設はSP整備を実施 ・4施設は耐震化整備の中でSPを設置 ・1施設は一部事務組合のため自主財源で設置			障害福祉施設	
	【児童家庭課】 ○SP設置率100%(1/1) 高知聖園ベビーホーム(H21)	社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用し、整備済み。 H21 高知聖園ベビーホーム					社見施設	
	◆地震防災マニュアルの整備 【高齢者福祉課】 ○マニュアル策定率68% 190/280 (H21.2調査) ・対象施設(養護、特老、軽費、介護老保、GH等) 計280、回答数257	◆社会福祉施設地震防災対策マニュアル策定(H18.3)(高齢者福祉課) ◆各施設の現地指導において作成を指導	◆施設数、事業数が多く細かな指導が困難(入所施設を中心に作成率UPを指導)	◆機会ごとにマニュアル作成の周知及び指導するとともに、22年度中にマニュアル作成率の調査を実施する。			介護保険施設	
	【障害保健福祉課】 ○障害福祉施設の地震防災マニュアルの作成率50% 62/123 (H20.9末現在)	・各施設に対してマニュアルの作成を指導		「社会福祉施設における災害対応マニュアル(風水害対策編)」の整備指導とあわせて、マニュアルの整備又は見直しを指導			障害福祉施設	
	【児童家庭課】 ○策定率73% 8/11 (H22.4.1現在) 未策定(愛童園・博愛園・珠光寮)	監査時に、指導を行ってきたがマニュアルとして形になっているものはなかったため、昨年、若草園を指導し、完成したものを他の施設が作成する際の参考データとして使用することの了解を得る。		「社会福祉施設における災害対応マニュアル(風水害対策編)」の整備指導とあわせて、マニュアルの整備又は見直しを指導			児童福祉施設	
	◆「災害時のこころのケアマニュアル」作成(H22.3)	・災害時のこころのケア対策の推進 「災害時のこころのケアマニュアル」の作成(1,000部) →マニュアル作成WGの検討 第1回(H21.8)、第2回(H21.11)、第3回(H22.1) →高知県精神保健福祉協議会 第1回(H21.10)、第2回(H22.1)、第3回(H22.2) マニュアル配布:市町村、保健所、警察署、精神科病院等	・こころのケアに携わる人材が必要 ・こころのケアに対する対策が不十分	・こころのケアに携わる人材の育成 ・ケアマニュアルの普及のための研修会の開催			保健師	
	◆手話、点訳等のボランティアの登録	情報伝達に特に配慮を要する方への支援 県養成ボランティア 登録手話通訳 81名 要約筆記 149名	・災害時の派遣要請や手順についての市町村、関係団体との調整が不十分	・市町村や関係団体との協議、調整 ・派遣要請、派遣手順等のマニュアルの作成			登録ボランティア	

H21	H22	H23	H24~H30	目指すべき姿	
				短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
				○官民協働での備えが進む	○官民協働での備えが整い避難対策が進む
中村ふるさとホーム改築 (H22へ繰越) 【340,503千円】	大月荘改築 【214,819千円】			◆対象施設の改修又は耐震診断を促す。	残り5施設の改修又は耐震化工事の完了
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置 (積立額3,277,860千円)	耐震化整備 3施設 (予算額668,850千円) ・わかざ家(S61建) ・大方生華園(S55建) ・宿毛育成園(S59建) ※9月補正(検討中) ・ときわ葉(S53建) ・むろと・はまゆう園(S62建)	耐震化整備 4施設 ・ワークセンター白ゆり(S54建) ・かがみの育成園(S49建) ・おおなる園(S60建) ・せせらぎ園(S61建)	入所型施設は耐震化が完了	◆入所型施設の耐震化整備の完了	
※高知ベリヘルセンター(S55)の改修(既存の国庫補助事業を活用)	※小高坂更生センター(S41~44)の改修(既存の補助事業を活用)				
	愛童園改築(H21~) 【172,575千円】 希望が丘学園(H23) 【364,137千円】	子供の家 白蓮寮 南海少年寮	児童養護施設等は耐震化が完了	◆児童養護施設等の耐震化整備の完了	◆耐震改修は行っているが老朽化が進んでいる聖園ベビーホームと天使園の改修の実施
SP設置 19施設	SP設置 20施設	SP設置 31施設(予定)	SP設置が完了	◆全ての対象施設にSPを設置する。	
SP整備 ・くすのき園	【耐震化整備の中でSP設置】 ・わかざ家 ・宿毛育成園 ※9月補正(検討中) ・むろと・はまゆう園	【耐震化整備の中でSP設置】 ・ワークセンター白ゆり ・おおなる園 ※湖水園(一部事務組合)は、基金の対象外のため、自主財源で設置	SP設置が完了	◆法令で義務付けられている施設のSP設置の完了。	
マニュアル作成率68%	マニュアル作成率68%	マニュアル作成率75%	マニュアル作成率100%	◆マニュアル作成率→75%に!	◆各施設が地域の防災・安心拠点として救護活動を行う役割を担う。 マニュアル作成率100%
マニュアル作成率50%	マニュアル作成率65%	マニュアル作成率75%	マニュアル作成率100%	◆マニュアル作成率→75%に!	◆各施設においてマニュアルに基づく訓練等の実施などによる、対策の充実強化
マニュアル作成率73%	マニュアル作成率73%	マニュアル作成率75%	マニュアル作成率100%	◆マニュアル作成率→75%に!	平成24年度末までに、マニュアル作成完了。
	マニュアルの周知及びこころのケアに携わる人材育成	こころのケア支援体制		・全ての市町村の保健師等要援護者支援に携わる職員が災害時のこころのケアに関する基礎知識を習得する	・各市町村でこころのケアができる体制づくり ・災害時にも必要な人が精神科医療を受けられる体制の整備
登録可能なボランティアの把握	災害時の情報伝達ボランティア登録・派遣要請の作成	・ボランティア登録		・ボランティアが少ない、いない地域への対応(ボランティアの養成、広域での派遣システムの構築) ・県や市町村に登録をしていないボランティアの把握(及び登録)	

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
							短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
Ⅱ 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1)介護予防の推進 介護保険対策推進事業費(介護予防従事者等研修事業費、介護予防事業評価・市町村支援事業)介護保険給付事業費(地域支援事業交付金)	介護予防事業の取り組み状況 ★高齢者人口は増加しているが、基本チェックリスト実施者及び特定高齢者数は減少(国調査平成19年→20年) 高齢者人口212千人→215千人 基本チェックリスト実施者数40,802人(19.4%)→41,648人(19.4%) 特定高齢者数5,027人(2.37%)→3,771人(1.76%) 特定高齢者施策事業参加状況734人→502人 ※平成19年度介護予防事業報告によると、平成19年度基本チェック実施率(全国平均)は29.4%、特定高齢者の決定率(全国平均)は2.99%であり、ともに全国平均を下回っている。 ★介護予防特定高齢者施策の取り組みについて、運動器の機能向上プログラムは多くの市町村で取り組まれているが、その他のプログラムはほとんど取り組まれていない(国調査平成19年→20年) 運動器:25市町村→22市町村 栄養改善:3市町村→1市町村 口腔機能:6市町村→3市町村 その他:3市町村→5市町村 ※n=30 ★介護予防一般高齢者施策(普及啓発事業)については、実施市町村が増えてきている (県調査平成19年→20年) 運動器18市町村→20市町村 栄養改善6市町村→14市町村 口腔機能6市町村→9市町村 閉じこもり2市町村→3市町村 認知症予防10市町村→11市町村 うつ予防2市町村→実施なし ※n=30 ★研修参加者(平成21年度)市町村:96名 介護サービス従事者:402名	1 介護予防の充実 ①介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催 より効率的な介護予防事業の実施が図られるよう、高齢者保健福祉推進委員会に設けられた介護予防事業評価のための部会を開催 →平成20年度は専門部会を各々1回開催 ②介護予防事業の普及啓発を目的として、平成20年度は介護予防に関するパンフレットを作成し、配布。 ③介護予防事業に関する市町村ヒアリングにより、各市町村ごとの実施状況の把握→平成20年度は10市町村に対してヒアリングを実施	1. 県下の介護予防事業の実施状況や課題の把握が十分ではなかった。 2. 地域で継続的に介護予防事業に取り組めるようなしくみ作りの検討が必要(事業の効果判定も含めて) 3. 基本チェックリスト実施率、特定高齢者決定率ともに全国平均を下回り、効率的な対象者の把握が出来ていない。また、特定高齢者の事業参加者も少なく(特定高齢者と決定されても元気な方が多い)、国の特定高齢者把握事業に課題がある。 4. 介護予防事業の普及啓発が不十分(県から市町村への情報提供、及び市町村から住民への普及啓発)特に、運動器以外の取り組みについての普及啓発が課題であるが、国のマニュアルにも明確に方法論が示されていない。	1. 介護予防事業に関する市町村ヒアリングを全県下的に実施し、課題整理を行う。 ※福祉保健所との連携が必要(将来的には福祉保健所が中心に事業整理ができるように) 2. 県下で最も取り組まれている運動器の機能向上プログラムを中心に、運動・口腔・栄養の複合的で効果的な介護予防事業の実施に関するしくみ作りの検討を行う ※運動器の機能向上に関する評価検討会 3. 特定高齢者の決定方法について、「生活機能評価を受診した者」だけではなく「市町村職員が(事業参加が必要と認めた者)等の市町村職員量を持たせることについて、国への要望を検討していく。 4. 運動器以外の取り組みについて、市町村職員・介護予防事業従事者対象に研修会を開催し、介護予防の重要性の認識を高めてもらう。また、先進地事例の紹介等を行う。市町村で取り組めるよう支援する。 ※平成21年度は口腔機能向上をテーマ	■地域の課題把握 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況課題整理 取りまとめた情報を各市町村に還元、及び福祉保健所ごと(ブロックごと)の課題整理 ■介護予防の推進に関する評価検討会 ・評価検討会の立ち上げ ・モデル市町村の選定 連携先:医師会・高知県リハビリテーション研究会・高知県理学療法士会、高知市 ■介護予防事業に関する市町村ヒアリングを通じて県下の課題把握 平成21年度市町村ヒアリング結果から、「特定高齢者と決定されても元気な方が多い(判定基準に問題があるのではないか)」「アクセスの問題等で生活機能評価を受診できない人が多い」との意見が多く聞かれる。 ■介護予防に関する普及啓発(市町村職員への普及啓発) 口腔機能向上をテーマに、介護予防事業従事者への研修会を開催 市町村職員対象→高知市で考案された「かみかみ百歳体操」に関する研修(県下4ブロックで開催) 介護予防サービス従事者→高知市・幡多ブロックにて口腔ケアに関する研修会を開催	■地域の課題把握 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/17～7/2 全市町村で実施 福祉保健所と課題と今後の方針について共有 ↓ 市町村の支援 ■介護予防の推進 ○介護予防事業の推進に関する評価検討会(4回) ⇒5/20 第1回検討会開催 ・効果検証、プログラム開発についての方針の確認 ・継続性が重要と意見 ↓ 検討 ○介護予防事業の事業効果の検証 ⇒高知大学への疫学調査委託契約締結 ⇒高知市、津野町の既存データの収集及び分析作業中 ・「いきいき百歳体操」に加えて「かみかみ百歳体操」を実施しているグループに賛成を自覚している人が多い傾向があった ・今後、要介護認定の状況をきめて分析 ・津野町は、特定高齢者施策参加者を中心に分析 ○効果的な介護予防プログラムの検討 ※津野町 ⇒栄養改善・口腔機能向上検討会の開催 ○高知県版介護予防手帳の作成、配布 ○住民主体のしくみづくり ※介護予防市町村支援事業費補助金 ⇒ヒアリングにて市町村への働きかけ ツールとして活用 ↓ ■介護予防従事者の育成 ○介護予防事業従事者への研修会 ・市町村職員:認知症予防に関する研修会 ⇒9/4実施予定 ・施設職員:口腔機能向上に関する研修会 ⇒アンケート実施済み 市町村職員対象→高知市で考案された「かみかみ百歳体操」に関する研修(県下4ブロックで開催) 介護予防サービス従事者→高知市・幡多ブロックにて口腔ケアに関する研修会を開催	高知女子大学(健康長寿センター)、健康長寿政策課、歯科医師会、栄養士会、社会福祉協議会、老人クラブ等との連携 ★介護予防の推進に関する評価検討会 ・マニュアル(事例集)の作成 ・県下市町村への普及 ○しくみづくりを念頭にリーダーを養成できる市町村職員の養成 ↓ *市町村職員が「介護予防」の重要性を再認識し、介護予防リーダー養成を通して、目標を明確にし継続性ある事業展開ができる 平成24年度法改正に向けての国への要望 ★特定高齢者把握事業では、「生活機能評価」を受診した者から特定高齢者を決定するしくみであり、生活機能評価を受診していなければ、特定高齢者と決定することが出来ない。 高知県のような中山間地域では、生活機能評価受診のアクセスの問題があり、適切に対象者が把握できていないと言えない。 →生活機能評価未受診者でも必要の方を「特定高齢者」と決定できるように(市町村職員量をもたせられるよう)国へ要望していく。	単に事業をこなすだけではなく、事業評価の仕組みを含めた体制づくりの検討 単に個々の事業を実施するだけではなく、事業の効果判定を踏まえて(モデル市町村における)効果的な介護予防事業の展開についてのしくみ作り 複合的な介護予防プログラムの実施市町村 20保険者 モデル市町村の取り組みを参考に、県下各市町村でしくみ作り 複合的な介護予防プログラムの実施市町村 30保険者	介護予防事業の効果を各市町村が認識し、効果的で効率的な事業展開の支援 保健分野や介護保険分野との連携を図り、一貫したサービス・支援の提供が可能な状況への支援 単に事業をこなすだけではなく、事業評価の仕組みを含めた体制づくりの検討 介護予防事業の効果を各市町村が認識し、効果的で効率的な事業を展開 保健分野や介護保険分野との連携を図り、一貫したサービス・支援の提供(介護予防の拠点づくりから地域の支え合いへ)		

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者				目指すべき姿	
						区分	年齢	H21	H22	H23	H24～H30
		<p>県下の地域包括支援センター設置状況</p> <p>設置数:34ヶ所(高知市5箇所、中芸広域連合1箇所、その他は市町村ごとに1箇所。うち、4カ所が社協委託)</p> <p>☆高齢者人口・要支援者数ともに増加(国調査平成19年→20年) 高齢者人口212千人→215千人 要支援者数9,679人→9,721人</p> <p>☆地域包括支援センター職員数は減少(国調査平成19年→20年) 職員数172.4人→157.6人(非常勤職員含む) ※特に保健師数が15.6人減少、主任ケアマネの確保が困難等、人材確保に課題あり。 (H22.5.1現在: 65歳以上人口3,000人以上で主任ケアマネ不在 佐川町、中芸広域)</p> <p>☆介護予防支援(予防給付プラン)については介護報酬単価が低く(1件4120円)、居宅介護支援事業所への委託が困難な状況にある。 →地域包括支援センター職員は介護予防支援(プラン作成)に追われ、包括的支援事業の取り組みが不十分。</p> <p>一方、介護予防支援従事者を配置し、上記課題を改善している事業所も増えてきている。 (国調査平成19年→20年) 専従職員を配置している事業所数13ヶ所→17カ所</p> <p>☆包括的支援事業の取り組み状況(国調査平成19年→20年) 包括的支援事業・任意事業費(平成19年度→20年度) 180,042,682円→178,981,705円 総合相談件数23,614件→27,278件(うち、平成20年度権利擁護に関する相談は1,776件) 処遇困難事例等への支援(国調査平成20年度実績) 20市町村で596回開催 研修会の開催(国調査平成20年度実績) 16市町村で77回開催 ケアマネジメント支援(国調査平成20年度実績) 18市町村で783回開催 地域包括支援センターが抱える連携課題(国調査平成20年度実績) 医療機関との連携課題あり →24市町村 地域のインフォーマルサービスとの連携課題あり→20市町村</p>	<p>2. 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>①地域包括支援センター職員研修(初任・現任) 地域包括支援センターでの業務(予防プランや困難事例への対応等)についての研修に参加することで人材育成を図ることを目的。 →(財)長寿社会開発センターに研修を委託。 平成17年度→52名 平成18年度→初任研修6名、現任研修30名 平成19年度→初任研修15名、現任研修19名 平成20年度→初任研修8名、現任研修16名</p> <p>②介護予防支援指導者研修 介護予防支援従事者研修における講師として、必要な知識及び技術を習得してもらうことを目的。 →(財)長寿社会開発センターに研修を委託。 平成17年度→6名 平成18年度→6名 平成19年度→4名 平成20年度→3名</p> <p>③介護予防支援従事者研修 地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に研修会を実施。 平成17年度→362名 平成18年度→226名 平成19年度→53名 平成20年度→98名</p>	<p>1. 地域包括支援センターの現状や課題を把握・整理出来ておらず、人材育成のための研修開催(委託)だけにどまっていた。</p> <p>2. 研修受講者のフォローアップの機会がなく、研修参加がどのようなスキルアップにつながった等の把握ができていない。</p> <p>3. 主任介護支援専門員研修や介護支援専門員実務者研修等の他の研修事業との連携が図られていない。</p>	<p>1. 地域包括支援センターの取り組み状況について、現状と課題を整理する。 ※地域ケア担当及び各福祉保健所との連携が必要。</p> <p>2. 研修の開催方法について、外部委託だけでなく、地域包括支援センターのニーズに応じた研修企画の検討。</p> <p>3. 主任介護支援専門員研修・介護支援専門員実務者研修等と連携し、一貫した研修・人材育成体制の検討。 ※介護人材担当との連携が必要</p>	<p>この方針案</p> <p>地域ケアの中核となる地域包括支援センターの機能強化を図る。そのため、国に対しても必要な要望をあげていく。</p>	<p>☆課題整理・方向性の確認 地域包括支援センターの現状と課題の整理 地域包括支援センターの現状を把握するため、(国)運営状況調査の取りまとめやヒアリングを行う →ブロック(福祉保健所圏域)ごとの課題整理</p> <p>☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し(5月)、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての雛型)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する ※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1 ⇒6/4 第1回検討会議開催 *介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全体について検討していく ・地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ・先進地(前橋市、和光市、神戸市、くすのき広域連合等)の視察により、地域包括支援センターの機能強化の方向性を検討する ⇒検討会議での取組報告、今後の地域包括ケアのあり方に関する講演など地域包括支援センターの機能強化に向けた研修会を開催する</p> <p>●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修) ☆研修内容の検討 H22予算:515千円 ・現任者研修参加者が初任職員研修の講師を務める等の仕組みの再検討 ・研修内容についてのニーズ確認</p> <p>☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し(5月)、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての雛型)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する ※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1 ⇒6/4 第1回検討会議開催 *介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全体について検討していく ・地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ・先進地(前橋市、和光市、神戸市、くすのき広域連合等)の視察により、地域包括支援センターの機能強化の方向性を検討する ⇒検討会議での取組報告、今後の地域包括ケアのあり方に関する講演など地域包括支援センターの機能強化に向けた研修会を開催する</p> <p>☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し(5月)、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての雛型)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する ※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1 ⇒6/4 第1回検討会議開催 *介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全体について検討していく ・地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ・先進地(前橋市、和光市、神戸市、くすのき広域連合等)の視察により、地域包括支援センターの機能強化の方向性を検討する ⇒検討会議での取組報告、今後の地域包括ケアのあり方に関する講演など地域包括支援センターの機能強化に向けた研修会を開催する</p>	<p>☆地域包括支援センターの機能強化 ☆ブロック単位で課題に対する取り組みの実施 ・地域包括支援センターの役割・活動内容について、ブロックごとに事例検討・研修会を行う ・圏域ごとの連絡協議会と連携し、地域包括支援センター体制強化への働きかけ 福祉保健所を中心に、地域包括支援センター体制強化への支援</p> <p>果たすべき機能について、具体的な事例を通じて検討していく</p> <p>☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し(5月)、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての雛型)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する ※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1 ⇒6/4 第1回検討会議開催 *介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全体について検討していく ・地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ・先進地(前橋市、和光市、神戸市、くすのき広域連合等)の視察により、地域包括支援センターの機能強化の方向性を検討する ⇒検討会議での取組報告、今後の地域包括ケアのあり方に関する講演など地域包括支援センターの機能強化に向けた研修会を開催する</p> <p>☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し(5月)、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての雛型)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する ※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1 ⇒6/4 第1回検討会議開催 *介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全体について検討していく ・地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ・先進地(前橋市、和光市、神戸市、くすのき広域連合等)の視察により、地域包括支援センターの機能強化の方向性を検討する ⇒検討会議での取組報告、今後の地域包括ケアのあり方に関する講演など地域包括支援センターの機能強化に向けた研修会を開催する</p>	<p>☆地域包括支援センターの役割の明確化 ・包括的4事業のみならず、地域包括ケアの拠点としての役割の明確化</p> <p>平成24年度法改正に向けての国への要望 ☆予防給付の重要性と、ケアプラン作成に係る報酬単価の見直し(ケアプランに力を注ぐ体制を整えるため) ☆人材の確保(特に、主任ケアマネ等、包括的支援事業</p> <p>報告書の配布や、「介護予防支援指導者・従事者研修」を通じて県下に普及・啓発していく</p> <p>検討会議での取組を踏まえた福祉保健所との協議の場の設定 *第5期介護保険事業計画策定過程において、各市町村の「地域包括ケア」のあるべき姿を明確にし、そこで果たすべき地域包括支援センターの役割を検討できるような支援</p>	<p>地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの検討 地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの検討 地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの検討</p> <p>地域包括支援センターが、介護予防支援だけでなく包括的支援事業に適切に取り組めるような体制への支援</p> <p>地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの検討</p>	<p>これからの地域包括支援センター～地域包括ケア研究会報告書より *地域包括ケアを支えるサービスのコーディネート拠点 ・地域課題の把握 ・地域のネットワーク構築 ・介護支援専門員への支援 ・住民主体の活動を支援する拠点(住民主体の組織運営への支援・システム化) (地域における互助によるサービス創造の検討) ・個別ケースを支えるための医療や介護等多制度・多職種連携を高める</p> <p>市町村が運営方針を明確化・機能の評価</p> <p>一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取組み 一貫した研修・人材育成体制の確立</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名：高齢者福祉課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿					
							H21	H22	H23	H24～H30		
(2) 生きがいづくりと在宅生活の支援 高齢者福祉推進事業費 高齢者生きがい対策費 全国健康福祉祭開催準備事業費 老人クラブ活動育成事業費	●高齢者の生きがい・健康づくり ●各参加者数の推移 (H19→H20→H21) 1. こうちシニアスポーツ交流大会の開催 (1,146名→1,176名→1,132名) 2. ねんりんピックへの選手派遣 (123名→97名→126名) 3. シニア健康づくりリーダー講習会開催 (372名→514名→196名) 4. オールドパワー文化展の開催 (出品数495点→480点→533点) (来場者数4,994名→4,805名→4,892名) 5. 高齢者情報誌「玉手箱」の発行 (発行部数 毎年5,000部×4回) 6. シルバー介護士活動支援事業 (総会75名→72名→53名) (研修55名→97名→77名) 7. 各種団体との連携・協力による生きがいと健康づくり支援事業	●高齢者の生きがい・健康づくり 1. 1～4の事業への参加人数の拡大による生きがいづくりの促進 2. 1～5の事業を実施、広報すること、高齢者やその他県民への生きがいの重要性の啓発 3. 5の事業は高齢者の生きがいづくりと併せて地域での支え合いを促進	●高齢者の生きがい・健康づくり 1. 1～4の事業への参加人数の拡大による生きがいづくりの促進 2. 1～5の事業を実施、広報すること、高齢者やその他県民への生きがいの重要性の啓発 3. 5の事業は高齢者の生きがいづくりと併せて地域での支え合いを促進	●高齢者の生きがい・健康づくり 1. 1～4の事業への参加人数の拡大による生きがいづくりの促進 2. 1～5の事業を実施、広報すること、高齢者やその他県民への生きがいの重要性の啓発 3. 5の事業は高齢者の生きがいづくりと併せて地域での支え合いを促進	●高齢者の生きがい・健康づくり 1. 1～4の事業への参加人数の拡大による生きがいづくりの促進 2. 1～5の事業を実施、広報すること、高齢者やその他県民への生きがいの重要性の啓発 3. 5の事業は高齢者の生きがいづくりと併せて地域での支え合いを促進	おおむね60歳以上	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
							参加者の拡大を目標に、事業を見直しながら実施	ねんりんピック、「(新)高齢者」対策を視野に入れ、各事業の内容を練り直し			多様化する高齢者の生きがいづくりに対応する施策の構築 世代を超えた交流の場の整備の促進 団塊の世代が高齢者となる時期に対応した生きがいづくり事業の構築 生きがいづくり活動への参加促進のための幅広い情報提供	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていける社会の構築 介護予防事業の観点もふまえた生きがいづくりの構築 高齢者が、それぞれの地域で活躍し、地域での見守りやボランティア活動などを通じた支え合う地域づくりにつなげていく
							●先導調査などねんりんピック開催に向けての準備の実施	ねんりんピック大会基本構想決定(全国健康福祉祭準備事業費) H22予算: 3,076千円 H21北海道→H22石川県	こうちシニアスポーツ交流会・オールドパワー展等の開催(社会福祉協議会への補助) 高齢者生きがい対策費: 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費) H22予算: 38,405千円	平成25年度ねんりんピック高知県開催	大会運営に必要なボランティアの養成 10,000人	大会運営に携わった県民が、それぞれの地域で様々な活動に引き継ぎ取り組んでいき、活性化につなげていく
●高齢者の生きがいづくりや活動状況の多様化により、老人クラブの組織加入率低下傾向は進んでいる。 ●老人クラブの組織率は低下しているものの、県下では最大の高齢者の組織である。	●老人クラブの活動助成 ●地域老人クラブ活動 ●高知県老人クラブ連合会活動	●老人クラブの活動助成 ●地域老人クラブ活動 ●高知県老人クラブ連合会活動	●老人クラブの活動助成 ●地域老人クラブ活動 ●高知県老人クラブ連合会活動	●老人クラブの活動助成 ●地域老人クラブ活動 ●高知県老人クラブ連合会活動	●老人クラブの活動助成 ●地域老人クラブ活動 ●高知県老人クラブ連合会活動	おおむね60歳以上	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
							市町村老人クラブ連合会の組織を高めるとともに、「若手高齢者組織化・活動支援事業」に重点を置いて活動するために、市町村への補助金交付要綱を改正	県老連を通じ、市町村老連の事業のあり方や実施方法などの見直しを行う 市町村担当者の意識改革(説明会の実施など)			県老連未加入市町村老連の加入促進 県老連の新公益法人移行に伴う体制の整備 新たな生きがいづくり事業の考察 組織率の向上を模索 ねんりんピック開催に向けて連携の強化 ねんりんピック県老連主催事業の実施	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていける社会の構築 全国の状況も踏まえ、老人クラブ全体の加入率向上や新たな生きがいづくり体制の整備を考察していく必要がある。
							●市町村老人クラブ連合会の組織を高めるとともに、「若手高齢者組織化・活動支援事業」に重点を置いて活動するために、市町村への補助金交付要綱を改正	県老連を通じ、市町村老連の事業のあり方や実施方法などの見直しを行う 市町村担当者の意識改革(説明会の実施など)			県老連未加入市町村老連の加入促進 県老連の新公益法人移行に伴う体制の整備 新たな生きがいづくり事業の考察 組織率の向上を模索 ねんりんピック開催に向けて連携の強化 ねんりんピック県老連主催事業の実施	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていける社会の構築 全国の状況も踏まえ、老人クラブ全体の加入率向上や新たな生きがいづくり体制の整備を考察していく必要がある。
●高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成17年国勢調査) 全国62.1% 高知県83.2% ●平成19年度の県民世帯調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどのようにしたいか」の問いに対して「現在の住宅を改造して住みやすくする」が26.3%で、最も高かった。 ●都部では昔ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、台所が土間などバリアフリー化にかなりの経費を要する。 ●介護保険制度の住宅改修は、金銭的にも工事内容的にも制約が多く、ニーズに応えることが困難。 ●公民館や地域の集会所は建物自体が古くバリアフリー化されていない所が多い。	●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 ●住宅等改造支援	●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 ●住宅等改造支援	●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 ●住宅等改造支援	●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 ●住宅等改造支援	●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 ●住宅等改造支援	おおむね60歳以上	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
							●事業を実施していない市町村に対して、実施を働きかける。 ●研修会の実施 ●個別相談に対応できる環境の整備 →H22 予算0: 土佐清水市、佐川町、揚南町、H21 赤穂町のうち室戸市、土佐市で申請あり	高齢者が安心して生活できるよう住宅改修への補助(高齢者生きがい対策費:住宅等改造支援事業費) H22予算: 23,450千円 新)アドバイザー派遣事業 H22予算: 572千円 必要に応じて、事業実施基準を見直す。			在宅の要介護者等が身体状況に応じて安全かつ利便性に優れた改修・改築補助を継続して実施 利用者にとって有益な事業となるよう所得要件、補助対象工事などを適宜見直す。 各市町村や要介護者への事業の周知の継続	在宅介護に配慮し、住宅の改造について補助を行い自宅での生活に不安のある高齢者などが、安心して生活できる環境の創出。 要介護者等が居住する住宅を身体状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改築し介護者の負担軽減を図り、要介護者の福祉の増進を図る。
							●事業を実施していない市町村に対して、実施を働きかける。 ●研修会の実施 ●個別相談に対応できる環境の整備 →H22 予算0: 土佐清水市、佐川町、揚南町、H21 赤穂町のうち室戸市、土佐市で申請あり	高齢者が安心して生活できるよう住宅改修への補助(高齢者生きがい対策費:住宅等改造支援事業費) H22予算: 23,450千円 新)アドバイザー派遣事業 H22予算: 572千円 必要に応じて、事業実施基準を見直す。			在宅の要介護者等が身体状況に応じて安全かつ利便性に優れた改修・改築補助を継続して実施 利用者にとって有益な事業となるよう所得要件、補助対象工事などを適宜見直す。 各市町村や要介護者への事業の周知の継続	在宅介護に配慮し、住宅の改造について補助を行い自宅での生活に不安のある高齢者などが、安心して生活できる環境の創出。 要介護者等が居住する住宅を身体状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改築し介護者の負担軽減を図り、要介護者の福祉の増進を図る。

県の方針
2013年開催のねんりんピックに向けて、取組を盛り上げていく。

平成25年度ねんりんピック高知県開催

第1回基本構想策定委員会(6/3)
●大会概要、基本構想について説明
→年度末までに、基本構想案を決定。
(全4回開催予定)
市町村説明会(7/17/5)
競技団体説明会(7/3)
●大会新設、役割分担、経費等について説明
→11月までに、競技種目及び会場地の選定

準備組織体制の拡充
●県実行委員会の設置
●関係団体との協力体制の確立
広報グッズの開発
県民への大会PR
●応援・応援など、児童・生徒も含めた県民総参加による大会のバックアップ

県老連の組織に加入していない市町村老連に対して、加入の働きかけを行う。
介護予防に関する研修の実施
●県内最大高齢者組織として、各種意見集約や介護予防事業推進の核となるように誘導

ねんりんピックを視野に入れた、組織の強化と事業の活性化
●地域住民から「見える活動」＝地域支え合い事業の強化

福祉住環境コーディネーター等を派遣し、身体状況に合わせた効果的な住宅改修の方法についてアドバイスをいただく。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:高齢者福祉課 】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21				H22				H23				H24～H30				目指すべき姿	
						H21				H22				H23				H24～H30				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
						H21				H22				H23				H24～H30					
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (1) 地域ケア体制の整備 地域ケア体制整備推進費	<p>OH18県民世論調査 介護が必要になっても約6割の方が自宅や住まいで生活したいと答えている。</p> <p>○住民座談会では、元気づけは先のことがイメージできない、考えないようにしているといった意見がある。</p> <p>※H19県民世論調査 地域や住まいで安心して生活するために必要なことは? ↓ 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること。」との回答が最も多い。</p> <p>○認知症高齢者数 ⇒H23年26千人(H19年23千人)と増加する見込み。</p> <p>○施設系サービスをできる限り一人暮らしの重度の高齢者などを中心に提供すると、在宅サービスへのニーズが上昇する見込み。特に要介護1の方のニーズは、2.3倍の見込み。</p> <p>○介護者の入院等による緊急受入申込みに対して、断った件数が149件に上っている。</p> <p>○見守りが必要と思われる方 ⇒H47年12千人を超える見込み(H17年約8.6千人の1.4倍)</p> <p>○介護保険の適用がある在宅医療的なサービス(居宅療養管理指導、訪問看護など)はH47にはH17の約2倍のニーズが生じると見込まれる。</p>	<p>○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取り組みに対する補助金の創設。 ・H20=11団体12事業 ・H21=H20から継続10団体11事業 H21新規5団体6事業</p> <p>○地域ケア体制整備フォローアップ会議の開催 ・H20=1回 ・H21=3回</p> <p>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20=シンポジウムの開催、各種団体の総会、勉強会への参加 ・H21=住民座談会の開催(各福祉保健所で実施)</p> <p>○認知症キャラバン・メイトの養成(H20～)</p>	<p>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。(介護保険施設合計も全国7位)</p> <p>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、業務に追われ、包括的・継続的ケアマネジメント(住み慣れた地域で暮らすことができるよう多職種や施設、地域の関係機関との連携等)が十分ではない。</p> <p>○ケアマネジャーは、医師の数が多く感じている。高齢者の状態等に関する相談がしにくい。</p> <p>○必要としている介護サービスを組みたいが、事業所が市町村内にないなどによりサービスが組みにくい地域がある。</p> <p>○中山間地域では、家まで訪問するまでの移動に時間がかかり、経営が成り立たない。</p> <p>○ショートステイの空床状況を見ると、空床が点在しており、1週間といった一定期間の利用ができない。</p>	<p>○地域ケア体制整備補助金を活用した事業の継続実施や、他の地域・市町村での取り組みとなるようにつなげていく。</p> <p>○住民座談会を通して県民意識の高揚と見守り体制の構築などの支え合いの仕組みづくりにつなげていく。</p> <p>○地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。</p> <p>○在宅での生活を支える医療、介護の多職種連携や、地域住民による支え合いのしくみづくりを支援していく。</p> <p>○中山間地域に不足しているサービスを提供する事業者(社協含む)への赤字補てん補助や制度改正の要望。</p> <p>○地域医療再生計画で実施される在宅関係事業(薬剤師会、看護協会等)との連携。</p> <p>○高齢者が地域で安心して暮らせるよう緊急時にも対応できる体制をつくり、在宅生活の不安解消を図る。</p>	高齢者とその家族	<p>【H22予算】 10,000千円</p> <p>在宅での生活支援体制の構築に向け、短期的な取組に関する先駆的・モデル的な事業の推進</p> <p>他の圏域・市町村へ広げていく</p> <p>【H22申請】 5件 (22年6月末現在)</p> <p>県民への啓発、意識改革 ⇒ 住民座談会の開催</p> <p>シンポジウム開催(中央東管内)</p> <p>自分たちが住み慣れた自宅や住まいでその人らしい生活ができるようにしていくために、ご自身の暮らし方(理想)、地域の現状はどうか?一人ひとりの力を合わせて出来ることはないか?を住民と一緒に考える機会として実施。 ※各福祉保健所ごとに開催。</p> <p>認知症キャラバン・メイトの養成 (キャラバンメイトへのフォローアップも含む)</p> <p>実施主体を市町村等 パトナタッチ</p> <p>認知症サポーターの養成(市町村等が主体となり実施)</p> <p>緊急用ショートステイ体制づくり 【H22予算】 17,808千円</p> <p>在宅での介護者の「もしも」に備え、 ・緊急用ショートステイ受入に向けた相談・紹介を行う窓口の設置 ・特別養護老人ホームのショートステイ用ベッドを緊急用として確保 など</p> <p>○緊急ショートステイ体制づくり協議会設立(4月21日) ○緊急ショートステイベッド確保可能な特養の意向調査、選定 ○緊急ショートステイ相談窓口の募集(～6月28日)、審査(7月21日) ○ケアマネへの事業説明実施(7月12日、15日) ○相談窓口の開設、特養との委託契約(7月中) ○事業開始予定(8月～17床、→20床確保を目指す)</p> <p>訪問看護支援事業 【H22予算】 2,777千円 (H22実施、地域医療再生計画) (H23～24実施予定、国費)</p> <p>訪問看護サービスの必要な人に必要な訪問看護を提供できる体制を整備し、在宅療養環境を充実していく。</p> <p>【事業例】(注)今後、事業内容を要検討。 ・コールセンター支援事業(利用者、ケアマネジャー等からの相談内容に応じ、訪問看護ステーションへ連絡) など</p> <p>○訪問看護相談窓口の設置(4月1日) ○市町村への広報資料提供(6月3日) ○ケアマネへの資料配付(7月12日、15日)</p>	<p>【中長期的な視点】</p> <p>地域ケア体制の整備(H47年に向けて)</p> <p>高齢者が医療や介護を必要状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や住まいで、個人として尊厳を保ち、生きがいをもちながらその人らしい生活ができるような体制を構築されている</p> <p>◆様々な選択肢の医療や介護のサービスがあり、本人や家族の希望に応じて、お互いに不安や負担を感じることなく最後まで自宅や住まいで自分らしく生活ができる。</p> <p>◆いつまでも地域での生活者として暮らせるように、高齢者の社会参加や生きがいの場が十分に確保されている。</p> <p>◆医療や介護の関係者、県、市町村だけではなく、地域の様々な人々が手をつなぎ連携して高齢者の暮らしを日常的に支えている。</p>	<p>【短期的な視点】</p> <p>◆地域での生活支援体制の構築</p> <p>① 在宅医療の充実強化 ・在宅療養支援診療所の届出促進 ・訪問看護ステーションの充実・強化 ・医療機関、訪問看護ステーションなどのネットワーク化</p> <p>② 在宅介護の充実強化 ・地域の在宅高齢者を支える拠点として老人保健施設や特別養護老人ホームの機能の充実 ・高齢者の様々なニーズに対応できる在宅介護サービスの充実</p> <p>③ 在宅医療と在宅介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 ・地域リハビリテーション連絡票の活用促進 ・地域包括支援センターの機能強化</p> <p>④ 高齢者の日常を支える仕組みづくり ・社協、民生委員・児童委員等による見守り活動の強化</p> <p>⑤ 高齢者の住まいの確保 ・地域のニーズに即した多様な住まいの整備</p> <p>⑥ 認知症対策の充実 ・認知症に対する正しい知識の普及と啓発 など</p>															

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿			
											短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)		
	<p>療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進</p> <p>入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。</p> <p>住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという県民の希望にできる限り応える。</p> <p>65歳以上人口当たり療養病床数は、全国最多</p>	<p>療養病床数(H22.5月現在) 医療療養 4,052床 介護療養 2,455床 計 6,507床</p> <p>介護療養病床からの転換はなし。</p> <p>転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換)</p> <p>療養病床の転換意向状況(平成22年1月31日現在)では、未定・検討中の病床数は32.8%</p> <p>未定・検討中の病床割合 ⇒医療療養21.0% 介護療養52.2%</p>	<p>療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等</p> <p>国への提案・要望</p> <p>施設基準の緩和(老健、特養の面積基準) 老人保健施設の体制の強化 特別養護老人ホームの設置主体の規制緩和</p> <p>介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設</p>	<p>H24年度の介護報酬、診療報酬の同時改定の動向が気になっている。</p> <p>⇒H21年度の介護報酬改定で介護療養と介護療養型老健の報酬差は小さくなっているが、依然、介護療養の方が高い状況にある。</p> <p>特別養護老人ホームへの転換については、社会福祉法人でなければ設置できないため、社会福祉法人立ち上げを要する医療機関は、時間的余裕がない。</p>	<p>療養病床再編に関する国の動向を注視し、情報収集を行う。また、入手した情報を医療機関、福祉保健所、市町村へ提供していく。</p> <p>【転換計画の見直しとなった場合】</p> <p>H18年10月の医療機関アンケート(入院患者の状況にふさわしい施設)の結果をもとに介護療養病床の必要数を再度検討。</p> <p>課題:医療機関のヒアリングの際に、患者の介護度は上がっているという声があり、同じ%でよいのか要検討。</p> <p>しかし、再度、同様のアンケートを実施した場合は、患者の状況以外の面での回答があると予想される。</p> <p>県の方針</p> <p>国の方針変更があった場合も、高齢者個々の状態にふさわしい施設へ医療機関の自主的転換を支援する。</p>	<p>療養病床再編に関する国の動向を注視し、情報収集を行う。また、入手した情報を医療機関、福祉保健所、市町村へ提供していく。</p>	<p>療養病床を有する医療機関及び市町村</p>	<p>H21年度は中断</p>	<p>H22年度は中断</p> <p>医療機関への転換意向調査(H21年6月1日及びH22年1月31日現在)</p> <p>医療機関への転換意向調査(H22年5月～6月実施)</p> <p>※転換意向調査結果概要(H22.4未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未定、検討中の病床:38.9% 未定、検討中の病床割合: (医療療養)25.7% (介護療養)60.6% <p>【国】患者等の実態調査を実施(6月14日～夏中に回収)</p> <p>医療機関の転換意向の把握</p> <p>個別相談の実施(国の方針が明確になり次第)</p>	<p>H22年度は中断</p> <p>医療機関への転換意向調査(H22年5月～6月実施)</p> <p>※転換意向調査結果概要(H22.4未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未定、検討中の病床:38.9% 未定、検討中の病床割合: (医療療養)25.7% (介護療養)60.6% <p>【国】患者等の実態調査を実施(6月14日～夏中に回収)</p> <p>医療機関の転換意向の把握</p> <p>個別相談の実施(国の方針が明確になり次第)</p>	<p>H23年度は中断</p>	<p>H24～H30年度は中断</p>	<p>短期的な視点(平成23年度末)</p> <p>中長期的な視点(概ね10年先)</p>	<p>急性期病院から医療ニーズの高い患者の受け入れ、介護施設からの急性増悪の患者の受け入れ機関としての役割を担う。</p> <p>退院後に円滑に地域での生活へ移行することができるよう、関係の職種が連携して治療や退院調整に取り組むことができる。</p>

※事業の対象者がある場合には、その対象となる区分(〇〇障害者、乳幼児等)や対象年齢を記入してください。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
						短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
	<p>中山間地域における介護サービス事業等の確保対策</p> <p>高知県の老年人口比率は、県全体で28.2%だが、町村部では36.4%にも達しており、地域での支え合いも限界。 (H22.4末 住民基本台帳)</p> <p>サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約8割の19社協が赤字。</p> <p>住み慣れた地域で暮らしたくても、必要とするサービスが受けられないため、域外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。</p>										
		<p>中山間地域介護サービス等あり方研究事業(日本福祉大学との共同研究)</p> <p>○日本福祉大学と共同して、介護サービスや福祉ニーズの調査を実施。調査対象:大豊町、土佐町、日高村、仁淀川町</p> <p>○市町村協会の事業活動の実態把握のため、現地調査を行うとともに、経費、移動時間等の調査を行った。</p> <p>○市町村、県社協、市町村社協、福祉関係機関と、中山間地域での課題について整理を行うとともに、介護保険と地域福祉の連携や生活支援等の方法について協議を行った。</p> <p>○介護保険サービスと地域福祉を総合的・一体的に提供していくための人材養成へ向け、研修、意見交換等を行った。</p> <p>○全保険者において、介護給付実績調査を実施し、それぞれの特徴を分析、検討を行った。</p>	<p>介護保険を実施している市町村協会の介護サービス提供時の移動時間等について調査を行ったが、記録が整理されていなかったり、つけられていなかったことから、詳細な分析ができなかった。</p> <p>市町村の財政悪化により住民の福祉ニーズに対する施策の実施が困難。</p> <p>道路事情が悪く、夜間の対応や重度の在宅介護者を支えるしくみづくりが困難。</p> <p>少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難。</p> <p>中山間地域に暮らす高齢者の介護サービスへのニーズは都市部と同様にあると考えられるが、利用者密度が希薄なうえ、移動コストがかかり、介護サービス事業者の人員基準等が同一であることから、採算性が悪く、必要とするサービス事業者が参入しにくい。</p>	<p>一部の市町村社協のみでは実態把握や比較ができないこともあり、記録簿式を作成し、あらためて調査を実施。調査対象:介護保険サービスを行う全市町村社協</p> <p>日本福祉大学と共同実施した調査結果を基に、行政だけでなく社協等を中心として福祉サービスを提供できるしくみづくりへ向けて取り組む。</p>	<p>中山間地域の高齢者、家族介護者、介護・福祉サービスを行う事業者</p>	<p>中山間地域における施設・在宅ケアバランスの変化と在宅維持のソフト面の支援のあり方の検討(給付データ時系列分析、家族介護者ニーズ調査)</p> <p>中山間の生活様式に応じた支援方法の検討(ひとり暮らし高齢者ニーズ調査、社協職員研修会)</p> <p>中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な経営方法の検討(社協の赤字構造の分析、地域ケア会議等でニーズ調査結果をフィードバック)</p> <p>中山間地域介護サービスあり方研究事業報告会実施(調査研究結果について各社協等へ周知、課題解決の方向性について有識者との意見交換等)</p>	<p>H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望</p> <p>県独自の支援策検討: ○中山間地域における介護サービス確保モデル市町村の選定 ⇒大豊町、土佐町、大川村、仁淀川町、橋原町、四万十市(西土佐)、香美市(物部)、北川村 ○モデル市町村との検討会立上げ ⇒6月7日大豊町、大川村、仁淀川町、橋原町、四万十市で立ち上げ ○検討会でサービス確保に向けた事業者への調査について協議 ⇒7月末を目途に実態調査実施中。その後10月を目途に支援策取りまとめ。</p> <p>調査とりまとめ結果を国要望へ反映</p> <p>検討会で、サービス確保に向けた具体的な支援策の検討</p> <p>県独自の中山間地域での介護サービスの維持継続のための支援策を検討し、予算化に向けて取り組む。</p>			<p>中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施</p>	<p>中山間地域においても、高齢者が必要なサービスを受けられるしくみの充実、確保のための制度の整備。</p> <p>中山間地域における介護、福祉サービス制度が確立し、住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らしていけるしくみの構築</p>
				<p>中山間地域での介護サービスを維持継続していくために、サービスを支える市町村社協等に対する支援策を国に要望する。</p> <p>+</p> <p>国への要望と並行して、県独自でサービスを支える市町村社協等に対する支援策を検討する。</p>		<p>中四国民生部長会議として中山間地域における介護サービスの維持継続のための支援策を国へ要望。(8月)</p>				<p>【研究成果等の反映】 高齢者保健福祉計画(県、市町村)への反映 ・中山間地域の未充足ニーズ(介護、生活支援、住まい、移動手段など)対策の検討</p> <p>【一体的な取り組み】 地域ケア体制整備構想への反映 ・中山間地域における保健・医療・福祉を継続していく仕組みづくりの推進</p> <p>【関連して進めていく事業】 あったかふれあいセンター事業 ・中山間地域の生活様式に応じて、介護サービスと生活支援サービス等を総合的に提供できるしくみづくりの推進</p>	<p>第5期以降の高齢者保健福祉計画・介護保険事業(支援)計画の実施</p>
<p>実証的調査研究テーマ</p> <p>《モデル地域》 (20年度)安芸市、大豊町、本山村、仁淀川町、四万十町 (21年度)大豊町、土佐町、仁淀川町、日高村</p> <p>①中山間地域における施設・在宅のケアバランスの変化と在宅維持のソフト面の支援のあり方 ・介護給付の時系列分析により、在宅から施設への利用の流れの実態把握 ・保険者による地域包括あるいは地域ケア会議等のソフト面からの支援方法の検討</p> <p>②中山間地域における社協による介護サービス提供の確保と安定的な経営方法 ・社協の介護保険事業収支の分析、赤字構造の解明 ・人件費や移動コスト等の調査 ・条件不利地域での社協のシフトとその事業の経営改善方法の検討</p> <p>③中山間地域の生活様式に応じた支援方法 ・生活困難と支え合いや生活支援ニーズの実態把握 ・介護保険と介護・福祉サービスの組み合わせ方策の検討 ・介護保険と介護・福祉サービスの組み合わせを担うNPO-NIの養成</p>											

※事業の対象者がある場合には、その対象となる区分(〇障害者、乳幼児等)や対象年齢を記入してください。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで上げ上手く進まなかった できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿					
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
(3)介護サービスの充実と向上 福祉・介護人材確保緊急 支援事業費 介護職員処遇改善等対 策事業費 介護職員処遇改善等臨 時特例基金積立金	◆少子高齢化に伴い、福 祉・介護を支える人材の確 保が緊急の課題。 ◆しかし、介護労働者は、 入職率・離職率が高く、人 材が定着しない。 (H19入職率27.4%、 離職率21.6%) ※全労働者入職率15.9%、 離職率15.4% ※H20は離職率18.7%に改 善 ◆介護福祉士等の資格を 取得しながら、介護・福祉分 野で働いていない者が多数 存在する。 ◆養成校での定員割れに より、若い人材の参入が減 少している。 ※H21定員充足率49.4% ◆介護の分野の仕事は、き つ、収入も少ないといった ネガティブなイメージが先行 している。	1 福祉・介護人材の確保 対策 ◆事業者を対象とした取組 ・複数事業所連携事業 県社協にコーディネーターを配置 するとともに、複数事業所が共同 で行う求人活動やキャリア開発の 研修等を補助する。 ・福祉介護人材マッチング支援事 業 県社協に支援専門員を配置す し、休職者のふさわしい職場の開 拓、事業所と求職者のマッチング を行う。 ◆従事者を対象とした取組 ・21年4月介護報酬のアップ ◆介護の仕事に関心のある人を 対象とした取組 ・進路選択学生等支援事業 養成校に配置された専門員が高 校等を訪問し、福祉・介護の仕 事の内容や魅力を伝える。 ◆県民への意識啓発 関係機関が連携して、啓発を行う ため、21年度に福祉・介護人材確 保推進協議会を立ち上げ。	事業参加する事業所が少 ない状況 事業の周知と、事業所間のマッ チングに力を入れ、小規模事業 所が連携した新しい経営モデル を作っていく。 一定の処遇改善が図られ たが、充分ではない。 ・職員のモチベーションを上 げるため、キャリアアップを 支援研修などの取り組みが 必要 ・職員が外部研修等に出や すい環境作りの支援が必要 ・福祉・介護の仕事のイメ ージアップ対策の実施 ・早期離職を防ぐため、就 職希望者にあらかじめ職場 体験を行う機会の提供が必要。 ・資格を持ちながら、福祉・ 介護の現場で働いていない人 に、参入してもらうための取 組が必要。	事業参加する事業所が少 ない状況 事業の周知と、事業所間のマッ チングに力を入れ、小規模事業 所が連携した新しい経営モデル を作っていく。 一定の処遇改善が図られ たが、充分ではない。 ・職員のモチベーションを上 げるため、キャリアアップを 支援研修などの取り組みが 必要 ・職員が外部研修等に出や すい環境作りの支援が必要 ・福祉・介護の仕事のイメ ージアップ対策の実施 ・早期離職を防ぐため、就 職希望者にあらかじめ職場 体験を行う機会の提供が必要。 ・資格を持ちながら、福祉・ 介護の現場で働いていない人 に、参入してもらうための取 組が必要。	・複数事業所連携事業 ・福祉介護人材マッ チング支援事業	区分	年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	増大する福祉・介護ニーズ に対応できる質の高い人材 の安定的な確保。 ・若い世代を中心に、福祉・ 介護サービスの職業を選択 する人材を増やしていく。			
															・複数事業所連携事業 1ユニット(H21)→7ユニット(H22) ※H22予算額:7,215千円 ⇒社会福祉協議会と委託契約(4/22) 2ユニットに補助金交付決定	・福祉介護人材マッチング支援事業 キャリア支援専門員 1名(H21)→3名(H22) ※H22予算額:12,754千円 ⇒社会福祉協議会と委託契約(4/1)	・福祉・介護サービスの仕 事が少子高齢化社会を支え る働きがいのある魅力ある 職業として社会に認知され る。
															・処遇改善対策事業 546/705事業所	・キャリア形成訪問指導事業 補助先 介護福祉士養成 専門学校他 1校(H21)→3校(H22) ※H22予算額:6,354千円 ⇒1校が補助申請検討中	・若い世代を中心に、福祉・ 介護サービスの職業を選択 する人材を増やしていく。
															・キャリア形成訪問指導 事業 ・緊急雇用創出介護職 員養成支援事業	・緊急雇用創出介護職員養成支援事業 派遣時間 5,627時間(H21)→30,240時間(H22) ※H22予算額:44,926千円 ⇒人材派遣会社と委託契約(7/1)	・福祉・介護の仕事のイメ ージアップ対策の実施 ・早期離職を防ぐため、就 職希望者にあらかじめ職場 体験を行う機会の提供が必要。 ・資格を持ちながら、福祉・ 介護の現場で働いていない人 に、参入してもらうための取 組が必要。
◆進路選択学生等支援 事業 ・職場体験事業 ・潜在的有資格者等養 成支援事業	・進路選択学生等支援 事業 ・職場体験事業 ・潜在的有資格者等養 成支援事業	・進路選択学生等支援 事業 ・職場体験事業 ・潜在的有資格者等養 成支援事業	・進路選択学生等支援 事業 ・職場体験事業 ・潜在的有資格者等養 成支援事業	・進路選択学生等支援 事業 ・職場体験事業 ・潜在的有資格者等養 成支援事業	・進路選択学生等支援 事業 ・職場体験事業 ・潜在的有資格者等養 成支援事業	区分	年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
														・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出介護職員養成支援事業 派遣時間 5,627時間(H21)→30,240時間(H22) ※H22予算額:44,926千円 ⇒人材派遣会社と委託契約(7/1)	・進路選択学生支援事業 補助先 介護福祉士養成専門学 校 3校(H21)→3校(H22) ※H22予算額:11,100千円 ⇒1校に交付決定(6/1)	
◆緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	区分	年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
														・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	・緊急雇用創出「働きな がら資格を取る」介護 雇用プログラム事業	
◆介護福祉士 H21～H23 51名 H22予算額:145,797千円 ⇒1名減の50名で実施(予定)	・介護福祉士 H21～H23 51名 H22予算額:145,797千円 ⇒1名減の50名で実施(予定)	・介護福祉士 H21～H23 51名 H22予算額:145,797千円 ⇒1名減の50名で実施(予定)	・介護福祉士 H21～H23 51名 H22予算額:145,797千円 ⇒1名減の50名で実施(予定)	・介護福祉士 H21～H23 51名 H22予算額:145,797千円 ⇒1名減の50名で実施(予定)	・介護福祉士 H21～H23 51名 H22予算額:145,797千円 ⇒1名減の50名で実施(予定)	区分	年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
														・福祉・介護人材確保推進 協議会において、イメ ージアップを図る取り組 を検討	・福祉・介護の仕事広報・調査事業 1.介護の日の啓発イベント実施 ⇒7/15審査会、7月下旬契約予定 2.啓発の作成・配布 ⇒7/9審査会、7月中旬契約予定 3.福祉・介護従事者に対する緊急 実態調査⇒調査表作成中 ※H22予算額:25,944千円	・福祉・介護の仕事のイメ ージアップ対策の実施 ・早期離職を防ぐため、就 職希望者にあらかじめ職場 体験を行う機会の提供が必要。 ・資格を持ちながら、福祉・ 介護の現場で働いていない人 に、参入してもらうための取 組が必要。	
◆外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	区分	年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
														・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	・外国人介護福祉士 候補者日本語習得 支援事業 ※H22予算額:1,880千円 ⇒国の内示未定	

※事業の対象者がある場合には、その対象となる
区分(〇〇障害者、乳幼児等)や対象年齢を記入
してください。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手くできなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿				
							H21	H22	H23	H24～H30	
(4) 認知症高齢者対策の推進 認知症高齢者支援事業費		<p>・県内の認知症高齢者 H20:22,500人 H27:27,100人(いずれも推計)</p> <p>・認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイト667名養成(H21.12月現在)</p> <p>・企業向け認知症サポーター養成講座 92企業(店舗) 954名養成(H22.3月現在)</p> <p>・認知症相談窓口の不足 認知症コールセンター相談件数:292件(H22.2月末現在) 現在全国で15都道府県がコールセンターを実施</p> <p>・認知症高齢者施設での認知症ケアの質が十分でない</p> <p>・認知症の早期発見、早期治療につなげるための専門医が不足 かかりつけ医研修修了者数469名 認知症サポート医 12名(いずれもH22.3月末現在)</p>	<p>【認知症に関する正しい知識の普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発パンフレットの作成、配布 認知症キャラバン・メイトの養成研修を福祉保健所単位で開催 キャラバンメイトフォローアップ研修会の開催(H21 2福祉保健所 75名参加) 企業向け認知症サポーター養成講座を開催 アルツハイマーデー記念講演会の開催(H21 650名参加) アルツハイマーデー街頭活動 <p>【介護者への支援と相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症コールセンターの開設 電話相談員に対する研修会の開催 専門家と交えた事例検討会 <p>【認知症高齢者に対する在宅ケアの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支援体制構築にかかるモデル地域での取り組み 高知市:H19.20 土佐市:H20.21 四万十市:H21～ 認知症の方と家族を支援するネットワークの構築 地域住民への認知症の啓発 認知症予防の啓発 在宅介護を行う家族を対象とした研修、交流会の開催 <p>【認知症高齢者を支援する人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症介護現場職員のケアの質向上に向けた研修(H21年度) 実践者研修:200名 実践リーダー研修:23名 管理者研修:116名 小規模多機能計画作成者研修:20名 開設者研修:4名 かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供がされていないことにより、認知症の早期発見、早期治療に結びつかない サポート医研修修了者の修了後の活動が把握されていないことにより、地域との連携など効果的な取り組みに結びつかない 認知症の方が安心して歯科治療を受けられるよう歯科医師等に対する研修等を実施していない 認知症高齢者支援事業の中で、現在予防に関する取り組みがなされていない 認知症疾患医療センター設立の遅れにより、医療、介護、福祉等が連携して認知症の治療や支援に当たることが困難 	<p>・地域での認知症に関する理解不足</p> <p>・養成されたキャラバンメイトについて一部のメイトのみが講座を開催</p> <p>・講座の講師役であるキャラバンメイトの資質向上により、幅広い人材を活用した講座を展開</p> <p>・将来的には各市町村が主体となって講座を展開し、地域での支援体制につなげる</p> <p>・県内企業への講座開催の動きかけ</p> <p>・認知症コールセンターの周知不足により、認知症の相談体制が県下全域に浸透していない</p> <p>・専門家と交えた事例検討会が、専門家への参加になっており、電話相談員の参加がなされていないため、相談員の資質向上が図られていない</p> <p>・地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足</p> <p>・モデル地域で得られた事業成果の他市町村への波及が不足している</p> <p>・地域家族の会の普及が遅れていることにより、地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足</p> <p>・医療と介護の連携による適切なケアの普及</p> <p>・家族の負担軽減に向けた取り組み</p> <p>・認知症研修について、介護専門職が受講すべき研修を体系的にまとめ、施設、事業所に研修受講の必要性を説明する</p> <p>・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供がされていないことにより、認知症の早期発見、早期治療に結びつかない</p> <p>・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供についての医師会への了承を得る→21.9月末に県医師会と協議 22年度以降情報提供についての了承を得る</p> <p>・歯科医師等と連携し、研修会を実施する</p> <p>・市町村における認知症予防、啓発活動への支援</p> <p>・認知症疾患医療センターの設立の検討→障害保健福祉課と連携</p>	<p>認知症高齢者とその家族</p> <p>おおむね 65歳以上</p>	<p>・県職員に対する講座の開催 ⇒部内研修として実施予定</p> <p>・福祉保健所単位での講座の展開</p> <p>・市町村の各地域内での他業種連携</p> <p>・各市町村内でキャラバンメイトを養成し、講座を展開できる体制づくりを行う</p> <p>※キャラバンメイト H22予算:1,038千円 ⇒藤原町で実施</p> <p>※企業向け認知症サポーター H22予算:579千円 ⇒ファミリーマート、サンシャイン本部、サークルK、四国電力で実施</p>	<p>・県下各市町村主体で地域支援のネットワークづくりを構築する</p> <p>・認知症の方本人の声を聞く場を作る</p> <p>・地域家族の会を県内各地域に普及拡大 (H21.10月現在12カ所) ※モデル事業 H22予算:6,597千円(予定:四万十市、土佐市、四万十市、安芸市) ⇒予定の4市町と委託契約済み</p> <p>※在宅介護支援 H22予算:759千円</p>	<p>・認知症介護実践者養成 ※研修事業 H22予算:6,547千円 ⇒介護実践研修(実践リーダー研修)では、研修目的を理解いただくため申込者及びその管理者に説明会とリンクを実施</p>	<p>・県下全医師がかかりつけ医研修受講</p> <p>・かかりつけ医研修内容の改善 研修だけでなく包括、家族の会等とのグループワークなど</p> <p>・研修会を実施する</p>	<p>・認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動の充実・拡大</p> <p>・各市町村主体での認知症サポーター養成講座の展開</p> <p>・キャラバンメイトが地域支援の核となって活動できる体制づくり</p> <p>・電話相談員の対応技術の強化</p> <p>・地域住民への周知によりコールセンターの認知度を高め、相談件数の増加につなげる</p> <p>・モデル地域の中で、認知症の方やその家族を中心とした、個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する</p> <p>・地域住民のニーズを把握することにより、より確かな認知症支援が展開</p> <p>・認知症の個人と家族の会の存在、取り組み状況についての認知度を高める。</p> <p>・認知症介護研修をトータルで展開できるよう研修機能の充実強化を図ることにより、認知症介護の資質向上を目指す</p> <p>・かかりつけ医研修を修了した医師が、認知症の早期発見、早期治療に結びつけることができるような仕組みづくり</p> <p>・地域包括支援センターとかかりつけ医研修修了医師との連携の強化</p>	<p>・住民が主体となり、認知症高齢者やその家族を地域で見守り、支援するしくみづくり</p> <p>・認知症サポーター養成講座を受講した企業と地域の関係機関が連携した認知症の方を支援する体制づくりの充実</p> <p>・コールセンターの体制強化</p> <p>・各市町村3ブロック(中央、東、西)でのセンター設置により、地域住民が気軽に相談できる場を提供</p> <p>・県下各市町村で認知症の方やその家族を中心とした、個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する</p> <p>・家族の会高知県支部の機能強化</p> <p>・各市町村ごとに地域家族の会を設立し、地域住民の相談支援の拠点とする</p> <p>・さらなる認知症介護現場の資質向上</p> <p>・地域住民のかかりつけ医すべてが認知症に関する意識を高め、早期発見、早期治療の推進につなげる</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

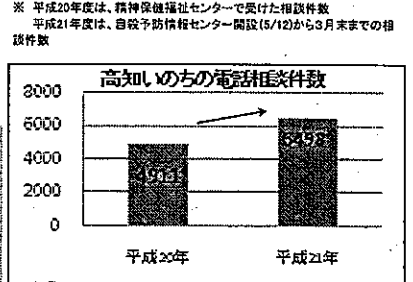
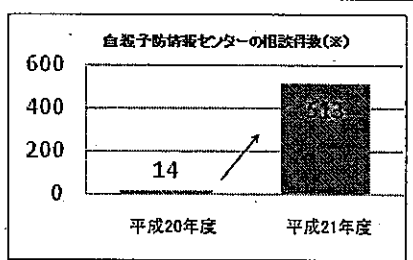
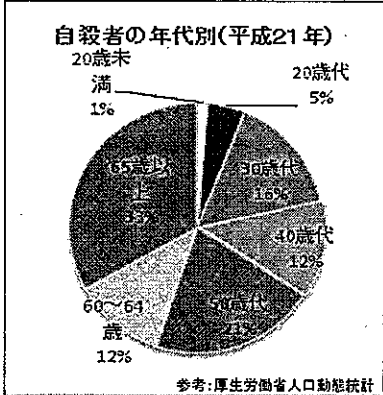
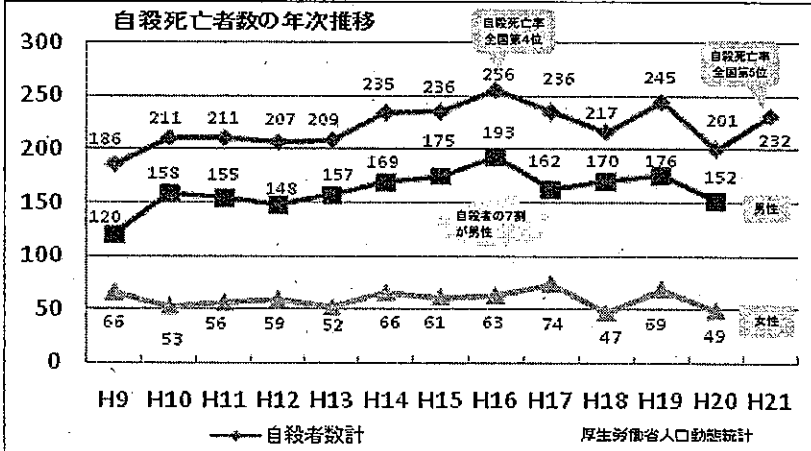
【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
		<p>・高齢者虐待件数</p> <p>H19年 養介護施設従事者3件 養護者81件</p> <p>H20年 養介護施設従事者5件 養護者112件</p> <p>見守りネットワークの整備に取り組んでいる市町村は、18</p> <p>虐待の相談窓口である地域包括支援センターの周知不足</p> <p>施設での身体拘束の実態把握が困難</p> <p>成年後見制度の取組みが不十分</p>	<p>県民・介護従事者・市町村への啓発研修</p> <p>高知県社会福祉協議会への総合相談事業委託</p> <p>総合相談件数H21 1,050件</p> <p>介護職員への身体拘束廃止等の研修の実施</p> <p>事例検討の実施</p>	<p>権利擁護事業を行う市町村包括支援センターが、他業務多忙のため、権利擁護事業に取り組めない状況である。</p> <p>虐待が起らない体制の構築</p> <p>医療機関と介護現場での身体拘束廃止への意識の違い</p> <p>成年後見制度の周知不足</p>	<p>地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実</p> <p>弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p> <p>地域での虐待防止ネットワークの構築</p> <p>医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発</p> <p>市町村介護保険担当職員への研修</p> <p>事例検討により制度の活用の具休例について検討する</p>	高齢者	おおむね65歳以上	<p>高知県社会福祉協議会委託事業による、研修会等の開催</p> <p>弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p> <p>・高齢者虐待防止に関する啓発等</p> <p>・相談体制の充実</p> <p>・身体拘束廃止の取り組みの継続</p> <p>弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p>	<p>包括支援センターでの、権利擁護事業への取り組みに対する支援</p> <p>阻害要因についての把握</p> <p>身体拘束廃止研修会等の開催 (管理者 1回 施設職員 2回 医療機関 1回) ⇒7/1 身体拘束廃止推進会議の開催 *研修内容の協議 H22予算:認知症高齢者支援事業費:身体拘束廃止推進事業費813千円</p> <p>成年後見制度利用についての支援(市町村長申立の促進)</p> <p>包括支援センターへの研修</p> <p>事例検討会の実施 ⇒7/7～8/23 県内5か所で事例検討会実施</p> <p>高齢者総合相談の実施</p> <p>困難事例への対応、事例検討会</p> <p>H22予算:認知症高齢者支援事業費:権利擁護推進支援事業14,711千円</p>	<p>高齢者見守りネットワークへの支援</p> <p>困難事例への対応</p> <p>県内ネットワークの強化</p>	<p>全市町村において、高齢者虐待防止・権利擁護の取り組みの充実</p> <p>全市町村において、高齢者見守りネットワークの整備。</p> <p>(数値目標) 高齢者虐待ネットワーク構成市町村数 34</p> <p>成年後見制度(市町村長申立)の普及</p> <p>成年後見制度の適切な利用</p> <p>(数値目標) 成年後見制度市町村長申立体制の整備市町村数 34</p>	<p>高齢者が認知症等により判断能力が衰え、介護が必要になった場合でも、その人らしい尊厳ある生活と人生を送るために、介護者等からの虐待を防止するとともに、高齢者の権利を擁護する仕組みの確立</p> <p>・市町村における虐待防止体制の確立と充実</p> <p>(数値目標) 高齢者虐待ネットワーク構成市町村数 34</p> <p>・成年後見制度の適切な利用</p> <p>(数値目標) 成年後見制度市町村長申立体制の整備市町村数 34</p>	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
1 ともに支え合う地域づくり 2 ところの健康対策の推進 (1) 自殺・ひきこもり対策 自殺対策費 自殺対策緊急強化事業費 自殺対策緊急強化基金積立金	<p>■県内の自殺者数は、平成10年以降200人を超えて推移しており、人口10万人あたりの自殺死亡率では、全国的にも高い水準にある。</p> <p>■平成21年の状況(人口動態統計) 自殺者数:232人 前年比31人増 自殺死亡率:30.4 (全国第5位)</p> <p>■平成21年の状況(警察庁公表) 自殺者数:261人 前年比38人増</p> <p>■精神保健福祉センターにおける自殺に関連した相談件数は、平成19年度相談3件、面接4件の合計7件 平成20年度電話11件、面接3件の合計14件 平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センターの平成21年度の相談件数は、電話484件、来所29件の合計513件</p> <p>■高知のいのちの電話の相談件数は、平成20年4,911件に対し、平成21年6,498件と大幅に増加している。</p>	<p>○自殺対策連絡協議会及び庁内連絡会の設置(H19～) 高知県自殺対策行動計画の策定(H21.4) 自殺予防情報センターの設置(H21.5～) かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施(H20～) 自死遺族の分かち合いの会の開催(H20～) 民生委員や行政機関の担当者等を対象とした人材養成研修の実施(H19～)</p> <p>○福祉提供モデル事業の実施(H18～20) ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) シンポジウムの開催(H19～) 心の健康無料相談会の開催(H20～) いのちの電話に対する支援(H21～) 睡眠キャンペーンの作成・配布(H21～)</p> <p>○地域自殺対策緊急強化基金積立金 115,558千円(H21年度～23年度) (平成21年度)28,597千円 自殺予防週間を中心とする普及啓発事業: テレビ・ラジオCM(9/1～) 横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎) 常設町アーケード吊り広告(9/1～9/30) ホチヤ広告路面電車の運行(9/1～9/30) 高知新聞広告(9/10付) 9/12、13自殺予防街頭キャンペーン(7箇所)を実施 高知新聞社、四国銀行電光掲示板 自死遺族の分かち合いの会の隔月日曜開催(H21.9～)</p> <p>(平成22年度)予算額45,242千円 自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心とする普及啓発事業(H22.8～予定) テレビCM(5/10～7/31) ラジオCM</p> <p>○県自殺予防情報センターの平成22年度5月末時点での相談件数は、電話172件、来所8件の合計180件。</p>	<p>○自殺や精神疾患に対する正しい理解の促進</p> <p>○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見</p> <p>○自殺の大きな要因となる、うつ病対策と失業や倒産、多重債務等の社会的要因に対する取り組みの充実とともに、年代に応じた対策が必要</p> <p>○相談支援体制の充実・強化</p> <p>○うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり</p> <p>○多重債務の相談機関との連携した取組</p> <p>○高齢者と在宅介護者に対する支援</p> <p>○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援</p> <p>○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者に対する研修の実施</p> <p>○市町村及び民間団体における自殺対策の実施が不十分</p> <p>○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成が必要</p>	<p>○基金事業等を活用した普及啓発の促進</p> <p>○相談支援体制の充実・強化</p> <p>○うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり</p> <p>○多重債務の相談機関との連携した取組</p> <p>○高齢者と在宅介護者に対する支援</p> <p>○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援</p> <p>○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者に対する研修の実施</p> <p>○市町村及び民間団体における自殺対策の実施が不十分</p> <p>○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成が必要</p>	<p>精神障害者等</p> <p>全年齢</p>	



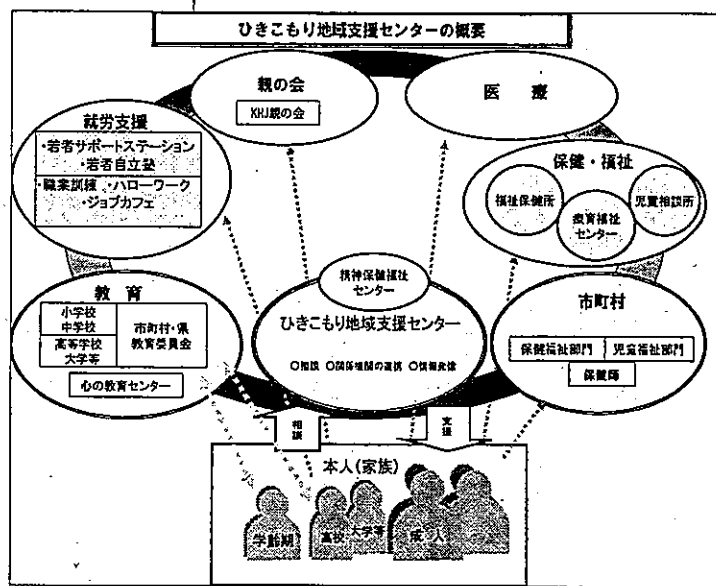
	全国	高知県
H21	17,186人	136人
H22	15,906人	126人
H22-21	-1,280	-10
減少率	-7.4	-7.4

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
<p>自殺対策の推進 H22予算:51,278千円</p> <p>自殺予防週間等を活用した普及啓発活動の展開</p> <p>シンポジウムの開催 H22.9高知市:参加者143名 基金事業を活用したテレビ・ラジオCM、新聞広告、自殺予防街頭キャンペーン(7箇所)、横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎)、常設町アーケード吊り広告、ホチヤ広告路面電車の運行、高知新聞社、四国銀行電光掲示板など</p> <p>基金事業を活用したテレビ・ラジオCM、新聞広告、自殺予防街頭キャンペーン、その他マス媒体活用等及びシンポジウムの開催によるPR</p> <p>基金事業を活用したテレビ・ラジオCM、新聞広告、自殺予防街頭キャンペーン、その他マス媒体活用等及びシンポジウムの開催によるPR</p>				<p>短期的な視点(平成23年度末)</p> <p>相談窓口、「気づき」、「つなぎ」、「見守り」の「自殺予防のための行動3つのポイント」の周知</p>	<p>中長期的な視点(概ね10年先)</p> <p>高知県自殺対策行動計画における目標の達成。目標が達成された場合には、更なる減少に努める</p> <p>【数値目標】 平成28年までに、人口10万人あたりの自殺死亡率を平成17年と比較して20%以上減少させる。 (参考) 自殺死亡率: H17 29.7→H28 23.7以下 自殺者数: H17 236人→H28 176人以下</p>
<p>自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の充実・強化</p> <p>自殺予防情報センターにおける関係団体ネットワークの構築・強化(自殺予防関係機関連絡調整会議3回開催等) 相談窓口ガイド、相談対応のための手引き(メンタルヘルス問題への対応)の作成・配布</p> <p>自殺予防情報センターの相談体制の強化(予算額 5,100千円)(自殺対策専門相談員1名の追加配置) 相談対応のための手引き(借金・経済問題への対応)の作成・配布</p>				<p>H24年度以降の財源が課題⇒基金の延長を国に要望</p>	<p>自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の充実</p>
<p>かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施(2箇所 受講者75名)</p> <p>【新】かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業(予算額800千円):かかりつけ医から精神科医への紹介システムの構築→モデル的に実施</p> <p>【新】高齢者こころのケアサポーター養成事業(予算額1,392千円):高齢者に日常的に接しているケアマネジャー等を対象にうつ病についての正しい知識と傾聴の技法を学んだ「こころのケアサポーター」を養成(1箇所、50名×2回)</p>				<p>うつ病の早期発見・早期治療の体制構築</p>	<p>うつ病の早期発見・早期治療の体制構築</p>
<p>「多重債務」と「心の健康相談」の合同相談会の開催 高知市、香美市、土佐市</p> <p>「多重債務」と「心の健康相談」の合同相談会の開催 9/12～9/18の予定</p>				<p>多重債務者対策の充実</p>	<p>多重債務者対策の充実</p>
<p>自殺遺族の分かち合いの会の開催(平日:毎月第3木曜日、休日:9月第3木曜日、休日:年4回)</p> <p>【新】自殺未遂者支援事業(予算額1,070千円):自殺未遂者の再発の自殺を防ぐため、退院後の心理的ケアや家族等の身近な人の見守りに対し支援</p>				<p>再発防止に向けた支援体制の整備</p>	<p>再発防止に向けた支援体制の整備</p>
<p>人材養成研修 市町村等担当者研修:1回23名 自殺予防相談対応研修:4回48名</p> <p>人材養成研修(予算額2,200千円) 市町村等担当者研修:1回 専門分野勉強会:4回 電話相談員研修:1回 生活保護ケースワーカー研修:3回</p>				<p>行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の資質向上</p>	<p>行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の資質向上</p>
<p>地域自殺対策緊急強化支援事業による市町村支援 1町(四万十町)</p> <p>地域自殺対策緊急強化支援事業による市町村支援(予算額10,200千円) 13市町予定</p> <p>地域自殺対策緊急強化支援事業による市町村支援 21市町村予定(全市町村における実施を目標)</p>				<p>全市町村における自殺対策事業への取組</p>	<p>全市町村における自殺対策事業への取組</p>
<p>いのちの電話活動強化支援事業(支援内容) 相談員スキルアップ研修 相談員養成講座開催事務 リーフレットの作成・配布</p> <p>いのちの電話活動強化支援事業(予算額3,974千円)(支援内容) 事務所H22.6移転に伴う相談環境の整備 相談員スキルアップ研修 相談員養成講座開催事務 相談員フォローアップ研修 リーフレットの作成・配布</p>				<p>いのちの電話(相談時間9:00～21:00)の24時間体制での電話相談の実現</p>	<p>いのちの電話(相談時間9:00～21:00)の24時間体制での電話相談の実現</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
ひきこもり自立支援対策費		<p>■若年無業者(ニート)数:約3,200人(平成17年国勢調査)出現率は全国第2位 平成20年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生数:小学生184人中学生664人 平成20年度県内公立高校の不登校生徒数:高校生213人</p> <p>■精神保健福祉センターにおけるひきこもりに関連した相談件数は、平成19年度電話5件、面接9件の合計14件 平成20年度電話7件、面接12件の合計19件</p> <p>■平成21年5月12日に開設したひきこもり地域支援センターの平成21年度の相談件数は、電話149件、来所101件の合計250件</p> <p>■ひきこもりの背景には、うつ病、発達障害、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。</p>	<p>・ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5～)</p> <p>・ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21.6～)</p> <p>・ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会(H21.11～)</p> <p>・家族サロンの開催(H21.4～、毎週火曜日のPM)</p> <p>・青年期の集いの開催(H21.12～、毎月第1、3金曜日の午後)</p> <p>・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(毎月1回)</p> <p>・カード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布(H21年度)</p>	<p>○「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取り組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。</p>	<p>○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう連絡会議を定期的に開催し、ネットワークの構築・強化を図る。 特に、教育委員会との連携を図る。</p>	精神障害者等	全年齢
		<p>■ひきこもりの背景には、うつ病、発達障害、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。</p>	<p>■ひきこもり地域支援センターの平成22年度5月末時点での相談件数は、電話19件、来所28件の合計47件</p>	<p>○専門的な支援ができる人材が不足している。</p>	<p>○市町村の保健師をはじめ各種相談機関を対象に相談機能を向上させるための研修会を実施し、人材養成を行う。</p> <p>○個別支援(アウトリーチ)の充実</p>		
		<p>■平成21年5月12日に開設したひきこもり地域支援センターの平成21年度の相談件数は、電話149件、来所101件の合計250件</p>	<p>ひきこもり地域支援センターの相談件数</p> <p>注) 1. H20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日～3月31日の件数</p>	<p>○本人や家族の社会参加につながる居場所が不足している。</p>	<p>○ひきこもり地域支援センターや各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」を行う。</p>		
		<p>ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。</p>	<p>○ひきこもりに関する正しい知識の普及や啓発が不足している。</p>	<p>○ひきこもりに関する正しい知識の普及や啓発や相談機関の周知を図る。</p>			
		<p>○ひきこもり専門外来の診療科が県内にない。</p>	<p>○ひきこもり専門外来の確保が県内にない。</p>	<p>○ひきこもり専門外来の確保</p>			



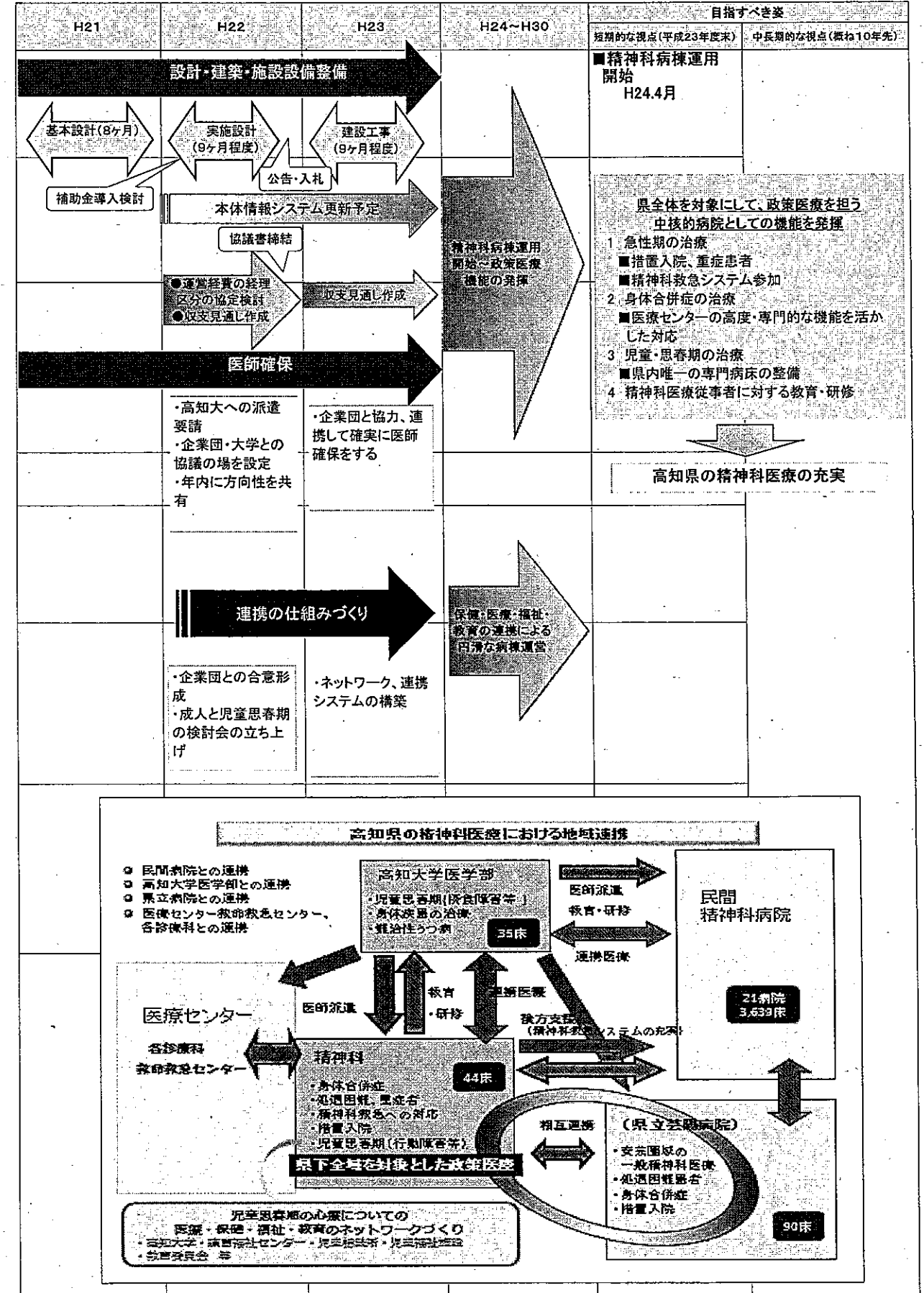
H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<p>ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5～)</p>	<p>ひきこもり自立支援対策費 H22予算:6,074千円</p>			ひきこもり地域支援センターを中心とするひきこもり本人及び家族を支援する体制の構築	ひきこもり本人及び家族に対する社会参加、自立に向けた支援システムの確立
ひきこもり地域支援センターを中心とするネットワークの構築・強化					
<p>・ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回)</p> <p>・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(10回)</p>	<p>・ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回予定)</p> <p>・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(10回予定)</p>	継続			
市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施					
<p>ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(2回) 参加者:152名</p>	<p>ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(2回予定)</p> <p>・ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催(いの町、須崎市、高知市の3回予定)</p> <p>・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援</p>	継続	平成23年度末までに全ての市町村の保健師、PSW、地域活動支援センター職員等に対する養成研修を実施予定 (拡充)	市町村の全ての保健師、PSW、地域活動支援センター等に対する人材養成研修の実施	
「家族サロン」の開催					
<p>・「家族サロン」の開設(H21.4～、毎週火曜日のPM) 参加者:延べ412名(1回当たり約9名)</p>	<p>・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM)</p>	継続		各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」	
ひきこもり本人が集い活動ができる場の整備					
<p>・「青年の集い」の開設:精神保健福祉センターグループ室(H21.12～、毎月第1、3金曜日の午後) 参加者:実人員7名(1回当たり約2名)</p>	<p>・(新)ひきこもり本人の居場所の環境の整備(「青年の集い」での活動:料理、室内スポーツなど)</p> <p>・地域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」の検討(例えば、地域活動支援センターの活用等)</p>	継続	各圏域に「集いの場」の開設を検討(高知市、早稲相談支援高知連絡会、いの町、津野町等) (拡充)		
普及啓発の促進					
<p>ひきこもり地域支援センターのカード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布</p>	<p>・相談機関リーフレットの作成・配布(H22.6)</p> <p>・ひきこもり支援ガイドブックの作成・配布(H22.9予定)</p>	継続		ひきこもりに関する正しい知識の普及	
	<p>・ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催(4回予定)対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者</p>	継続			
ひきこもり専門外来の確保					
<p>(参考)H21.7「子ども・若者育成支援推進法」の公布</p>	<p>H22初め「子ども・若者育成支援推進法」の施行</p> <p>H22年内「子ども・若者育成支援大綱」の制定予定</p> <p>県・市町村の子ども・若者計画の策定予定(努力義務)</p>	継続		ひきこもり専門外来の確保	

※事業の対象者がある場合には、その対象となる区分(○障害者、乳幼児等)や対象年齢を記入してください。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
(高知医療センター 精神科病棟整備)	<p>1 設置場所 高知医療センター本館西側「野鳥の森」敷地</p> <p>2 病床規模 病床数 44床 ○成人30床 ○児童・思春期 14床 1階：外来、院内学級等 2階：病棟 3階：屋上広場</p> <p>3 延床面積 2,461.04㎡ ○1階 = 938.02㎡ ○2階 = 1467.82㎡ ○屋上階 = 55.2㎡ (屋上広場400㎡)</p> <p>4 建築単価 329千円/㎡ ■耐震構造</p> <p>5 本体建築費 809百万円</p> <p>※地域医療再生臨時特例交付金からの補助 50百万円</p>	<p>1 H19年度 ●H20.3【第5期高知県保健医療計画】芸陽病院の建替えを機に、中央圏域への設置も含めて検討を進める。 ●H20.3【芸陽病院のあり方検討委員会】新たな県立病院は、中央圏域への設置が望ましい 2月議会：芸陽病院移転反対の請願採択「芸陽病院の移転を取りやめ、安芸に存続させること」</p> <p>2 H20年度 ●H20.6 文化厚生委員会：中央圏域・安芸圏域の両方に病棟設置、中央圏域は医療センターに精神科病棟設置を提案→企業団に正式に病棟設置要請 ●H20.12 企業団から病棟設置要請について回答、「病棟の建設経費及び運営にかかる収支不足について、病院企業団として最大限の企業努力はするが、それでもなお不足する額については、高知県において全額負担することが条件」 ●2月議会：精神科病棟整備基本設計補助金予算計上補助率10/10</p> <p>3 H21年度 ●基本設計(H21.8.10～H22.3.17) (株)佐藤総合計画 ●医師確保 医学部地域医療支援委員会に医師支援依頼</p> <p>4 H22年度 ●実施設計(H22.5.10～H23.2.28) (株)佐藤総合計画</p>	<p>1 精神科病棟整備費・運営費負担の協定 精神科病棟に関する費用のうち、病院企業団が最大限の企業努力をしてもなお不足する額(起債の元利償還金及び運営費の不足等)については、県立病院としての位置づけから、全額県が負担することになっている。 このことについて、経費負担のルール化が必要。構成団体である県と市で協議を行い、協議書を交わす。</p> <p>2 医療スタッフの確保 (1)医師確保 ア 開院前の常勤派遣医師 イ 精神科病棟開院後の医師 専修医1名を含む医師5名 (2)看護師等の確保 (1看護単位) ・看護師28名、医療技術者5名の計画 ・看護師の23年度採用及び研修派遣</p> <p>3 精神科医療における連携の仕組みづくり ■大学・県立・民間精神科病院等との連携システム ■児童思春期の心療についての医療・保健・福祉・教育のネットワークづくり</p>	<p>県議会報告</p> <p>収支見通しの作成</p> <p>企業団・高知大学等との調整</p> <p>検討会の立ち上げ</p>	精神科等	全年齢



予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿			
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)		
Ⅲ 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり	1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (1)地域での自立生活の支援 地域生活支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスが不足している地域(H22.7.1現在) ・障害者施設がない地域9町村 東洋町、中芸5町村(奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)、大川村、大月町、三原村 ・障害者施設が1箇所のみ地域8町村 芸西村、大豊町、本山町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町 ・市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域 いの町、仁淀川町など ●都市部に比べて高い入所率 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55 	<ul style="list-style-type: none"> ●県独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21.1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。 ●利用者の交通手段 自宅から事業所まで通う交通手段も乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域における支援拠点の整備促進 ・送迎付きサービス事業を行う事業への助成の継続 ・小規模多機能型事業所の実施促進 ・あつたかふれあいセンターの活用 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続 							<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して、一定期間、運営費の ◆事業所の開設 ・大豊町「ワークセンターファースト」 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所の開設 ・中芸地域 県立特別支援学校の再編により、平成23年度には中芸高校施設内に山田養護学校の分校が併置されることから、卒業後の働く場の確保など、福祉サービスの充実が求められている。 ◆事業所の開設 ・大豊町 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所の開設 ・その他の地域 関係町村(広域連合)や自立支援協議会と連携を図り、利用者の確保や定着、仕事の確保といった課題と一緒に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内どこでも身近な地域でサービスが受けられるようにする 高齢者、子ども、障害者など全ての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら暮らすことができる「高知型福祉」の実現
		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施設のない地域(9町村) ●1箇所のみ地域(8町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ●成果 ①中山間地域の事業所に係る報酬単価の大幅な引き上げ(H21.4～) ②多機能型事業所の最低定員及び職員配置基準の緩和(H21.7～) ③県独自の補助制度が地域生活支援事業「特別支援事業」として採択(H21.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ●参考)多機能型基準該当事業所 利用者定員 職員 従来 :21人 6.5人 新たな制度:10人 3人 ※利用者が就労継続支援6人、生活介護2人、児童デイ2人の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型基準該当事業所(規制緩和された国の制度)の設置(H21.7～) ・市町村、事業所へ制度の周知(通知、担当者会での説明) ・発達障害者支援のため、児童デイサービス事業所の設置も検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●あつたかふれあいセンターの整備 ・室戸、いの、日高、中土佐、大正、大月、西土佐など ・室戸市の「しえんの会」が、福祉サービスに移行した場合は、東洋町の障害者へのサービス提供が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●強度行動障害者短期入所支援事業費補助金を活用した強度行動障害者への支援 ・受入れが可能な施設の拡大に向けて施設や市町村と協議 ・県独自加算における強度行動障害者の要件の緩和 (例1)国:行動障害の内容が20点以上 県:行動関連項目12点以上で 5,650円/日 ” ” 6点以上で2,820円/日 (例2)国:行動改善室、観察室等は必置 県:行動改善室、観察室等は不要 ・強度行動障害者の短期入所に係る加算の充実を国に要望 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の強度行動障害者が、施設入所者と同様の支援を受けながら、安心して地域で生活ができるようにする。 							
		<ul style="list-style-type: none"> ●現在、強度行動障害者の入所施設は、県内に2施設のみ。 南海学園、おおなら園 	<ul style="list-style-type: none"> ●強度行動障害者には、施設入所の場合必要な加算があるが、短期入所の場合は十分な加算ではない。 施設入所12,980円/日(区分A)(基本8,170円、加算4,810円) 短期入所8,070円/日(区分5)(基本7,570円、加算500円) 大きな差 	<ul style="list-style-type: none"> ●強度行動障害者は、短期入所の場合報酬上の評価が十分でなく、現行の加算では、支援員の加配が困難。 ●特に、特別支援学校の児童・生徒については、夏休みなど長期休暇中のニーズが高いが、施設の受入れ体制が整っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●強度行動障害者に短期入所サービスを提供した施設に対して、県独自助成を市町村とともに行う。 補助の目的 ①短期入所施設の受入体制を確保 ②在宅の強度行動障害者に適切な支援を提供 ③家族の負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ●新体系への移行 ・三原村の小規模作業所「わらわら」(H21.2～) 小規模作業所開設支援補助金(運営費補助:年間370万円)は、H24.1まで。 それまで、他の事業所との統合も含め、三原村との連携を図りながら、新体系サービスへの円滑な移行を支援 ◎利用者定員の緩和の特例を、振興山村、離島のほか、過疎地域においても適用できるよう国に要望 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスへの円滑な移行(制度サービス) ・移行後の福祉サービスは、地域活動支援センター等を想定 								

障害者 全年齢層



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿		
							短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)					
	障害者自立支援対策臨時特例基金事業費(障害者一般就労移行等促進事業費補助金、相談支援に関する事業分を除く)	●新体系事業への移行状況 (H22.4.1現在) ・入所施設 11.1%(34.3%) ・通所施設 52.5%(53.5%) 全体 32.9%(45.4%) ※()は、H21.10の全国平均 ※新体系事業への移行が、全国平均と比べて少ない(特に入所施設)	●基金を活用した取組み 障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、事業所の運営の安定化や新法への円滑な移行等を図るための特別対策事業を実施 ＜主な事業(H20～)＞ ・事業運営円滑化事業 法施行前の報酬単価の9割を保障(45施設) ・新体系移行支援事業 新体系に直ちに移行できない小規模作業所に経過措置として定額(110万円)を助成(9作業所に助成し、うち6作業所が新体系に移行) ・基盤整備事業 新体系への移行に伴い必要となる施設の改修等の経費に対する助成(32施設) ・移行時運営安定化事業(H21.7～) 新体系移行の前月の報酬単価の10割を保障 ※基金残高:約19億円(H21.7補正後)	●事業者の運営の安定性 ・新体系事業へ移行した場合、旧法施設に比べて、事業所が受ける報酬が減少 ●新設権の「障害者自立支援法廃止」方針による、新体系移行の躊躇 ※ 衆議院予算委員会で厚生労働大臣が、「新体系移行を後押しして進めていく」旨、答弁(H22.2.15)	●基金を活用した事業所への支援 ・事業者の安定的な運営の確保 ・新体系事業への移行を支援 ●新設権の「障害者自立支援法の廃止及びそれに代わる障がい者総合福祉法」の動向を注視 ●県として、必要な要望・提言は行っていく	障害者 18歳以上	<p>基金事業を活用し、新体系への円滑な移行を支援</p> <p>●基金を活用した事業所への支援 ＜決算:503,458千円＞ ・事業運営安定化事業(9割保障) 97,947千円 ・通所サービス 76,160千円 ・移行時運営安定化事業(10割保障) 1,276千円 ・基盤整備事業 145,256千円(17事業所) ・福祉・介護人材の処遇改善事業 91,165千円</p> <p>●当初予算:766,320千円 ＜主な事業＞ ・事業運営安定化事業 99,736千円 ・通所サービス等利用促進事業 78,689千円 ・基盤整備事業 106,000千円 ・福祉・介護人材の処遇改善事業 335,856千円</p> <p>●「残り12億円余り」の基金を活用し、基盤整備事業などを更なる活用</p> <p>9割保障、10割保障を継続することなど、事業運営の安定化に資する事業(基金)の継続や恒久化を図る提言</p>	<p>旧法施設の事情に対応した個別的な支援</p> <p>●各施設と新体系移行について協議(事業体系、スケジュール等) ●旧法施設へのアンケート、ヒアリングの実施(8月頃～) ↓↓ 施設改修など、新体系移行に必要な事業などを予算要求</p>	<p>国:障がい者総合福祉法(仮称)の検討(障害者自立支援法の廃止・児童福祉法の改正)</p> <p>◆低所得者(市町村民税非課税世帯)の利用者負担の無料化(H22.4～) ◆障がい者制度改革推進会議「第1次意見」(H22.6.7) ◆障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(H22.6.29閣議決定)</p> <p>◆「障害者総合福祉法」(仮称)のため、第一次意見に沿って必要な検討 ◆スケジュール ・H24年通常国会に法案提出 ・H25.8月までの施行</p>	<p>●県からの提言(政府要望)H22.5月 ・障害程度区分の見直し ・GH、CH利用者に対する家賃の助成 ・事業所の固定経費は月額制にするなど報酬の見直し ・9割保障や10割保障を当分の間継続する、送迎サービスへの支援を恒久的な制度とする など</p>	<p>●国からの提言(21年8・10月) ・利用者負担を応能負担とすること ・発達障害を障害福祉サービスの対象とすること ・GH、CH利用者に対する家賃などの助成の新設</p>	<p>●「障害者総合福祉法」(仮称)の達成</p> <p>●新体系事業への移行完了</p>	<p>県内で必要なサービスが受けられる体制の確保</p>
							(2)施設サービスの充実 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	●耐震化が完了している入所型施設 86.7%(26/30施設) (H22.4.1現在)	●国の施設整備補助金を活用し、順次改築を進めてきた ●国の交付金を財源に社会福祉施設等耐震化等特例基金の設置(H21.10) 3,277,860千円	●施設整備には、施設側の多大な財政負担を伴うため、改築が進まない状況 ・新体系移行への躊躇 ・自立支援法の見直し	●基金を活用した耐震化整備の実施 H22・23年度に8施設の耐震化整備を実施(S56以降建築でも、老朽化している施設は整備していく)	障害児・者 全年齢	<p>●社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置(積立額3,277,860千円) ・法人にも県にも財政的に有利な基金を活用し、老朽化している施設は改築、改修していく方針で施設側と協議</p> <p>※高知ハビリテーションセンター(S55建築)の改築(既存の補助事業を活用)</p>

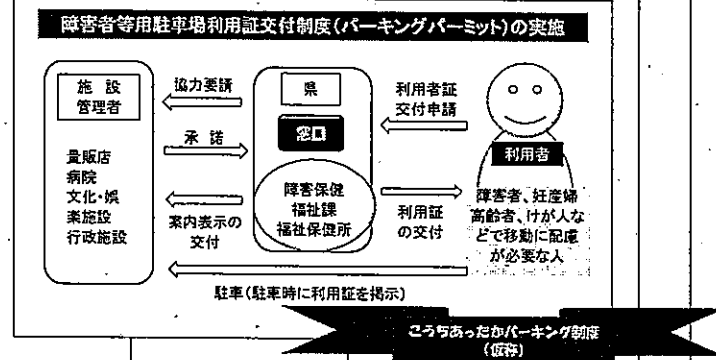
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
2 地域における相談・支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 相談支援事業費 障害者自立支援対策臨時 特別基金事業費(相談支援 に関する事業分)	・65歳未満の障害者手帳所持者数 19,309人 (H22.3.31現在) ・相談支援事業利用者数 5,055人 (H21年度実績) ・障害福祉サービス利用者数 4,679人 (H21.7月現在) ・市町村の相談支援体制 直営 16市町村(47%) 委託 18市町村(53%) (委託には直+委含む) (H22.6月現在) ※全国の委託率77% (H21.4月現在) ・障害者施設の設置状況 障害者施設がない 市町村……9町村 障害者施設が1箇所 の市町村……8町村 相談支援事業所がない 市町村……19市町村 (H22.6月現在) ・相談支援従事者研修修了者 初任者研修 177人 現任者 95人 (H18～H21) ・地域自立支援協議会設置率 高知県 82% (H22.6) 全国 79% (H21.4)	H19,H20年度には、H18年度まで県が地域の知的障害者支援を委託していた施設にアドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制の機能強化のための支援及び広域的な課題に向けた指導、調整等を実施。 ・H20年度～、3名の特別アドバイザーを配置し、市町村の相談支援事業への助言・指導、地域自立支援協議会の立ち上げ、運営を支援 ・H21年度～ 小規模町村が共同で相談支援事業を委託する場合に助成をし、相談支援事業の委託を推進 (H21補助実績) 高橋 2町村 600千円 幡多 2町村 405千円	◆専門の相談員を配置した相談支援事業所への業務委託が望ましいが、進んでいない ◆市町村には、重症心身障害児(者)の相談支援のノウハウがない ◆ケアマネジメント力のある専門員が不足している また、専門員を配置した相談支援事業所が少ない ◆地域自立支援協議会の設置が進まず、設置されていても運営体制が不十分で、社会資源の開発、サービス提供体制確保の取組みにつながっていない	◆複数市町村での相談支援事業の委託の推進など、地域の実情を踏まえた戦略的な相談支援体制の整備 ◆在宅重症心身障害児(者)相談支援体制の確立 在宅の重症心身障害児(者)数 約130人 ◆人材育成部会による研修内容の検討及び専門員の計画的な養成 また、専門員を配置した相談支援事業所の確保 ◆地域の障害福祉関係者の連携やサービスの開発・改善を協議する地域自立支援協議会の全市町村での設置と内容の充実		
(2) 社会参加の支援 障害者福祉思想普及啓発 事業費	・障害者等用駐車場区画に、利用の対象とならない人が駐車をしている ・駐車場管理者は、駐車している車両を見ただけで適正な利用をしているかどうかを判断することは困難(注意できない)	・なし	◆障害者等用駐車場の適正利用に関する普及啓発が十分でない ◆障害者等用駐車場の適正利用を促進する仕組みが必要	◆障害者等用駐車場の適正利用に関する普及啓発が十分でない ◆障害者等用駐車場の適正利用を促進する仕組みが必要	◆障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングパーミット)の実施		

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<p>相談支援事業の委託の推進</p> <p>・相談支援事業を複数共同で委託する町村への支援 【実績 1,005千円】 幡多地域 (大月町、三原村) 高幡地域 (中土佐町、津野町)</p> <p>・相談支援事業を複数共同で委託する町村への支援 【予算額 2,355千円】</p> <p>○H22年度に推進する地域 高幡北地域 (佐川町、越知町、仁淀川町) 嶺北地域 (大豊町、本山町、土佐町、大川村)</p> <p>重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立</p> <p>・(新)在宅重症心身障害児(者)の相談支援を、広域で連携し専門の施設へ委託する市町村への支援 【予算額 4,660千円】</p> <p>○委託実施(H22.7現在) 土佐希望の家 (南国市、香美市) 幡多希望の家(幡多全域)</p> <p>・事業未実施の市町村に対する、助言指導 ・地域の相談支援事業所等との連携及び、ケース会議等を通じての専門的支援のノウハウの伝授</p> <p>・県域における専門的な相談支援の実施</p>				相談支援事業の委託率を全国平均並みとする。 (平成22年度中)	・相談支援事業の適切な実施による利用者のニーズに応じた福祉サービス利用の支援等、地域での障害者の自立生活を総合的に支援していく。 ・地域自立支援協議会において、地域の障害者福祉関係者の連携等による困難ケースへの対応を図るとともに、地域のニーズを把握、集約し、必要なサービスの確保等を協議していく。
<p>相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ</p> <p>・相談支援従事者研修等の実施 【実績 3,147千円】</p> <p>・相談支援従事者研修等の実施及びスキルアップ研修の実施 【予算額 3,390千円】</p> <p>・相談支援従事者研修等の実施及び指導者の育成を視野に入れたスキルアップ研修の実施</p> <p>県自立支援協議会の人材育成部会において研修内容の検討及び評価を実施</p> <p>地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援</p> <p>・3名の特別アドバイザーを配置し、地域自立支援協議会の設置の推進、運営体制の充実のための支援を実施 【実績 951千円】</p> <p>・特別アドバイザーを1名増員し、地域の相談支援体制の充実強化、地域自立支援協議会の設置の推進、運営体制の充実のための支援を実施 【予算額 2,328千円】</p> <p>・各圏域に特別アドバイザーを配置し、相談支援事業所の指導及び、地域自立支援協議会の運営支援を実施</p> <p>・地域自立支援協議会から県協議会へのボトムアップによる困難事例や課題の解決、施策化</p> <p>設置済みだが十分に機能していない地域自立支援協議会を支援</p> <p>地域自立支援協議会の機能発揮 ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信 ・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・地域の社会資源の開発・改善 ・相談支援内容の評価 など</p>				市町村、指定相談事業所において、相談支援に従事する人材及び人員が確保される。	すべての地域で必要かつ適切な相談支援が提供できる体制を整備
<p>パーキングパーミット制度の実施 → 適正利用を支援</p> <p>駐車場利用証制度導入事業 【予算額 9,967千円】</p> <p>H22.7～ 制度のPR、広報 事業所への協力要請 H22.8 パブリックコメント実施 H22.10 制度要綱策定 H23.1～ 協力事業所の登録 登録事業所の周知 H23.2～ 利用制度開始</p> <p>・制度のPR、利用についての広報 ・中国四国各県との相互利用協定締結</p> <p>定期的に啓発・広報を実施</p> <p>障害のある方への理解の促進</p> <p>利用証(イメージ)</p> <p>あつたがパーキング利用証 Parking Permit</p> <p>ルームミラーにかけ、ダッシュボード上に置くなど車内に外から確認できるように掲示</p> <p>利用対象者の範囲(案)</p> <p>○身体障害者 障害種別ごとの対象等級の方(杖突4級以上、下肢6級以上、内脚障害4級以上など) ○知的障害者 療育手帳の障害程度「A」の方 ○精神障害者 精神保健福祉法第11条第1項第1号の障害者 ○発達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方 ○高齢者 介護保険の要介護状態区分「要支援1」以上の方 ○難病者 特定疾患医療受給者 ○けがが人 けが等により一時的に車いすや杖を使用する必要がある方 ○妊産婦 妊娠7ヶ月から産後1年6ヶ月(1歳6ヶ月未満の子供同伴)の方</p>				障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。	障害のある人もない人も安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現

- 先行実施都道府県 13県3市(H22.4現在)
- 岩手県(H22.4)
 - 山形県(H19.6)
 - 福島県(H21.7)
 - 栃木県(H20.9)
 - 群馬県(H21.8)
 - 福井県(H19.10)
 - 鳥取県(H21.10)
 - 島根県(H20.12)
 - 徳島県(H21.7)
- 相互利用
- 佐賀県(H18.7)
 - 長崎県(H19.8)
 - 熊本県(H19.1)
 - 鹿児島県(H21.11)
- 相互利用
- 茨城県神栖市(H19.)
 - 埼玉県川口市(H20.1)
 - 山口県萩市(H21.12)
- 平成22年度中に開始
静岡県、岡山県、山口県、愛媛県



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んで来たか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21				H22				H23				H24～H30				目指すべき姿	
							H21		H22		H23		H24～H30		短期的な視点(平成23年度末)		中長期的な視点(概ね10年先)							
3 障害者の就労促進と工賃アップ	(1) 障害者の就労支援 障害者自立支援対策臨時特別基金事業費(障害者一般就労移行等促進事業費補助金) 障害者就労支援対策事業費 障害者生活活動支援事業費 障害者職業訓練費	<p>●障害者の就労の状況</p> <p>①就業者数(人) H20 H21 高知県: 293→ 333 全国: 44,463→45,257</p> <p>②雇用率(H21. 6. 1) ●民間企業(1.8%) 高知県: 1.75%(全国20位) 全国: 1.63%</p> <p>達成企業の割合 高知県: 57.3%(全国13位) 370社のうち212社が達成 全国: 45.5%</p> <p>●公的機関(法定雇用率) 知事部局: 2.11%(2.1%) (H22: 2.19%) 全国46位</p> <p>●教育委員会: 1.87%(2.0%) 全国11位</p> <p>●公営企業局: 2.75%(2.0%) 警察本部: 2.82%(2.0%) 全国4位</p> <p>●市町村等: 1.64%(2.0%) 達成割合48.6%(18/37) 全国平均2.37%</p> <p>●全国最下位</p> <p>●ほぼ全てが身体障害者</p> <p>H20: 34人 H21: 52人</p>	<p>障害者就労支援チームにより就労支援</p> <p>●啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業への啓発活動 企業採用担当者セミナー開催 保護者対象雇用セミナー開催 保護者対象雇用セミナー開催 <p>●働く場の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業訪問(延べ400社) 公的機関での雇用促進 A型事業所の設立促進(15ヶ所、定員275名) 障害者就業・支援センターの新設促進 関係機関の連携強化 進路担当教員、ハローワーク等との連絡会の開催 就労移行支援事業所等との連絡会の開催 企業での職場訓練 企業での職場訓練 職場実習先の確保(27社、147人枠) 特別支援学校生の職場実習の受入れ 	<p>●雇用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の能力・意欲についての知識、経験の不足 厳しい経営環境による採用自体の少なさ 就労支援機関(ハローワーク、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等)の連携・協力が弱い <p>●公的機関での雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 厳しい財政状況や長年にわたる人員削減に加え、障害者雇用に対する認識不足により、全国最低クラスの雇用状況 <p>●一般就労</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労できる障害者は施設にとっても必要 <p>●発達障害者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害者の就労支援のノウハウの蓄積が少ない 	<p>就労促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動等 企業への啓発活動 企業採用担当者セミナー開催 保護者対象雇用セミナー開催 <p>●公的機関での雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知労働局と連携して障害者雇用の要請 高知労働局と共催で、人事担当者を対象に雇用促進セミナー開催 <p>●働く場の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業訪問 公的機関での雇用促進 A型事業所の設立促進 障害者就業・支援センターの新設促進 関係機関の連携強化 進路担当教員、ハローワーク等との連絡会の開催 就労移行支援事業所等との連絡会の開催 <p>●企業での職場訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場実習先の確保 特別支援学校の設立支援 <p>●発達障害者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所等を対象にスキルアップ研修を実施 	<p>就労支援チームによる 全国トップクラスの取組</p> <p>障害者 全年齢層</p>	<p>障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援</p> <p>【H22予算】38,978千円</p> <p>企業への啓発活動、働く場の確保、就労の支援</p> <p>就労促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業への啓発活動 約360社 企業採用担当者セミナー開催 2回 PTA総会、勉強会等での保護者への啓発活動 3回 <p>●働く場の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業訪問 約360社 公的機関での雇用促進 市町村への雇用要請 人事担当者対象のセミナーの開催 1回 A型事業所の設立促進 2か所(定員40人) 障害者就業・支援センターの新設促進 <p>●関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 進路担当教員、ハローワーク等との連絡会の開催 実務担当者会 4回 就労支援機関を対象としたセミナー開催 1回 <p>●企業での職場訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践能力習得訓練 修了24人→就職20人 特別支援学校 修了12人→就職10人 <p>●職場実習先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 合計147人枠 特別支援学校の設立支援 <p>●職場実習先 合計175人枠</p>				<p>【H22予算】47,103千円</p> <p>就職に向けた職業訓練の実施</p> <p>①(新) 特別支援学校 在校生にヘルパー2級課程の講習を実施 14人受講中</p> <p>②障害者就業・生活支援センターの支援(4か所)</p> <p>③精神障害者の社会的自立支援</p> <p>④啓発活動等による働く場の確保等</p> <p>⑤就労移行事業所等を対象にスキルアップ研修</p> <p>⑥A型事業所の設立促進</p> <p>⑦特例子会社の設立支援</p> <p>法定雇用率未達成市町村等の障害者雇用の促進</p> <p>●22年度までの取組みを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に全国最低クラスの公的機関の雇用促進に重点的に取組む <p>●公的機関及び民間企業で法定雇用率達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業への啓発活動 公共団体への雇用の要請 働く場の確保、職域の拡大 <p>A型事業所 定員300名</p>				<p>【H22予算】48,100千円</p> <p>一般就労への移行支援、職場実習先の確保</p> <p>①(拡充)委託訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知識・技能習得訓練 H21: 40人→H22: 40人 ○実践能力習得訓練 H21: 25人→H22: 30人 ○特別支援学校早期訓練 H21: 20人→H22: 20人 <p>②職場への適応訓練</p> <p>③訓練手当</p> <p>○実践能力習得訓練 H22: 30人→35人へ</p> <p>●職場実習先 合計200人枠</p> <p>①職場実習・職場見学促進事業</p> <p>②施設外就労等支援事業</p> <p>③一般就労・職場定着促進支援事業</p> <p>④離職・再チャレンジ支援助成事業</p> <p>⑤就労支援ネットワーク強化・充実事業</p>				<p>「高知県障害福祉計画」福祉施設から一般就労へ移行: 99人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●A型事業所: 定員300名 ●職場実習先: 200人枠 <p>障害者一人ひとりの能力を活かし働くことができる社会の実現(公的機関及び民間企業で法定雇用率達成)</p>					
							<p>●工賃の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 21年度: 15,133円 対前年▲462円、▲3.0% 20年度: 15,595円 時給: 141円<631円(最賃) ●全国との比較(H20) 第4位(H19は1位) ●全国平均: 12,587円 <p>●利用者工賃のアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高知県工賃倍増5か年計画」に基づく支援 施設へ経営コンサルタントを派遣 施設職員の経営感覚の向上 ●工賃アップの具体策の検討・実施 施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 <p>●施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページによる施設や製品等のPR ●福祉版アウトソーシング ●公共団体から施設への優先発注の促進 <p>●経営ノウハウの蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設では利用者の作業を確保する際、利益のことをあまり考えていなかった(経営感覚が希薄) ●施設の利用に応じた工賃アップの検討・実施が不十分だった ●営業力が弱く、製品の販売先や新たな仕事の確保ができていない <p>●内部留保の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の製品などの情報が知られていない <p>●利用者工賃のアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高知県工賃倍増5か年計画」に基づく支援 ●施設へ経営コンサルタントを派遣 ●施設職員の経営感覚の向上 ●工賃アップの具体策の検討・実施 ●施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 <p>●施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページによる施設や製品等のPR ●福祉版アウトソーシング ●公共団体から施設への優先発注の促進 	<p>●利用者工賃のアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高知県工賃倍増5か年計画」に基づく支援 ●施設へ経営コンサルタントを派遣 ●施設職員の経営感覚の向上 ●工賃アップの具体策の検討・実施 ●施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 <p>●施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページによる施設や製品等のPR ●福祉版アウトソーシング ●公共団体から施設への優先発注の促進 	<p>施設を利用している障害者 全年齢層</p>	<p>日本一の工賃水準の確保 ⇒ 経済的自立の実現</p> <p>【H22予算】22,936千円</p> <p>工賃アップの支援、アウトソーシングの推進</p> <p>●利用者工賃のアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高知県工賃倍増5か年計画」に基づく支援 ●施設へ経営コンサルタントを派遣 ●施設職員の経営感覚の向上 ●工賃アップの具体策の検討・実施 ●施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 ●施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 ●施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 <p>●施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページによる施設や製品等のPR ●福祉版アウトソーシング ●公共団体から施設への優先発注の促進 <p>●ホームページの開設</p> <p>委託先: 高知県社会就労センター協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉版アウトソーシング 3事業所(18件) ●公共団体から施設への優先発注の促進 ●施設の活用を市内、地域支援企画員、市町村へ要請 <p>①(新) 就労継続支援B型事業所で工賃引き上げを達成した事業所に助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工賃30%以上引き上げで利用者1人あたり15,000円 ○工賃20%以上引き上げで利用者1人あたり7,500円 <p>●22年度までの取組みを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設が共同で受注できる仕組みづくり ●施設の経営改善への支援 ●製品等のPR ●公的機関での利用の促進 <p>「高知県工賃倍増5か年計画」の見直し</p> <p>●目標工賃達成への助成</p>				<p>日本一の工賃水準の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高知県工賃倍増5か年計画」に基づく目標工賃(H23) 月額32,000円 <p>障害基礎年金とあわせて経済的自立を実現</p>										

全国最下位の雇用率(知事部局、市町村等)

厳しい経済状況により企業からの発注が減少

企業での職場訓練 修了生の8割以上が就職

169人利用

再び全国一位の工賃額を目指して支援を行う

経営コンサルタント派遣の施設状況(うちカッコ内は工賃アップ、新設を除く)

OH19	本格2(2)
OH20	本格4(3) 簡易9(5) 基礎10(2)
OH21	本格2(1) 簡易3(2) 基礎2(2)

官公庁からの発注状況(千円)

	H19	H20	H21
高知県	16,789	18,756	22,000
市町村等	39,716	65,324	71,806
国の機関	166	640	1,185
合計	56,671	84,720	94,991

※事業の対象者がある場合には、その対象となる区分(○)障害者、乳幼児等)や河津年齢を記入してください。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

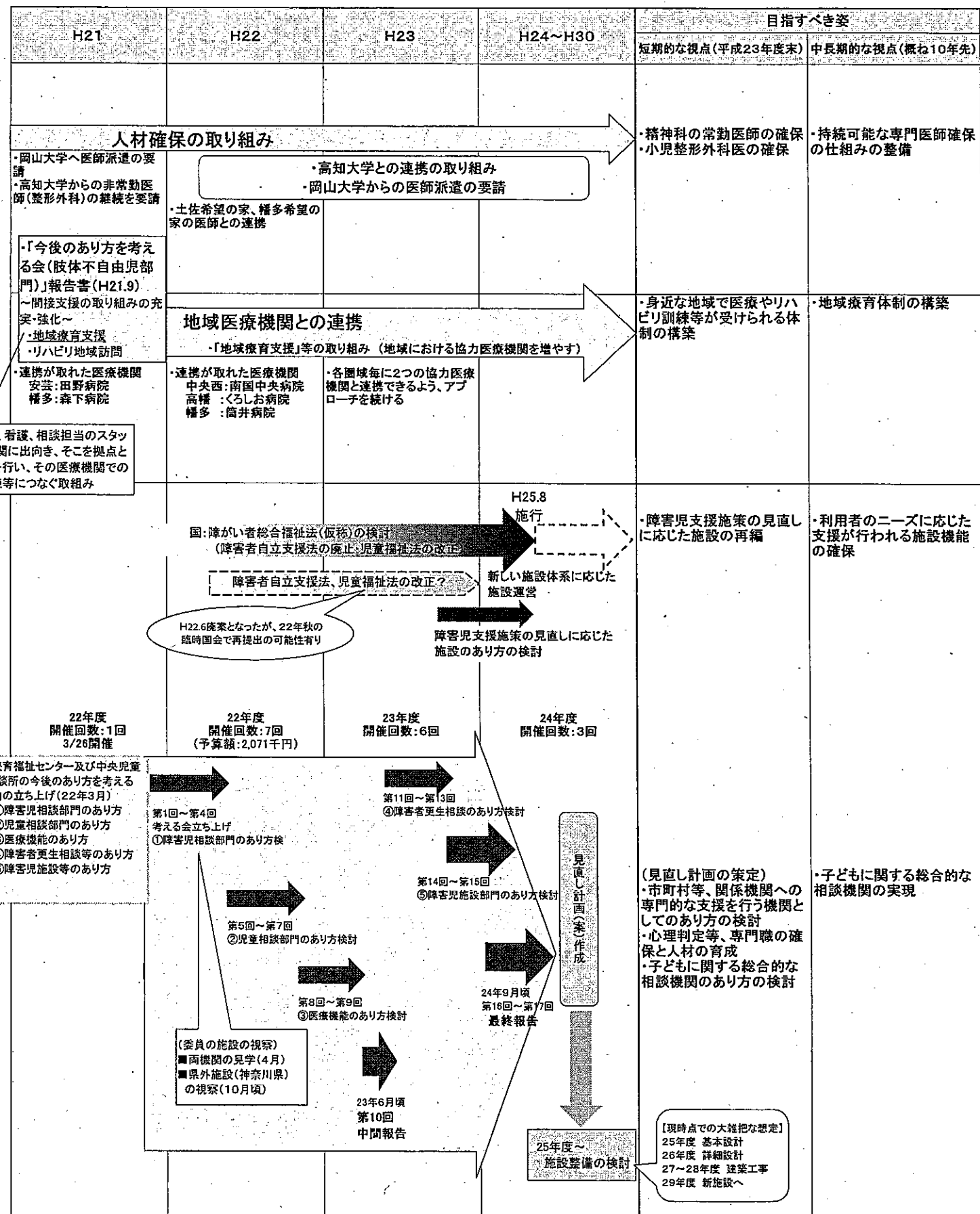
予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
						短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)				
4 早期発見・早期療育の支援 (1)発達障害者支援の推進 発達障害者支援事業費	●発達障害者支援センターの実績(H21) 【診断名別の対象者(実人数)】 ・自閉症 299人 ・広汎性発達障害 136人 ・AD/HD 59人 ・LD 14人 ・その他 3人 ・不明 86人 合計 597人 ◆年齢別 0歳～6歳児(乳幼児) 244人 7歳～12歳児(小学生) 201人 0歳～12歳で全体の75% ◆市町村別 高知市が全体の60% 【診療件数(外来利用者)】 ・精神科 自閉症スペクトラム 2,087 ADHD 1,514 学習障害(LD) 66 その他 719 ・小児科 自閉症スペクトラム 615 ADHD 243 学習障害(LD) 29 その他 301 合計 5,574 小中学校児童・生徒の約4.5%に何らかの発達障害がある可能性(H20年県教育委員会調査) 発達障害者支援センター精神科受診者数(発達障害)の推移 延人数 11年度 1,811 14年度 2,350 17年度 3,362 20年度 6,057 21年度 5,574 〇その他 〇AD/HD 〇自閉症 ●国の動向 ・発達障害者支援法(H17.4～) ・「発達障害が障害者自立支援法の対象となる」旨の改正法案が国会に上程(H21.3)→衆議院解散により廃案 ・H22.1厚生労働省通知「発達障害者については、知的障害の有無によらず、精神保健福祉法に定義される精神障害者として、障害者自立支援法における障害者の定義に含まれており、各種サービスの対象となる」 ※残された課題 知的障害を伴わない発達障害児は、児童福祉法のサービス対象でない →部長が厚生労働省へ要望	●療育福祉センターに精神科常勤医師の配置(H11～) ●発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等 ●発達障害者支援センターの設置(H18～) ◇精神科医師 1名 ◇ソーシャルワーカー 2名 ◇心理判定員 5名 ◇教員 1名 ◇保育士 7名 ・全国トップレベルの充実した体制 ・H22は、更に2名の増員 ●発達障害者支援センターにおける支援の実績(H21) 【支援延べ件数】 ・相談 651 ・発達支援 1050 ・就労支援 190 合計 1891 【普及・啓発・研修活動】 ・ステップアップセミナー 10回 360人参加 ・発達障害啓発セミナー 2回 622人 ・実践報告会&とく一会 1回 101人 ・発達支援部主催による研修会(上記以外) 13回 1083人 ・各機関の依頼による研修会(上記以外) 48回 1325人 ●発達障害者支援開発事業(H19～H21) ①早期発見のチェックリスト検証と早期療育の体制づくり ②一貫した支援のための「個別支援計画」の作成 ③就労等の支援 ※上記事業を行うため企画・推進委員会と発達障害者支援ワーキングを設置。 ※①②は香美市に委託、③は障害福祉サービス事業所に委託 ●高知発達障害研究プロジェクト(H20～) ・高知大学医学部・教育学部と県療育福祉センター等との連携	①発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。 ②発達障害を診断できる医療機関(医師)が少ない。(初診の予約が2～3ヶ月先になる。) また、発達障害支援のスキルは療育福祉センターにあるが、市町村保健師に十分普及していない。 ③早期療育の内容を保育所から、小中学校・高等学校へ適切につなぐシステムが必要。 ④障害福祉サービス事業所における発達障害者への理解の促進、支援方法の普及が必要。特に、就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積が少ない。 ⑤発達障害児を受入れ可能な短期入所事業所や児童デイサービス事業所が少ない。	①香美市での早期発見・早期療育の取り組みの成果を他の市町村や圏域に展開し、身近な地域に必要な療育支援が受けられるようにする。 早期発見・早期療育の取組み ①乳幼児健診におけるチェックリストの活用 ②親カウンセリング ③早期療育親子教室 ・全国トップレベルの専門家が作成 ・全国に発信できる先進的な取組み ・視線や表情、呼びかけへの反応などを比較 ②早期発見のポイントについて、視覚的教材を用いて、乳幼児健診に従事している小児科医や市町村保健師等への研修を実施していく。 ③具体的に個別支援計画を使う場面を増やし、実際の支援場面や支援会議で活用。 ④サービス管理責任者研修や、相談支援従事者研修等に、発達障害に対する理解を深めるメニューを追加し、適切なサービスを提供。特に、就労移行支援事業所等を対象にスキルアップ研修を実施 ⑤小規模多機能型基準該当(規制緩和された国の制度)を活用した児童デイサービス事業所の設置。併せて、発達障害に理解を有する人材の育成や研修等を実施	全年齢 発達障害児者	●乳幼児健診におけるチェックリストを活用し、早期発見につなげる。(香美市) ●発見後のフォローアップとして、親カウンセリング(香美市)、早期療育親子教室(中央東)を開催 ●早期発見・早期療育の取組みを県内2圏域に拡大(香美市、土佐市、いの町、高知市) ●早期発見・早期療育の取組みを県内5圏域に拡大 発達障害者支援センター(心理担当職員等)による市町村への専門的・技術的支援 H19～H21 香美市 H22～ 土佐市、いの町、高知市 H23～ 新たな圏域でも開始 ◆健診への支援 ・土佐市 5/15～12回 ・いの町 4/22～10回 ・高知市 (市単独実施) 4/16～30回 ◆親カウンセリングへの支援 6月～月1回のペース 5月～10回 4/16～30回 発達障害者支援センター(心理担当職員等)による福祉保健所への専門的・技術的支援 H20～H21 中央東 H22 中央東、中央西 H23～ 新たな圏域でも開始 ◆早期療育親子教室 ・中央東 6/3～19回 ・中央西 8月より ・高知市 年明け頃? ●DVDなどの教材を用いて、乳幼児健診に携わる小児科医や市町村保健師を対象にした研修会を開催 ◆研修会への参加者 3/16: 36名(いの町) 3/30: 41名(中央東) 4/ 8: 41名(福多) 4/13: 41名(須崎) 4/15: 108名(高知市) 4/22: 19名(安芸) 6/18: 27名(療育) 合計313名(うち医師40名) ◆11～12月:再度開催 ●個別支援計画を引き継ぐための支援会議へアドバイザー(相談支援員)を派遣 ●支援の記録を引き継ぐための個別支援計画の策定や個別支援会議の開催を支援(研修を実施。香美市、土佐市、いの町) ●就労支援のための資料集(「支援の手引き」)を300部作成 ●就労移行支援事業所等を対象にスキルアップ研修を実施 ●県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出(高知発達障害研究プロジェクト) ●市町村や事業所へ制度の周知 予算額 4,019千円	①圏域単位で、発達障害の早期発見・早期療育の体制の構築 ②ライフステージに応じた支援体制の確立 ①学校と関係機関との連携を図り、個別支援計画の作成や、支援の記録を引き継ぐ仕組みづくり ②障害特性に応じた働く場の確保と定着支援 ③児童デイサービスなど、発達障害者支援のニーズに応じたサービスの確保				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(2) 療育機能の充実 障害児・者支援体制整備事業費	療育福祉センターの今後のあり方の検討	1 診療所部門 ◆外来患者数 (常勤医師H11～:1名) H18:2,484人⇒H21:4,941人 ◆整形外科 (常勤医師 H18:2名⇒H21:1名) H18:1,775人⇒H21:1,619人 ※21年度から常勤医師が不在 ◆小児科 (常勤医師 H18:0名⇒H21:1名) H18:240人⇒H21:3,742人	◆精神科の非常勤医師の確保(2名) ◆常勤の小児科医師の確保 ◆岡山大学への医師(整形外科)派遣の依頼 ◆高知大学から非常勤医師(整形外科)を確保	◆精神科外来患者数の増大に伴って診療等の予約が取りにくい状況 ◆医師確保について、県外大学や高知大学と連携を図る必要	◆精神科医師について、高知大学との連携を深め、医師の育成を図る ◆整形外科医師について、岡山大学からの医師派遣の要請を続ける (H24年4月に開設する高知医療センター精神科の医師の確保に向けた連携)		
		◆入院児童数(有床診療所転換後) H21.4.1 6人 H22.4.1 9人	◆整形外科医師の退職により、病院から19床の有床診療所に転換(H21.4)	◆地域の医療機関と連携した取り組みが必要	◆地域の医療機関と連携を図り、より身近な地域で専門的な治療や訓練が受けられるような体制の整備に取り組む		
		◆短期入所者数 契約児数(各年度未現在) ()は1日当たり平均利用者数 H18 11人(1日平均3.6人) H19 12人(1日平均3.3人) H20 17人(1日平均3.9人) H21 32人(1日平均5.7人)	◆整形外科医師の退職により、病院から19床の有床診療所に転換(H21.4)	◆地域の医療機関と連携した取り組みが必要	◆地域の医療機関と連携を図り、より身近な地域で専門的な治療や訓練が受けられるような体制の整備に取り組む		
		◆障害児通園施設 契約児数(各年度未現在) ()は1日当たり平均利用者数 H18 13人(1日平均2.3人) H19 12人(1日平均1.6人) H20 17人(1日平均1.9人) H21 17人(1日平均2.1人)	◆障害児通園施設 契約児数(各年度未現在) ()は1日当たり平均利用者数 H18 13人(1日平均2.3人) H19 12人(1日平均1.6人) H20 17人(1日平均1.9人) H21 17人(1日平均2.1人)	◆国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一体的に見直しが必要	◆国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一体的に見直しを行う		
		◆肢体不自由児通園施設 契約児数(各年度未現在) ()は1日当たり平均利用者数 H21.7 2人(1日平均0.3人) H22.4 8人(1日平均0.9人) H22.7 8人(1日平均0.7人)	◆療育福祉センターの今後のあり方を考える会で検討し、入所機能を見直し肢体不自由児通園施設に転換(H21.4.1)	◆地域の施設等への指導等を行いつつ、より身近な地域で専門的な支援が受けられるような体制の整備に取り組む(間接支援の取り組みの充実・強化)			
		◆児童デイサービス 契約児数(各年度未現在) ()は1日当たり平均利用者数 H18 70人(1日平均4.1人) H19 80人(1日平均5.9人) H20 96人(1日平均5.9人) H21 95人(1日平均6.0人)	◆発達障害児への療育支援を充実・強化するため、「発達障害児支援センター」を設置(H18年度) ◆併せて、児童デイサービス(自閉症児通園)を開始	◆国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一体的に見直しを行う			
		3 相談支援部門 ◆相談受付件数(年間) H18 934件 H19 1,185件 H20 1,123件 H21 1,182件	◆身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、中央児童相談所の障害児部門を統合してセンター化し、障害児に関する総合的、専門的な相談支援機能を持つ機関とした(H11年度)	◆国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一体的に見直しを行う			
		◆身更相判定件数(年間) H18 2,384件 H19 2,021件 H20 2,052件 H21 2,236件	◆併せて、児童デイサービス(自閉症児通園)を開始	◆国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一体的に見直しを行う			
		◆知更相判定件数(年間) H18 492件 H19 188件 H20 200件 H21 216件	◆併せて、児童デイサービス(自閉症児通園)を開始	◆国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一体的に見直しを行う			
		4 その他 ◆施設の老朽化 本館:S49年度達 その他:S40～S56年度達	◆併せて、児童デイサービス(自閉症児通園)を開始	◆国の障害児支援施策の見直しに合わせて、センターの障害児施設等を一体的に見直しを行う			

原則18歳未満
障害児



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
I	ともに支えあう地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる支えあいの仕組みづくり (5)施設サービスの充実 社会福祉施設職員等退職手当給付事業費	社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国、都道府県の補助金によりまかなわれている。 共済契約者＝施設経営法人 補助先：独立行政法人福祉医療機構 補助率：定額(国の定める基準単価×4月1日現在の被共済者数)	◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の処遇改善を図るため、独立行政法人福祉医療機構の行なう退職手当共済事業に必要な経費を補助 ・共済契約者 1/3 ・国 1/3 ・県 1/3	特になし	特になし	独立行政法人福祉医療機構を經由して社会福祉施設職員	
IV	次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり (1)保護を要する子どもを守る環境づくり 児童福祉諸費	◆児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する調査審議し、児童福祉行政の推進を図るため、児童福祉審議会を設置	◆委員 15名(児童福祉法では20名以内)を委嘱 学識経験者：7名、社会福祉事業従事者：8名 部会 ・保育部会(委員9名) ・保護育成部会(委員9名) ・施設部会(委員9名) ・母子部会(委員8名) ・児童虐待検証部会(委員8名) 任期：2年(H20.7.28～H22.3.31) H19 5回開催 H20 6回開催 H21 7回開催	◆総会開催までに審議会委員の委嘱 ◆児童福祉法改正により、親の同意が得られない場合の家庭の承認を得て行う施設入所が、有期限化(2年)されたことにより、その後も措置を継続する必要がある場合は再度家裁に更新の承認申立てが必要となったため、当初だけではなく更新の場合も審議会を開催することが必要となり、煩雑。	◆児童虐待検証部会において検証委員会の提言が確実に実施されているか、その取扱状況の確認と検証を行う。	児童養護施設等	

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金額 201,209千円 ◆退職手当支給総額 903,574千円 ◆退職手当支給人員 448人 ◆県内社会福祉施設等職員数 4,544人 ◆都道府県補助金単価 44,280円 ◆対象施設数【392】(H21.4.1現在) 保護施設(2) 児童福祉施設(118) 老人福祉施設(13) 障害者自立支援法関連施設(60) その他社会福祉施設(1) 特定社会福祉事業(53) 特定介護保険施設(145) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金額 177,732千円 ◆県内社会福祉施設等職員数 4,614人 ◆都道府県補助金単価 38,520円 ◆対象施設数【409】(H22.4.1現在) 保護施設(1) 児童福祉施設(118) 老人福祉施設(12) 障害者自立支援法関連施設(56) その他社会福祉施設(1) 特定社会福祉事業(71) 特定介護保険施設(150) 			<ul style="list-style-type: none"> ◆共済(掛金)・国・都道府県の3者の負担により一定水準の退職手当金を支給することで、社会福祉施設職員の処遇向上による職員の安心、社会福祉施設の健全な経営、福祉サービスの向上につながるため、今後も継続実施 	◆同左
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童福祉審議会 ・総会 1回 ・里親認定委員会1回 ・子ども支援専門委員会 3回 ・保護育成部会 1回 ・児童虐待検証部会 1回 H21 7回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆当初予算 17,794千円 ◆児童福祉審議会 ・総会(平成22年6月22日)審議会委員委嘱 任期：平成22年6月14日～平成24年6月13日 ・里親認定委員会(8月開催予定) ・児童虐待検証部会(10月・2月) 			<p>「療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」</p> <p>開催回数：1回 平成22年3月26日</p> <p>開催回数：7回 予算額：2,071千円</p> <p>開催回数：6回</p> <p>平成24年度 開催回数：3回 (計17回開催)</p>	<p>すべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る。</p> <p>すべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る。</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者																																	
					区分	年齢																																
児童養護施設等児童措置費	<p>◆乳児院(1施設) 定員 30名 県内唯一の乳児院であり、常に満床に近い状態である。</p> <p>◆児童養護施設(8施設) 定員 431名 国の職員配置基準(加算分を含む)に対する職員定数超過率は124%である。常に定員まで措置されている訳ではない。</p> <p>◆情緒障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定26名)(通所 暫定1名) 通所については、0名。 このまま0名の状態が続くと、通所については、H23年度は定員が1名となってしまふ。</p> <p>◆児童家庭支援センター 3施設</p> <p>◆児童自立援助ホーム 1施設</p> <p>◆助産施設委託 5施設</p>	<p>◆ケア形態の小規模化の推進</p> <p>◆高知県里親連合会での制度説明の実施</p> <p>◆珠光寮と関係機関との連絡会を実施し、情短施設の役割と課題の整理や、措置児童の情報共有をし、より良い支援のあり方の検討を行う。</p> <p>◆自立援助ホーム(南風)の総会へ出席し、ホームの職員や入所児との交流(年1回)</p>	<p>◆被虐待児の措置が増える中で、よりきめ細かなケアが必要(児童養護施設基準超過率124%)</p> <p>↓</p> <p>◆課題解消のため、児童福祉施設最低基準(厚生省令)に定める職員配置基準の見直しが必要</p> <p>◆中四国の民生主管部長会などで見直しの要望を実施</p> <p>◆施設に提出してもらう、措置費の内訳調書様式の統一をすること。</p> <p>◆珠光寮の通所のあり方について検討が必要(このまま0名の状態が続くと、来年度は、定員が1名となってしまふ。)</p> <p>◆小規模グループケアの推進(耐震化終了後(H23末)には、実施していないのは、愛童園・愛仁園となってしまふ)</p> <p>◆措置費の実費分の使途が、各施設によって異なる。</p>	<p>◆国の地方分権改革推進計画(H21.12月) ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は条例委任の方向 従うべき基準:「人員配置基準」、「居室面積基準」、「人権に直結する運営基準」</p> <p>↓</p> <p>地域主権戦略大綱 平成22年6月22日閣議決定</p> <p>↓</p> <p>地方の実態に合わせて地方の判断で規定することが可能となるよう「参酌基準」に見直すことなどを、国に要望していく。</p> <p>◆愛童園・愛仁園への、小規模グループケアの推進</p> <p>◆施設職員の正職員化の推進</p>	児童養護施設等																																	
		<p>H22.6.1現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>入所児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>聖園ベビー</td><td>30</td><td>27</td></tr> <tr><td>天使園</td><td>75</td><td>65</td></tr> <tr><td>博愛園</td><td>50</td><td>39</td></tr> <tr><td>愛仁園</td><td>70</td><td>66</td></tr> <tr><td>若草園</td><td>56</td><td>45</td></tr> <tr><td>子供の家</td><td>70</td><td>62</td></tr> <tr><td>愛童園</td><td>30</td><td>25</td></tr> <tr><td>白蓮寮</td><td>50</td><td>38</td></tr> <tr><td>南海少年寮</td><td>30</td><td>29</td></tr> <tr><td>珠光寮</td><td>30</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>			定員	入所児童数	聖園ベビー	30	27	天使園	75	65	博愛園	50	39	愛仁園	70	66	若草園	56	45	子供の家	70	62	愛童園	30	25	白蓮寮	50	38	南海少年寮	30	29	珠光寮	30	12		
	定員	入所児童数																																				
聖園ベビー	30	27																																				
天使園	75	65																																				
博愛園	50	39																																				
愛仁園	70	66																																				
若草園	56	45																																				
子供の家	70	62																																				
愛童園	30	25																																				
白蓮寮	50	38																																				
南海少年寮	30	29																																				
珠光寮	30	12																																				
児童福祉施設等代替職員雇用事業費	<p>◆児童養護施設等については、障害者や高齢者の施設とは異なり、児童を定員まで必ず確保できる訳ではない。</p> <p>◆「児童福祉施設最低基準」により職員の職種や定数が定められている。</p> <p>◆職員が産休や病休で長期休暇を取得する場合、代替職員が必要となるため、その職員の代替として雇用した場合のみ助成を行っている。</p>	<p>◆昭和54年の事業開始以来、対象施設に補助し、施設における児童等の処遇の向上と職員の福利厚生を図ってきた</p> <p>事業実績 H20 産休 13人 病休 1人 H21 産休 7人</p>	<p>◆施設によって、産休者等の給与が無給のところがある。</p> <p>◆産休中の職員の給料について、就業規則で無給としている施設に対して、有給にするよう指導していく。</p>	<p>◆同内容で実施している教育委員会幼保支援課と協議しながら、事業の継続について協議していく。</p>	児童福祉施設等																																	

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<p>◆措置費加算について ・35人以上の施設で職員定数及び3歳児未満児、年少児定数を満たす施設に加算(聖園ベビー、愛童、南少) ・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設)</p> <p>・入所から退所に至るまでの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設) ・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置(7施設) ・心理療法担当職員加算(3施設)</p> <p>・医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(1施設)</p> <p>◆助産実績 17件</p>	<p>◆措置費加算について ・35人以上の施設で職員定数及び3歳児未満児、年少児定数を満たす施設に指導員加算(聖園ベビー、愛童、南少) ・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設)</p> <p>・入所から対処までの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設) ・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置加算(6施設) ・心理療法担当職員加算(3施設) ・医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(1施設)</p> <p>◆助産申請件数(6月末現在) 11件</p>			<p>◆国の最低基準の見直し又は県の上乗せ助成による実態に合った職員配置の実現</p>	<p>◆ケア形態の小規模化の推進と、それに見合う職員配置の実現</p>
<p>職員配置基準</p> <p>国に対し、職員配置基準を施設の実態にあった形への見直し要望</p>					
<p>白蓮寮が、施設の耐震化を行っていないため、現在休止中</p>					
<p>◆事業実績人数 産休 7人</p> <p>◆事業実績日数 産休353日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・児童養護施設 3件 ・知的障害児施設 1件 ・児童自立支援施設 2件</p>	<p>◆事業実績人数 産休9人 病休1人</p> <p>◆事業実績日数 産休 627日 病休 44日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 2件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 3件 ・重症心身障害児施設 3件</p>			<p>◆引き続き対象施設への補助を行い、施設の処遇向上と職員の福利厚生を図る</p>	<p>◆基準単価、補助率等他県の状況を参考に、適宜見直しを行い継続して事業を実施していく</p>
<p>施設の処遇向上・職員の福利厚生</p> <p>継続</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者		
					区分	年齢	
入所施設振興事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童養護施設等民間の入所施設等が行う環境改善や入所児童の支援を充実するための取組に対する助成のほか入所児童の権利擁護を推進するための取組を実施 ◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について助成をしていたが、安心子ども基金を活用すると、H22はゼロ査定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童養護施設等が行う耐震診断、耐震対策の設備購入あるいは国庫補助の対象とならない小規模な緊急修繕などに要する経費への助成 ◆高知県養護施設協議会が行う研修会の経費への助成 ◆入所児童が就職した場合の祝い金の支給 ◆施設が行う入所児童の学習サポート(家庭教師の雇用)経費への助成も行ってはいたが、措置費の学習指導加算の対象枠が拡大されたため廃止された。 ◆入所児童権利擁護ノート作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆厳しい財政状況のなかで、補助限度額等が少ない ◆予算額の推移 H22: 895千円 H21: 2,191千円 H20: 3,860千円 H19: 2,428千円 ※H20は、寄附金を活用した限り予算あり ◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について、安心子ども基金をH22から活用しているが、安心子ども基金が終了した後、施設の経営の安定並びに入所児童への処遇の向上を図るために、継続する必要がある。 	施設等のニーズを把握し、対応の要否等を検討し、入所児童への支援を充実するための取組みへの助成を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設等 ●祝い金 ●施設等退所児童 		
民間入所施設緊急整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> 安心子ども基金を活用し、児童養護施設等の入所児童等の生活向上のための環境改善への取り組みに対して助成 施設等にニーズ調査をし、老朽している遊具の撤去、新遊具の設置、建物の修繕、業務用冷蔵庫・洗濯機等備品整備を行った。 安楽和光寮については、改築の予定がなく、この補助金を活用し、屋上防水工事・外壁工事・風呂回収・廊下修繕・ベランダ手摺取替を行い、生活環境の改善を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆老朽化した遊具や冷蔵庫等の更新・新設、入所児童等の生活環境の改善のための施設改修等に対して助成 	<ul style="list-style-type: none"> 安心子ども基金の活用はH22年度末までであり、その後のニーズへの対応 	H22年度中に可能な限りの環境改善の推進と、その後のニーズへの対応の検討	児童養護施設等		

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> ◆民間入所児童指導事務費補助金 補助先:高知県養護施設協議会 補助金額:222千円 21年9月4日 処遇技術向上専門研修講師:あゆみの丘副園長 堀 健一 22年3月17日 処遇技術向上専門研修講師:大阪大谷大学教授 農野 寛治 ◆退所児童自立定着指導事業(就職祝い) 10,000円×15人 ◆入所児童権利擁護ノートを児童養護施設等職員のワーキンググループにて作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間入所児童指導事務費補助金 補助先:高知県養護施設協議会 補助率:定額 200千円×2回 ◆退所児童自立定着指導事業(就職祝い) 予算:240千円 ◆入所児童権利擁護ノートの配付(現相職員が各施設に入所している子どもたちに内容を説明して配付) ◆被措置児童等施設内虐待対応ガイドランを、児童養護施設等職員のワーキンググループにて作成をする。 	<p>施設のニーズにあった事業の実施</p> <p>→ 継続 →</p>	<p>施設等のニーズの把握</p> <p>→ 継続 →</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急修繕等に柔軟に、かつ直ぐ対応できる制度を国で実現 措置費という限られた財源で運営しており、修繕が必要となった場合、金額によっては対応が厳しい ◆ケア単位の小規模化の推進 ◆児童養護施設等については、児童を定員まで必ず措置できるものではないため、国庫補助金を活用できないような、緊急の修繕等について、県費にて事業実施をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安心子ども基金がなくなったらどうするか、今後安心子ども基金の動向を見ながら検討
<p>← 設備整備 →</p> <p>12施設の設備整備に助成【54,564千円】</p> <p>補助区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全 冷蔵庫・電子レンジ等の備品購入や、厨房等修繕 ・生活環境 洗濯機・テレビ等の備品購入や、空調・トイレ等修繕 ・老朽遊具 ブランコ・滑り台等の設置や撤去 <p>補助施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院(1施設) ・児童養護施設(6施設) ・情緒障害児短期治療施設(1施設) ・母子生活支援施設(1施設) ・自立援助ホーム(1施設) ・里親(2組) 	<p>安心子ども基金を活用した設備整備を実施【103,850千円】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ◆基金活用による各施設の整備完了 ◆施設のニーズに対応できるように柔軟な助成制度の確立 	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名: 児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	◆児童養護施設等の耐震化の状況 乳児園1施設 耐震化済み 児童養護施設8施設 改築済み・3施設 耐震化済み・1施設 児童自立支援施設 1施設 現在改築中 情緒障害児短期治療施設1施設 H18新築	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改築を進めてきた ※H15博愛園 H20愛仁園・若草園	◆施設整備には、施設側の多大な財政負担を伴うため、改築が進まない状況 ◆ケア形態の小規模化による家庭的な雰囲気の中での支援の実施(耐震化終了後(H23末)には、実施していないのは、愛童園・愛仁園) ◆耐震化は終了しているが、築41年の聖園ベビーと聖園天使園が社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用して、改築ができないこと。	◆既存の補助制度より有利な「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」を活用し、H22、23年度で、耐震化されていない4つの児童養護施設を改築を推進し、居室の個室化や、ケア形態の小規模化した家庭的雰囲気の中での支援が可能となるよう環境整備を行う。 ◆愛童園・愛仁園に対して、小規模グループケアの推進	児童養護施設等	
児童虐待防止対策事業費	◆18歳未満の子ども人口(H17は、県統計課「人口移動調査」に基づく年齢別人口、H21は、住民基本台帳人口) H17 126,498人 ↓ H21 117,989人 (8,509人減) ◆児童虐待相談対応件数 H17 受付 248件 対応 164件 H21 受付 270件 対応 155件 ◆子ども人口が減少している中で、虐待相談は増加しており、子どもを取り巻く状況は悪化している。	◆児童虐待防止強調月間である11月にテレビ、ラジオでスポットCM放送 ◆オレンジリボンキャンペーン(11月)	◆事業効果が目に見えにくい ◆虐待死亡事件以後、県民の関心が高まり、通告件数が増えている実態があり、それに対応できる普及啓発策の創設	◆少ない費用で今以上に有効な啓発方法の検討 ◆H21年度に、民間施設が中心となって行った。虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを県民の方に浸透させ、虐待防止の意識啓発のためのオレンジリボン運動を官民協働で実施・拡充。		
中央一時保護所費	◆一時保護が必要な児童の保護 一時保護の状況	◆子どもの安全と最善の利益を優先し、一時保護に保護者の同意が得られない場合の職権による保護の積極的実施 ◆虐待事例での一時保護と職権保護の状況	◆一時保護所の環境改善 ◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組の継続 ◆県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会において、子どもに関する総合的な相談機関のあり方について、検討を行う。	児童 18歳未満		

	H17	H18	H19	H20	H21
受付件数	139	167	219	260	226
うち虐待	24	39	74	103	77

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
				◆基金を活用した改築により、児童養護施設の耐震化完了	◆基金を活用した改築により、児童養護施設の耐震化完了
				◆虐待防止の意識啓発と、虐待が疑われる場合の通告についての意識の醸成	◆虐待防止の取組みの県民への普及啓発による、児童虐待件数の減少
				◆一時保護が必要と判断したケースは、職権保護も含めた迅速かつ適切な対応	◆一時保護するの必要な社会づくり

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】


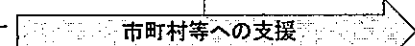
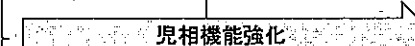

【課名：児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿																															
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)																														
中央児童相談所費 幡多児童相談所費	<p>■児童相談所の組織・運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、専門職員等が調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆職員増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22 ◆児童虐待対応チーム拡充：7→11名 ◆里親支援担当チームの配置 ◆児童心理司1名増(幡多児相) ◆管轄区域の変更(四万十町) ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを実施 	<p>■児童相談所の組織・運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆実施手順の見直し ◆毎月の定期点検 ◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂 ◆アセスメントシート改訂 ◆計画的な人材確保 ◆児童虐待対応チームの設置 ◆外部専門家の定期的な招へい ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆裁判所への法的手続きを弁護士に委託 	<p>■児童相談所の組織・運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーバイズや進行管理等マネジメント力の向上 ◆職員の経験年数が短く専門性の確保と向上 ◆関係機関との連携の強化 	<p>■外部専門家の常勤雇用の実現・専門職のキャリア形成プランの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆児童福祉司と児童心理司がチームでケース対応が可能となるように心理司の増員を検討 ◆ITシステムを導入することによる事務処理 ◆ケース対応における関係機関との更なる連携強化 	児童 18歳未満	<p>当初予算 中央 348,369千円 幡多 66,687千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置(チーム長以下7名体制) ◆里親(H21.4.1現在)登録里親数 64名34世帯(養育60名(うち専門1名)養子4名)委託里親 6世帯委託里子 15名 ◆里親制度改正に伴い、養育里親は研修受講が必須となったことから研修会を実施(未受講者は登録解除△22名 17世帯) ◆「里親月間」に併せて市町村広報紙に里親募集記事を掲載(10月) 	<p>◆里親(H22.4.1現在)登録里親数 48名26世帯(養育38名(うち専門1名)養子のみ10名)委託里親 9世帯委託里子 16名 ◆里親訪問(フォロー実施) ◆新たな里親の登録に向けチラシの作製・配布 ◆四万十町の所管見直し幡多児相 1名増 </p>	<p>◆ITシステムの導入(開発)</p> <p>計画的な人材(児童福祉司、児童心理司等)の確保・育成</p>	<p>◆ITシステムの導入(稼働)</p>	<p>◆市町村とともにケース対応が協同してきている</p> <p>◆児童相談所内の各課長が、ケースの適格なスーパーバイズができています</p> <p>◆施設・里親児童の心理ケアや自立支援について、施設・市町村・児童相談所による協働促進</p>	<p>◆主体的な対応を行っている市町村に、専門機関として十分な後方支援ができています</p> <p>◆児童相談所内で、各チームが全ての相談に適格なスーパーバイズができています</p> <p>◆施設・里親児童の心理ケアや自立支援が、システムとして定着し、施設と市町村、児童相談所で活発に支援活動が実施されている</p>																														
<p>児童虐待相談対応件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>248</td> <td>242</td> <td>279</td> <td>302</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>対応件数</td> <td>164</td> <td>146</td> <td>158</td> <td>184</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>18歳未満人口</td> <td>126,498</td> <td>124,531</td> <td>122,022</td> <td>119,878</td> <td>117,989</td> </tr> <tr> <td>全国の対応件数</td> <td>34,472</td> <td>37,323</td> <td>40,639</td> <td>42,664</td> <td>44,210</td> </tr> </tbody> </table> <p>※18歳未満人口：H17は、県統計課「人口移動調査」に基づく年齢別人口 H18以降は、住民基本台帳人口</p>							H17	H18	H19	H20	H21	受付件数	248	242	279	302	270	対応件数	164	146	158	184	155	18歳未満人口	126,498	124,531	122,022	119,878	117,989	全国の対応件数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210	<p>【幡多児相改築】</p> <p>改築工事 【185,906千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 仮庁舎移転 ・7-8月 解体工事 ・9-2月 改築工事 ・3月 引越 <p>実施設計完了</p>					
	H17	H18	H19	H20	H21																																				
受付件数	248	242	279	302	270																																				
対応件数	164	146	158	184	155																																				
18歳未満人口	126,498	124,531	122,022	119,878	117,989																																				
全国の対応件数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210																																				
<p>■市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆専門職員や専任職員の配置が少ない ◆保健と福祉の連携が不十分 地域協議会への登録児童数 1,276名のうち、乳児は 15名(1.2%) 特定妊婦 4名(0.3%) ◆施設入所児童への関わりが少ない ◆異動によりコーディネーターが育たない 						<p>■市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆協議会設置への働きかけ ◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂 ◆協議会の運営支援・市町村職員向け研修会の開催 ◆共通のアセスメントシート使用 						<p>■市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村職員等の主体性と専門性の向上 ◆協議会の効果的運営・市町村の相談活動のための機器整備 ◆要保護児童対策地域協議会での、コーディネーターの育成 ◆「実務者会議」が十分機能していないところがある ◆虐待ケース以外の進行管理(非行・要支援) ◆施設入所児の家庭復帰に向けた地域での取り組み 						<p>■市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安心子ども基金を活用した相談体制の整備への支援 ◆協議会の運営力の向上に対する支援(児童相談所の積極的参画) ◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援 ◆人員・組織の充実についての要請 						<p>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 児相参加回数 ・代表者会議 32回(奈半利町・安田町・中土佐町・大月町・三原村開催なし) ・実務者会議 102回(大月町・三原村開催なし) ・個別ケース会議 375回(馬路村・大川村・三原村開催なし)</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当新任研修(3コース) 33名</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当研修(過去に新任研修を受講した職員を対象・4コース) 49名</p>						<p>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援及び地域支援者会議(高知市の中学校区)の立ち上げの支援</p> <p>三里地区以外に年度内に2箇所程度の設置に向け支援</p>						<p>◆県下全域市町村の児童家庭相談体制の強化 ・コーディネーターの養成 ・庁内連携の促進</p> <p>◆市町村が実質的にも児童家庭相談の主体となる体制の確立 ・各市町村にコーディネーター及びそれを補佐する職員(次のコーディネーター)がいる体制の確立 ・専任・専門職の適正配置 ・庁内連携の確立</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
家庭支援相談等事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童の相談体制の強化のために、電話相談をアウトソーシング H21年度相談実人数(延人数) <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談 94人(1,261人) ・電話相談 275人(1,168人) ・訪問指導 124人(917人) ◆人材育成のため児童福祉司任用資格取得講習会を開催 ◆外部専門家の招へい児童相談所の運営を詳しい専門家を定期的に招いての指導を実施 ◆法的対応力の強化法的対応力のスキルを補うため、相談や助言だけでなく、裁判所への法的手続きを弁護士に委託 ◆児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職や、アパート等の賃借ができるよう身元保証人の確保を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆電話相談事業を外部委託により実施 ◆毎年、市町村職員のほか児童相談機関職員を対象とした研修会を開催 ◆平成20年度から児童福祉司任用資格取得講習会の実施 ◆県外の児童相談所所長経験者を定期的に招いての運営力の強化 ◆裁判所への必要書類の作成等を弁護士に委託 ◆施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結する身元保証人確保対策事業の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所の運営力を強化するため、外部専門家の常勤雇用の実現 ↓ ◆大阪府職員や定期的に招へいしている専門家を通じて紹介依頼するも実現せず ◆児童家庭相談体制を強化するため、市町村職員をはじめとする関係者の資質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安心子ども基金を活用した相談体制の整備への支援 ◆児童相談所の運営力の強化に向けた継続的取組(定期的な専門家の招へいの継続か、常勤の専門家の招致) 		

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～19:00まで)アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談実人数(延人数) <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談 94人(1,261人) ・電話相談 275人(1,168人) ・訪問指導 124人(917人) ◆児童相談機関職員研修会(市町村職員ほか8月に2日間開催) 400名 ◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月12月の6日間) <ul style="list-style-type: none"> ・受講修了者 <ul style="list-style-type: none"> 県 2名 市町村 5名 ◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回 ◆虐待対応専門家チーム 医師 1名 弁護士 1名 ◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 溝渕悦子 2件 ◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) <ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員 3名(短期1・長期2) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで)アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 ◆市町村児童家庭相談体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 予算額 2,742千円 ・補助先 市町村 ・補助率 1/2(国1/2、市町村1/2) ・補助基準額(相談体制整備)(5市町) 1,040千円(職員資質向上)(4市町) 576千円 ◆児童相談機関職員研修会(市町村職員ほか8月に開催予定) ◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月実施予定) ◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定 ◆虐待対応専門家チーム 医師 1名 弁護士 2名 ◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 溝渕悦子 ◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) <ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員 3名(長期) ◆児童虐待予防モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、轄多地域でモデル的に実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所及び再町村の職員の個々の能力の向上 ◆児童相談所には十分なスーパーバイズができるチームが配置できている ◆各市町村には十分なコーディネーターができる職員が配置されている ◆各市町村の保健と福祉の分野が十分に連携を図り、虐待予防の視点に立った取組みが仕組みとして出来上がっている 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所及び再町村の職員の個々の能力の向上 ◆児童相談所には十分なスーパーバイズができるチームが配置できている ◆各市町村には十分なコーディネーターができる職員が配置されている ◆各市町村の保健と福祉の分野が十分に連携を図り、虐待予防の視点に立った取組みが仕組みとして出来上がっている 	
					
					
					
					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(2)母子家庭等の自立支援 母子福祉推進事業費 母子家庭等自立支援事業費 母子寡婦福祉資金貸付 事業費【特別会計】		◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 56.2% 150万円～350万円 34.7%	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援を行った。 20年度 就業相談件数 1700件 就職決定者 133人 (常用雇用 45%) 21年度 就業相談件数 1661件 就職決定者 98人 (常用雇用 40%)	◆就業自立支援 雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯の問題や対象者のスキルが低さなどにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。 ◆貸付金事業 給付金ではなく貸付金であるため返済しなければならず、修学資金等では、貸付額が300万円にもなり、長期間の返済になる。もともと生活	◆就業自立支援 ○職業訓練・研修 → スキルアップ ○給付金の支給 → 訓練を受け易くする ○母子家庭への制度の拡充の要 ◆貸付金事業 ○貸付サービス → 訓練を受け易くする ◆就業自立支援 ○移動相談数の増 → 対象者への自立支援 ◆貸付金事業 ○税外未収金対策チーム(連携) 債権回収	母子・父子・寡婦等	
		◆父子家庭も母子家庭同様、経済的に厳しい状態の家庭が増えている。 17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 18.3% 150万円～350万円 49.3%	◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等 20年度 自立支援教育訓練給付金 7件 高等職業訓練促進給付金 1件 21年度 自立支援教育訓練給付金 5件 高等職業訓練促進給付金 6件	◆貸付金事業 未収金が約4千500万円に上り、債権回収が困難な例もみられる。 20年度未収金 41,976,927円 21年度未収金 45,274,378円	◆ひとり親家庭実態調査 ○ひとり親家庭への施策の検討に活用 ○ひとり親家庭等自立促進計画策定の基礎		
		◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 18.3% 150万円～350万円 49.3%	◆母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸し付けることで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 S28年度～実施 20年度 貸付件数 127件 貸付額 66,295,810円 21年度 貸付件数 148件 貸付額 70,547,944円	◆母子・父子家庭への医療費に助成する市町村への補助 20年度 受給者数 15,401人 補助額 246,969,000円 21年度 受給者数 15,995人 補助額 259,543,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭の利用が少ない 父子家庭の利用割合 (20, 21平均) 約3%	◆父子家庭の所得が母子家庭よりも高いこともあり、利用が少ないと思われるが、児童扶養手当の父子拡大と合わせ、制度の周知に向け一層の広報に努める。	母子・父子・寡婦等
ひとり親家庭医療費助成 事業費		◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 ・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 20年度 受給資格者数 1,114人 給付額 527,462,970円 21年度 受給資格者数 1,255人 給付額 531,435,630円 実施時期 S37.1～	◆父子家庭への制度拡大に伴う制度の周知 ◆父子家庭への制度拡大が行われ、8月から支給されることになった。市町村に対する支援を行うとともに、支給漏れを防ぐための広報に努める。 広報 ・さん・SUN高知 ・テレビ、ラジオのお知らせ ・各市町村の広報誌 ・チラシの配布(ハローワーク等) ・フリーペーパーへの掲載		母子・父子等	
児童扶養手当費		◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 ※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 20年度 受給資格者数 1,114人 給付額 527,462,970円 21年度 受給資格者数 1,255人 給付額 531,435,630円 実施時期 S37.1～	◆父子家庭への制度拡大が行われ、8月から支給されることになった。市町村に対する支援を行うとともに、支給漏れを防ぐための広報に努める。 広報 ・さん・SUN高知 ・テレビ、ラジオのお知らせ ・各市町村の広報誌 ・チラシの配布(ハローワーク等) ・フリーペーパーへの掲載		母子・父子等	

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成29年度末)	中長期的な視点(令和10年度)
			事業継続の検討	◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左
			ひとり親に対する職業訓練中の託児サービス(安心こども基金)		
			実態調査	ひとり親家庭等自立促進計画策定	
			母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業相談、就業等移動相談 無料法律相談 ・パソコン講座 ほか 就業相談件数 1661件 訓練受講者 32人 就職決定者 98人	継続	
			母子家庭自立支援事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金事業 H21年度制度拡大(安心こども基金) 給付件数 11件	継続	
			母子寡婦福祉資金貸付金 母子寡婦福祉資金貸付金 貸付件数 148件 貸付額 70,547,944円	継続	
			母子福祉推進費 【8,707千円】 ・母子家庭等自立支援事業 【133,770千円】 ・母子寡婦福祉資金貸付事業費 【91,808千円】		
			継続	◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左
			受給者数 15,995人 補助額 259,543,000円	父子家庭の児童扶養手当申請時に周知 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知 【269,257千円】	
			継続	◆母子、父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左
			受給資格者数 1,255人 支給額 531,435,630円	6月法改正により父子家庭への制度拡大 22. 8～支給(12月支払) 広報 ・さん・SUN高知や市町村広報紙への掲載 ・テレビ、ラジオのお知らせ ・チラシの配布 など 【569,333千円】	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
(3)健全育成への環境づくり 青少年対策推進費 こどもの環境づくり事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害情報の氾濫等、青少年をめぐる環境の悪化 ◆ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、青少年の抱える問題の深刻化 ◆家庭機能、地域機能の低下 ◆刑法犯少年は減少傾向であるが非行率は全国ワースト上位で推移 H20犯罪少年:768人 非行率ワースト3位 H20触法少年:191人 非行率ワースト7位 ◆不登校児童生徒 H20:848人 ワースト6位 ◆高校中退者 H20:227人 ワースト5位 ◆若年無業者数 H19 5,330人 15～34歳人口に占める割合3.3% (全国2.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会環境の変化に対応した青少年保護育成条例の改正等、青少年に悪影響を及ぼす環境からの保護 ◆非行予防のための少年補導活動への支援 ◆県民の非行防止、健全育成意識の高揚のための啓発活動 ◆各種機関による相談 ・児童相談所 ・少年サポートセンター ・教育相談機関 ・少年補導センター ・若者サポートステーション ・ひきこもり地域支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、継続した支援、県民への啓発活動が必要 ◆青少年の問題は多様化しており、各種相談機関等の連携による支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害環境からの青少年の護る活動や県民への啓発は現在の取り組みを息長く継続 ◆子ども・若者育成支援法の趣旨(目的)である社会生活を営む上での困難を有する青少年等を支援するためのネットワークの整備を検討 	18歳未満中心	
希望が丘学園費	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関からの信頼と理解が十分でなく、施設の活用(入所措置)が低迷 定員40名に対し、月平均在籍児童数は ・H18 20名 ・H19 11名 ・H20 9名 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童自立支援施設として、不良行為等により入所した児童に対し、個々の児童の状況に応じた教育や指導を行い児童の自立を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員の児童支援の力量不足 ・経験の浅い職員が多い ・行政経験のみの職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員の児童処遇技術の向上 ・専門性の向上 ・児童支援のノウハウを伝承できる中核職員の育成 	18歳未満(小・中学生中心)	

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年後)
<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止・健全育成の広報啓発 7月月間の実施 11月月間の実施 ・青少年保護育成条例の広報、啓発 ・児童館活動の支援 ・少年補導センターの支援 ・H21. 7「子ども若者育成支援推進法」交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年対策推進 【3,141千円】 ・こどもの環境づくり 【1,340千円】 ・H22年4月1日法律施行 ・年内をめどに法に基づく大綱制定 			<ul style="list-style-type: none"> ◆県民全体で青少年が健全に育つ環境づくりを推進 	◆同左
<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の向上 ・選考試験による職員採用 ・研修予算の確保 ・月平均在籍児童数 H21 10名 	<ul style="list-style-type: none"> 【38,040千円】 (人件費・改築関係予算を除く) 			<ul style="list-style-type: none"> ◆専門性を持った児童支援を行うことにより、関係機関から信頼され、活用される施設運営 	◆同左

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(4)子育て家庭への支援	児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てにかかる費用が大きい ◆子育て環境の不備 ◆子どもの貧困 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童手当 実施時期 S47年1月～ 20年度 支給対象児童数 67,212人 負担金 1,435,587,798円 21年度 支給対象児童数 65,726人 負担金 1,409,370,292円 ◆子ども手当 ・市町村におけるシステム改修 ・制度改正に伴う市町村事務への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆23年度以降の制度設計が未定 ◆22年度は児童手当の制度を残し、地方自治体も財源を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村における児童手当から子ども手当への円滑な移行への支援 ◆制度の周知徹底 ◆国の動向に注視し23年度以降の制度設計についての情報収集 	0歳～15歳	になった年の3月31日までの子ども

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
児童手当	半額支給 13,000円 児童手当・子ども手当費 【1,518,698千円】 支給月 6月、10月、2月	子ども手当	支給額未定	◆次代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援し、ゆとりを持って子育てできるような環境を造る	◆同左
児童手当から子ども手当に切替え	受支給対象数 65,726人 県負担金額 1,409,370,292円 市町村システム改修費 85,067,000円	全国知事会 「子ども手当・子育て支援PT」 ↓検討↓ 地方が担うサービス給付のあり方 子ども手当の制度設計 ↓提言・要望↓ 国			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:少子対策課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上に早く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24~H30	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
IV 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり (3)健全育成への環境づくり 子どもの環境づくり事業費 (子ども条例推進事業費)	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の子どもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し、子どもが高知県で育ってよかったと感じられるような社会を築くことを目的として条例を制定 条例の認知度 H20シールアンケート 知っている:41% 知らない:59% 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども条例の制定(H16.8施行) 高知県子どもの環境づくり推進計画の策定(H19.3) 高知県子どもの環境づくり推進委員会の設置(H17.3) 現在第3期(H22.1~) 委員15人(内高校生4人) 高知県子どもの環境づくり推進委員会の開催(H17~) 子ども条例記念日フォーラムの開催(H19~) 「子ども条例」パネル展示・シールアンケート(H20~) 「さんSUN高知」はいつでもタイムス(H19) 新小学1年生へのパンフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども条例の広がり 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども条例の周知、啓発 イベントの開催や各種研修会での説明、冊子の配布など、子ども条例の周知、啓発を行う 高知県子どもの環境づくり推進計画(第二期)の策定 		<ul style="list-style-type: none"> 周知・啓発 高知県子どもの環境づくり推進委員会の開催(3回) 子ども条例記念日フォーラムの開催(H21.8.22) 子ども条例パネル展示、シールアンケートの実施 県内新小学1年生へのパンフレットの配布 教育委員会主催研修会での子ども条例の啓発(3回) ※H21シールアンケート結果 知っている:35% 知らない:65% 	<ul style="list-style-type: none"> 周知・啓発 高知県子どもの環境づくり推進委員会の開催(年4回予定)予定 H22.4.24(第1回目)、H22.6.5(第2回目) 「子ども条例記念日フォーラム」の開催 高知県子どもの環境づくり推進計画の検証 H22.8.開催予定(第3回目) 子ども条例記念日フォーラムの開催 H22.8.15(開催予定) 「子ども条例」パネル展示・シールアンケート 6.28須崎市 新小学1年生への子ども条例パンフレットの配布 			○子ども条例の認知度のアップ ○子ども条例の認知度のアップ ↓ 子ども条例の理念を踏まえた地域等での活動が広がっている	
★こうち子どもプランの推進と進捗管理											
	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法第9条の基づく高知県の行動計画 人口の自然減、社会減が進行し、少子化に歯止めがかからない状況 児童虐待による致死事件の発生や児童及び生徒の学力・体力面での低下、雇用情勢の悪化など、子どもを取り巻く環境は厳しい 	<ul style="list-style-type: none"> H22.3こうち子どもプラン(後期計画)の策定 計画期間:H22~H26 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗管理方法 検証の仕方 目標事業量の着実な達成 	<ul style="list-style-type: none"> 各部署が責任を持った取組み PDCAサイクルによる進捗管理 		<ul style="list-style-type: none"> こうち子どもプランの策定(H22.3) 	<ul style="list-style-type: none"> プランの策定に基づく進捗の作成 少子化対策推進本部などを通じた進捗管理 22.6.7第1回少子化対策推進本部会の開催 少子化の現状の報告、本部の進め方 今年度の目標事業量達成に向けた取組状況 次年度に向けての来年度予算への取組 			○プランに沿った取組の推進 ○プランの目指す社会像である「子どもを生き育てやすい環境づくり」の実現	
2 少子化対策の推進 (1)県民運動の推進 少子化対策推進費(県民運動推進事業費) 親育ち支援推進事業費(新米ママ応援事業) 家庭・地域教育支援事業費(子育て情報リーフレット作成) 生涯学習推進事業費(体験学習情報提供事業)	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少と高齢化 人口自然減(平成2年~)少子高齢化の進行 (人口動態統計1974~2009) 出生数12,403人~5,415人 出生率(千人当り) 15.5~7.1(全国45位) 合計特殊出生率 2.03~1.29(全国37位) 少子化の要因<1> 子育てへの不安・負担感の増大による夫婦の持つ子供数の減少 核家族の割合 56.8% 全国28位 共働き世帯 世帯数の48.6% 全国20位 三世帯同居世帯 6.8% 全国39位 (H17国勢調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県少子化対策推進県民会議を中心とした企業・団体と連携した取組(高知県少子化対策推進県民会議) 設立:H20.2 構成:県内各分野33団体 家族の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 子どものひとこと宝物 19年度~21年度 子育て応援フォーラム 20年度 11/3 21年度 11/8 子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(H21~) 4回 テレビCMの作成、放映(H21~) 	<ul style="list-style-type: none"> 県民運動の広がり 「県民会議」やその取組の認知度の低下 県民会議の構成団体から傘下の団体などへ活動の広がりにつけきれない 	<ul style="list-style-type: none"> 各構成団体の取組の拡充 広報の充実 		<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組 広報・啓発 各構成団体自ら広報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 	<ul style="list-style-type: none"> 県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 (県民会議活動促進事業費補助金) 			○県民会議の各構成団体の活動の活性化 ・傘下の団体への広がり ・団体同士の連携 ○県民会議やその活動の認知度のアップ	自立した団体として活動
		<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の協力による地域での子育て応援 ・オムツ替えスペースの提供など子ども連れに優しい設備や商品割引・プレゼントなどの優待サービスの実施 第二期 H21.10.1~ H22.6.4登録店舗数 399 	<ul style="list-style-type: none"> 登録店舗数の伸び悩み 制度のPR不足 登録事業者のPR不足(メリットが見えにくい) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録店舗数の増加、利用促進に向けた取組 ・広報により、県民に応援の店の制度、店舗を周知し、利用促進を図るとともに、応援の店として登録することのメリットを示す 		<ul style="list-style-type: none"> 子どものひとこと宝物事業 券集、表彰 11/8グリーンホール 作品集の作成 子育て応援フォーラムの開催(H21.11) 子育て応援情報紙の発行 H21.11~ 4回 テレビCMの制作・放送 (H21.10~ 252本) 県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の思い出宝物事業の実施 協賛企業10社 募集7/1~8/31 表彰10/24 子育て応援フォーラム2010 10.24イオンモール高知 子育て応援情報紙の発行 定期2回特集号3回 22.6.29プロポーザル審査会 テレビCMの放送9月~11月 直販所等への集中的な働きかけ 広報 子育て応援情報紙等での紹介 など 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援フォーラム2010 10.24イオンモール高知 子育て応援情報紙の発行 定期2回特集号3回 22.6.29プロポーザル審査会 テレビCMの放送9月~11月 直販所等への集中的な働きかけ 広報 子育て応援情報紙等での紹介 など 	<ul style="list-style-type: none"> H23継続 H23内容見直し H23内容見直し ★第三期スタート H23.10~ 	○「子育て応援の店」の拡大 ・目標:600 ・直販所や公共施設の登録	すべての市町村で応援の店が登録され、身近に応援の店がある 応援の店のサービス内容のアップ

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：少子対策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
											短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
(2) 地域の子育て支援 少子化対策推進費(少子化対策推進事業) 安心こども基金積立金幼保連携推進費(地域子育て支援センター等職員研修) 現育ち支援推進事業費(子育て支援アドバイザー派遣事業) 家庭・地域教育支援事業費(子育て講座の実施等)			<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て創生事業費補助金による支援 ・H21～H22 ●地域の子育て支援の充実 ・地域子育て支援拠点事業 21市町村38施設 (H21.4現在) ・地域子育て支援拠点センター職員等への研修 ・子育て支援アドバイザーの派遣 ・子育て講座の委託 ・家庭教育サポーターの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の多様なニーズを踏まえたサービスの提供 ●各施策の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の多様なニーズを踏まえた施策・取組みの展開 		<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て創生事業費補助金による支援 6市町村 7事業 24,166千円 ●地域の子育て支援の充実 ・地域子育て支援拠点センター職員への研修 H21.11月開催 ・子育て支援アドバイザーの派遣 16市町村 23ヶ所 28回 ・NPO等による子育て講座の実施(5団体) ・家庭教育サポーターの活動支援 名簿等の情報提供 研修会の開催 ●子育て情報の一元化 ・関係による検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村等の実施する地域の実情に応じた子育て支援への助成 ・民間施設のベビーベッド、ベビーキープ等の整備への助成(地域子育て創生事業費補助金) 最速店等希望調査(6月) → 市町村9月補正対応依頼 ・子育て家庭の多様なニーズを踏まえた取組みの検討 ・ファンドの検討 ・地域子育て支援拠点センター職員の研修 11/16教育センター ・子育て支援アドバイザーの派遣 19市町村33ヶ所37回 助産師8名に奨励 7月～ ・NPO等による地域での子育て講座の実施5団体 見直し ・家庭教育サポーターの活動支援 委嘱作成・配布7月 名簿数 210名 子育て支援ポータルサイトの開設(H22)・運営 課HP検討整理、ポータルサイト内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な実行 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた子育て支援の取組の広がり ○小さい子どもを連れて外出しやすい設備を整備した施設の増加 ○保護者等が子育てについての相談や情報を得る機会の増加 	
	(3) 独身者の出会いのきっかけの応援 出会いのきっかけ応援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化の要因<2>未婚化・晩婚化の進行 ・平均初婚年齢(H21) 男性 30.2歳(全国29位) 女性 28.5歳(全国38位) ・生涯未婚率(H17) 男性 18.7(全国4位) 女性 9.04(全国5位) 	<ul style="list-style-type: none"> ●未婚化・晩婚化への対応(こうち出会いのきっかけ応援事業) 結婚を望みながら出会いの少ない独身者に対して出会いのきっかけとなる場を提供 ・出会いのきっかけ交流会 ・出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・出会い応援回制度 	<ul style="list-style-type: none"> ●出会いのきっかけづくりへの県民の参画 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民会議を中心とする企業・団体と連携した取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●出会いのきっかけづくり ・市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:7団体 企業連携型:1団体 ・県主催の出会いのきっかけ交流会の開催 第1回(12月) 第2回(2月) ・出会い応援回制度の創設(H21.11～) ●地域のお世話焼きの仕組みづくり ・仕組みの検討 ●効果的な情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:7団体 企業連携型:1団体 見直し 出会いのきっかけ交流会の開催 10/11 四万十市 参加要件25歳～40歳定員120人 12/11 高知市 " 30歳～50歳定員120人 継続 2/11 高知市 " 25歳～40歳定員120人 応援団体・会員団体の拡大、具体的なイベントの実施 第1回イベント7/25 三翠園 継続 婚活サポーターの養成、地域での独身者の支援 養成講座9月 継続 専用サイトの開設(H22)・運営 8/23 プロポーザル 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通じた「出会いイベント」の開催 ○婚活サポーターの活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民を巻き込んだ出会いのきっかけを応援する雰囲気醸成 ●結婚相談体制の充実 		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：福祉指導課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		
						区分	年齢	
I ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (5)施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査費		・指導監査を下記施設等に対して定期的に実施している 社会福祉施設 296施設 障害者 40 高齢者 62 児童 20 保育所 176 社会福祉法人 69法人 特例財団法人 25法人	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導 実施回数 原則2年に1回(保育所を含む児童福祉施設は1年に1回) 指導監査結果の公表	定期的に指導監査を実施しているにもかかわらず同じ指摘事項が繰り返されるなど指導が徹底されていない 経過し指摘している主な事例 (法人監査) ・理事会審議が十分行われていない ・理事会への欠席が継続している理事がいる等 (施設監査) ・利用者処遇 事故対応が不適切な事例等 ・防災対策 定期的な防災訓練の未実施等	1 指摘事項が改善されるまで指導を徹底して行うとともに、指導監査結果を公表することで、適正な法人・施設運営を目指す。 2 指摘が改善されない場合、主管課と情報共有を行い、特に運営に著しい不備等が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める。 3 近い将来発生が予想される南海地震や、風水害・土砂災害に対応するマニュアルの作成を促し、災害時の利用者の安全向上を図る。			
	3 セーフティネット施策の充実・強化 (1)低所得者の生活支援の充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費(住宅手当緊急特別措置事業費)(緊急雇用喪失住まい対策事業費補助金) 緊急雇用創出臨時特例基金積立金	・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数:125人(H22.5末) ・就労支援員(市分):8市9人	・H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・ワンストップ・サービスへの参加(12/21) ・年末緊急相談窓口への参加(12/29-30) ・H22.4.1から支給要件緩和(収入要件の緩和、支給期間の延長) ・11市中、8市で就労支援員を配置し、就労指導 ・国に対して、住宅手当及び就労支援員制度のH23年度以降の延長を提案	・さんさん高知への掲載、チラシの配布、テレビ・ラジオなどで広報をしているが、申込者が少ない ・時間措置であり、H22年度末が最終の支給決定となる ・就労支援について、一部の市に就労支援員を配置していない	1 住宅手当について、支給要件緩和の広報を行う。 2 全市に就労支援員を配置し、きめ細やかな就労支援を実施する。 3 国のナショナルミニマムの検討結果に沿った仕組みづくり			
	(2)生活保護対策 行政法人死亡取扱い市町村交付金 生活保護費 生活保護事務費	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10:15.1% →H21:23.7% (H21全国13.8%、第3位) ・被保護世帯数 H10:9,004世帯 →H21:13,679世帯 ・被保護人員 H10:12,276人 →H21:18,535人 ・高齢者世帯の割合が高い(H21:高知県47.7%、全国44.3%) ・稼働年齢受給者の増加(その他世帯の割合、H10:3.8%→H21:12.9%)	・16実施機関に対する事務監査の実施 ・実施機関支援、SV支援 ・自立支援 ・全福祉保健所に就労支援員を配置(計7人)	・保護率の上昇(高知市) ・ケースワーク不足(高知市) ・要保護者の郡部から高知市への流入 ・郡部でも被保護者数の増加 ・自立には就労が必要	1 実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2 漏給防止 ・保護を要する方の発見への取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3 給付防止 ・届出義務の指導の徹底 ・福祉事務所との調査の徹底 ・年金等他施策の活用指導 ・医療扶助の適正化 4 就労支援員の増員 5 貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員			

H21	H22	H23	H24~H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<p>H21~H23</p> <p>1 定期的な指導監査及び結果の公表により、適正な法人・施設運営、利用者の処遇向上を図る。 2 指摘事項が改善されない施設・法人に対し、継続的指導若しくは特別監査を実施し、基準遵守、利用者視点での処遇改善を行わせる。</p> <p>H21定期指導監査実績 ・社会福祉施設 251 ・社会福祉法人 50 ・特例財団法人 12</p> <p>H22~H23 3 南海地震対策対応マニュアルの作成とマニュアルに基づいた訓練実施を指導、地震発生時の利用者の安全確保を図る。</p>				<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>2 災害時の要保護者対策の充実 火災・水害だけでなく南海地震や土砂災害対策への対応マニュアルの作成を推進し、災害発生時に適切な利用者の安全確保を図る。</p>	<p>1 利用者サービスの質の向上 どの施設においても同じサービスが提供できる体制にしたいと、利用者の個々のニーズにあつたサービスが提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p> <p>2 災害時の要保護者対策の充実 災害発生時に、利用者の被害を最小限にする体制を整え、大規模災害発生時に、在宅の要保護者の受入態勢を充実させるよう事業課とも協力して取り組む。</p>
<p>住宅手当制度の発足(H21.10.1)</p> <p>就労支援員の設置</p> <p>就労支援員の増員(H22~、全市12名)</p> <p>制度継続を国に要請</p>				<p>低所得者に対する現行制度の周知徹底及び支援を必要とする方への支援強化</p>	<p>生活保護に至らないためのシステム(第2のセーフティネット)作り</p>
<p>・指摘事項に対するフォロー指導の徹底 ・相談体制及び新規申請対応体制の充実を指導 ・他施策との連携</p> <p>扶助費 3,999,548千円 扶助費 4,123,054千円</p> <p>・母子加算の復活(H21年12月~)</p> <p>・就労支援員の設置(H19~、1名)、就労支援員の増員(H22~、6名) 制度継続を国に要請</p> <p>・子育て支援専門員の設置(H21~、2名)・レセプト審査補助員の設置(H22~、1名)</p> <p>・電算システムの改修(3月稼働)</p>				<p>・実施機関のレベルアップのため審査指導員に対する支援・指導を実施 ・実施機関ごとの改善課題を明確にし指摘事項に対するフォロー指導を徹底 ・自立支援プログラムの活用の徹底</p>	<p>・保護を要する方への最低生活の保障 ・自らの能力等を活用した自立支援システムの構築</p>
<p>H20~H24</p> <p>1 計画的な実地指導を実施し、H24までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 2 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。 4 営利法人事業所に対する監査の実施。(H24で終了)</p> <p>H21実績 実地指導:153事業所 集団指導:1回</p> <p>監査事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。 H21実績 9事業所で実施</p>				<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>1 利用者サービスの質の向上 事業種別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあつた内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p>
<p>H20~H24</p> <p>1 計画的な実地指導を実施し、H24までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 2 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。</p> <p>H21実績 実地指導:6サービス 集団指導:1回 指導監査結果の公表</p> <p>監査事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。 H21実績 2サービス事業所で実施</p>				<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>1 利用者サービスの質の向上 事業種別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあつた内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p>